

ひらつかの環境

平成 27 年度 環境年次報告書



平 塚 市

平塚市の環境行政の推進に御協力いただいております関係各位に対しまして、
深く感謝を申し上げます。

この冊子は、平成27年度の本市の環境の現状と環境保全に向けて講じた施策
を中心にまとめたものです。本書を御活用いただくことで、環境への関心と理解
をより深めていただくとともに、本市の環境保全及び創造に向けた具体的な行動
へのきっかけとなれば幸いです。

平成28年（2016年）12月

平 塚 市

【表紙絵】平成28年度ひらつか環境ポスターコンクール 最優秀賞作品

中央	小学生高学年の部	「虫の宝石タマムシ」	岡崎小学校6年	深澤 あゆりさん
左下	小学生低学年の部	「まもろう!!きれいなひらつか」	真土小学校2年	竹見 美保さん
右下	中学生の部	「守ろう平塚」	浜岳中学校3年	高橋 美羽さん

【巻末】平成28年度ひらつか環境作文コンクール 最優秀賞作品

「僕たちができること」 春日野中学校1年 山崎 隆世さん

目 次

第 1 部 平塚市の環境政策

1	平塚市環境基本計画	2
2	平塚市地球温暖化対策実行計画	4
3	平塚市の率先行動の取組	
	（1）新エネルギーの導入	7
	（2）環境マネジメントシステム	8

第 2 部 環境の現状と市の取組

第 1 章	「環境市民」による活動	12
1	「環境市民」による活動の現状	12
2	「環境市民」の活動促進に向けた市の取組	12
第 2 章	生活環境	18
1	生活環境の現状	18
2	生活環境の保全に向けた市の取組	22
第 3 章	自然環境	24
1	自然環境の現状	24
2	自然環境の保全と再生に向けた市の取組	26
第 4 章	都市環境	30
1	都市環境の現状	30
2	都市環境の保全と創造に向けた市の取組	30
第 5 章	地球環境	35
1	地球環境の現状	35
2	地球環境保全への貢献に向けた市の取組	37

第3部 平成27年度環境基本計画事業実績及び評価

1 重点施策の目標	42
2 重点施策の具体的取組	44
(1)「環境市民」による活動の促進	44
(2)自然環境の保全と再生	46
(3)都市環境の保全と創造	49
(4)地球環境保全への貢献	51
3 基本施策の具体的取組	55
(1)「環境市民」による活動の促進	55
(2)生活環境の保全	55
(3)自然環境の保全と再生	57
(4)都市環境の保全と創造	58
(5)地球環境保全への貢献	60

第4部 環境審議会評価

平塚市環境基本計画（改訂版）の進捗状況に係る点検結果	62
----------------------------	----

第5部 平成27年度地球温暖化対策実行計画事業実績

第1章 温室効果ガスの排出量	68
1 平塚市の2014年度の温室効果ガス排出量推計値	68
2 平塚市役所の2015年度の温室効果ガス排出量推計値	69
第2章 2015年度（平成27年度）の取組状況	70
1 重点的な取組	70
2 施策ごとの実施状況	75

第6部 資料

1 平塚市環境基本条例	86
2 環境用語	90

第 1 部

平塚市の環境政策

- 1 平塚市環境基本計画
- 2 平塚市地球温暖化対策実行計画
- 3 平塚市の率先行動の取組

1 平塚市環境基本計画

「平塚市環境基本計画」（平成12年3月策定）は、環境の保全と創造に関する施策を総合かつ計画的に推進するうえでの基本となる計画です。この計画に基づき、本市では、市民、事業者、市が協働でさまざまな取組を進めてきました。

平成19年3月には、計画策定以降の社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、より着実かつ効果的な取組の推進を図るため、環境基本計画を改訂しました。

（1）計画期間

計画期間は、平成19年度から28年度までとしますが、環境問題を取りまく社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。また、施策や事業計画については、3年毎に見直しを行います。

平成25年度から4年間に実施する施策や具体的取組を第3期事業計画として平成25年3月に策定し、新たに位置付けた生物多様性の保全に向けた検討、温暖化対策に関する取組などを推進しています。

（2）環境基本計画のめざすもの

ア 望ましい環境像

環境基本計画では、市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、「望ましい環境像」を次のとおり掲げています。

「環境市民」が築く環境共生・発信都市ひらつか

イ 4つの基本方針

『環境市民』が築く環境共生・発信都市ひらつかを実現するため、4つの基本方針に基づき、環境の保全と創造に取り組んでいきます。

環境保全・創造への参加と協働

市民・事業者の自発的かつ積極的な参加と市を含めた三者の協働により、将来の世代に継承すべき望ましい環境の保全と創造をたゆみなく行います。

自然と人との共生の確保

丘陵、里山、農地、河川、海などの豊かで身近な自然を大切にするとともに、これらの自然とのふれあいを図り、生態系の一員として自然と人との共生を図ります。

循環型地域社会の実現

日常生活や事業活動の中で環境への負荷を低減し、また大気、水、資源などの望ましい物質循環のシステムが確立された地域社会の実現を目指します。

広域的取組の推進

行政間や団体間の連携を図り、互いの活動に積極的に参加・協力することにより、環境の保全と創造についての広域的な取組を推進します。また、その中で先導的な平塚らしい取組を発信していきます。

（３）施策の体系〔第3期事業計画〕

第3期事業計画（平成25年度～28年度）では、5つの「施策の方向」と「めざすがた」の実現に向けて、13の「施策の柱」とそれらを実現するために必要な24の「施策の項目」を設定しました。「施策の項目」のうち、28年度までの4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」、それ以外の施策を「基本施策」とし、「重点施策」については、目標と事業計画を掲げています。

施策の方向	施策の柱	施策の項目
1 「環境市民」による活動の促進	1-1「環境市民」をふやします	1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実【重点】 2 地域における環境教育の充実【基本】
	1-2「環境市民」の取組や連携を支援します	1 市民活動や企業の取組に対する支援【重点】
2 生活環境の保全	2-1 空気や水をきれいにします	1 大気環境の保全対策の推進【基本】 2 水環境の保全対策の推進【基本】
	2-2 安全で快適な生活を守ります	1 化学物質対策の推進【基本】 2 土壌汚染・地下水汚染への対応【基本】 3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組【基本】
3 自然環境の保全と再生	3-1 生物多様性を保全します	1 生物多様性の保全対策の推進【重点】
	3-2 里山を保全し再生します	1 里山の保全・再生とふれあいの推進【重点】
	3-3 水辺の自然を再生します	1 川や海の自然環境の再生とふれあいの推進【基本】
	3-4 農地を保全し活用します	1 農業の活性化と農業とのふれあいの推進【重点】 2 環境に配慮した農業の推進【基本】
4 都市環境の保全と創造	4-1 うるおいとやすらぎのあるまちにします	1 みどりのネットワークの形成【重点】 2 さわやかで清潔なまちづくりの推進【重点】 3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進【基本】
	4-2 環境共生型のまちづくりを進めます	1 環境共生モデル都市の形成【基本】 2 交通の円滑化の推進【基本】 3 ヒートアイランド対策の推進【基本】
5 地球環境保全への貢献	5-1 地球温暖化防止に取り組めます	1 新エネルギーの導入促進【重点】 2 くらしや事業活動における環境への配慮の促進【重点】
	5-2 循環型社会をつくれます	1 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進【重点】 2 不法投棄防止対策の推進【基本】
	5-3 広域的な環境保全に取り組めます	1 市民活動との協働と広域的な連携による施策の推進【基本】

2 平塚市地球温暖化対策実行計画

本市では、「平塚市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成15年4月から市の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出の抑制に取り組んでいます。より一層の温室効果ガスの排出の抑制に向けて平成20年3月に同計画を改訂しました。同計画（改訂版）と市民・事業者など市域全体を対象とする「平塚市地球温暖化対策地域推進計画」が平成23年度をもって計画期間が終了することから、これまでの成果や課題を踏まえ、新たな時代認識と中長期的な視点に立った新たな「平塚市地球温暖化対策実行計画」を平成24年2月に策定しました。

この計画は、区域施策編と事務事業編から成り、市域及び市の事務・事業活動から排出される温室効果ガスの排出量の削減目標を定めています。

ア 平塚市地球温暖化対策実行計画－区域施策編－

（ア） 温室効果ガス排出量の削減目標

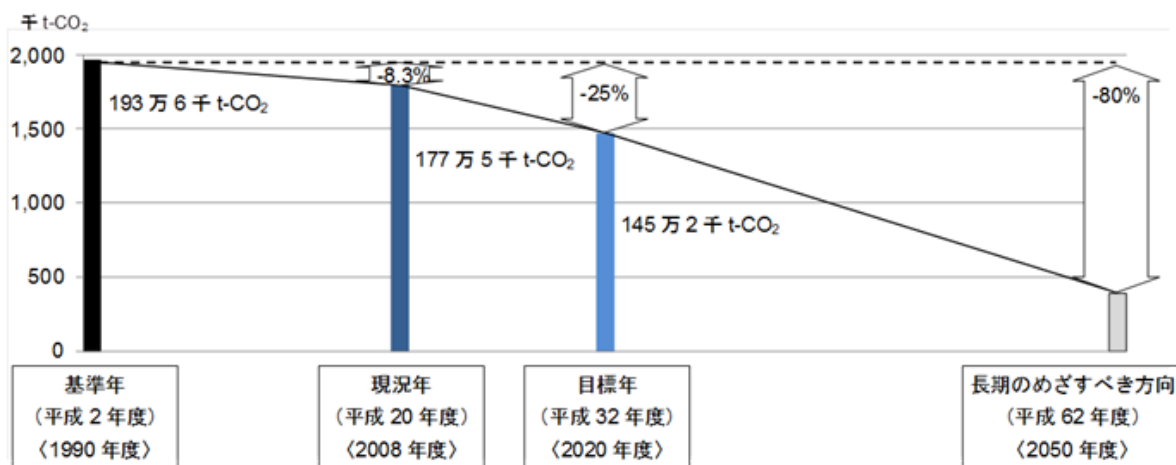
平成32年度（2020年度）までに平塚市域における
二酸化炭素の排出量を基準年比で25%削減します。



長期のめざすべき方向は
平成62年度（2050年度）までに基準年比で80%の削減です。

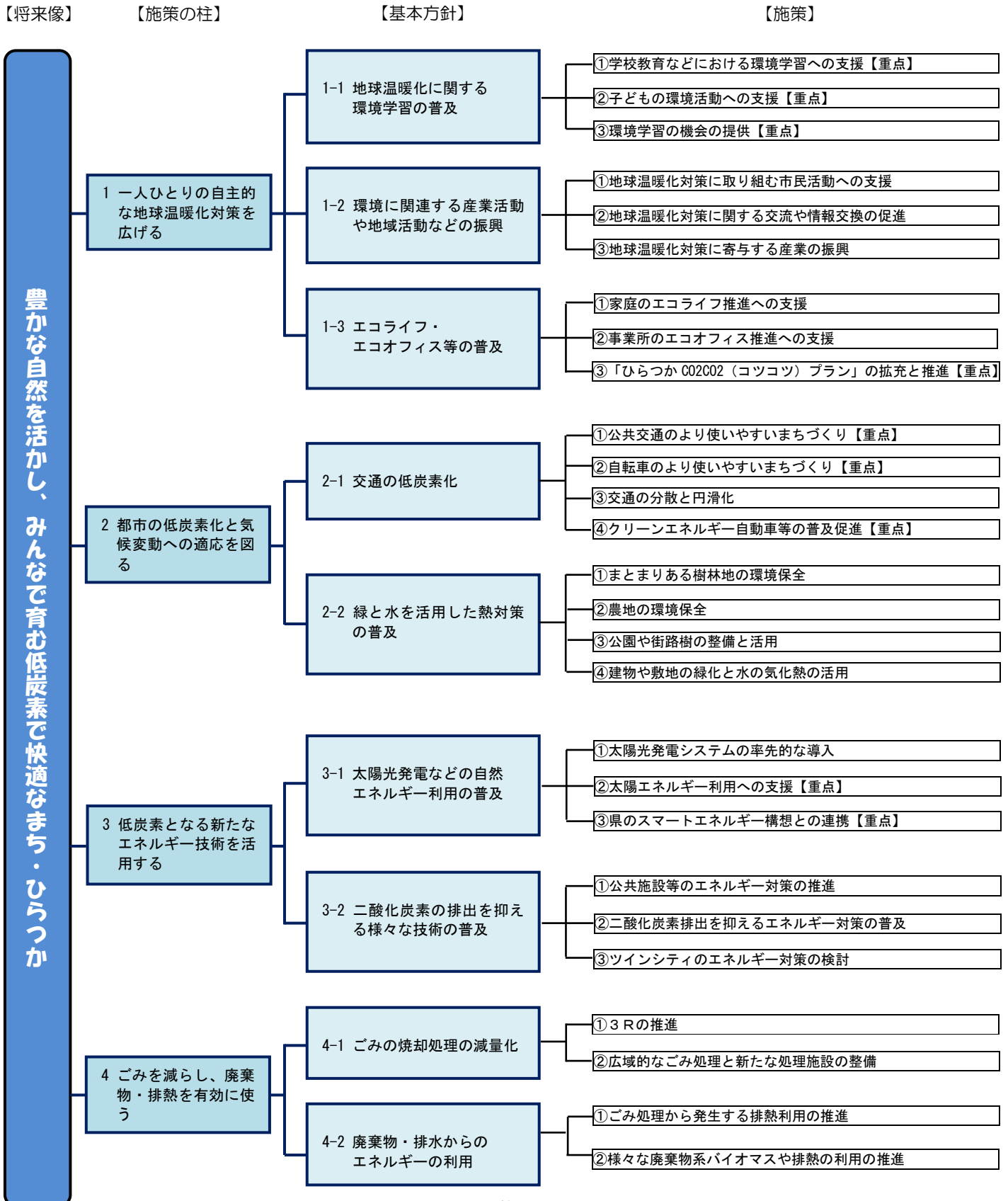
基準年は、京都議定書に準じ平成2年度（1990年度）としています。

平塚市域の二酸化炭素排出の削減目標



(イ) 計画の体系

本計画では、将来像、施策の柱、基本方針、施策を次のように体系化し、計画的な推進を図ります。



イ 平塚市地球温暖化対策実行計画―事務事業編―

本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に関わる分野を事務事業編として位置付け、本市独自の環境マネジメントシステム（ひらつかエコモード）等を推進し、より一層の温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

（ア） 温室効果ガス排出量の削減目標

平成 32 年度（2020 年度）までに全庁における二酸化炭素の排出量を
平成 18 年度（2006 年度）比で 25%削減します。

（イ） 目標達成に向けた取組項目

重点的に取り組む項目	建築から数十年が経過した公共施設には老朽化した空調機器や電気設備があるため、設備機器の更新時において省エネ型の設備機器を積極的に導入し、省エネルギー効果を高めることで、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減に努めます。また、特に省エネルギー効果が期待できる取組については、計画的な更新を推進します。 1 照明に関する取組 2 O A 機器に関する取組 3 庁用自動車に関する取組 4 環境に配慮した契約に関する取組 5 新たな施設整備に関する取組 6 再生可能エネルギーに関する取組
事務所等における取組項目	事務所等における取組については、「ひらつかエコモード」の運用に基づき、公共施設の管理運営における環境負荷を最小限に抑えるよう努力します。 1 資源・エネルギーの有効利用に関する取組 2 庁用自動車の利用に関する取組 3 公共施設の整備及び管理運営に関する取組 4 廃棄物の削減に関する取組 5 イベント開催時に関する環境配慮の取組 6 業務の改善に伴う環境工夫の取組

3 平塚市の率先行動の取組

(1) 新エネルギーの導入

本市では、家庭用燃料電池の設置に対する助成等による新エネルギーの導入を促進するとともに、公共施設に率先して新エネルギーを導入し、普及を図っています。

ア 新エネルギーとは

- 自然エネルギー……太陽エネルギー、風力エネルギー、小水力エネルギー、バイオマスエネルギー
- リサイクルエネルギー……廃棄物利用エネルギー、工場廃熱等未利用エネルギー
- 従来型エネルギーの新利用……コージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車

イ 公共施設への新エネルギーの導入

本市では、公共施設に率先して太陽光発電システムの設置を図ることなどにより、新エネルギーの導入に取り組んでいます。

■主な太陽光発電システム導入実績

土屋公民館	土屋1864-1	8.5 kW
ひらつかサン・ライフアリーナ	中堂246-1	4.5 kW
万田貝塚住宅2号棟・3号棟	万田493	5 kW・5.4kW
勝原小学校	高村45	2 kW
保健センター	東豊田448-3	5 kW
花水小学校	龍城ヶ丘5-62	2 kW
中原公民館	御殿2-17-38	10.8kW
西部福祉会館	公所868	5 kW
松原小学校	天沼7-10	7.5kW
太洋中学校	高浜台7-1	10.4kW
消防署大野出張所	東豊田448-3	4kW
環境事業センター	大神3230	3kW
市庁舎本館	浅間町9-1	20 kW
市民病院	南原1-19-1	10kW



市庁舎本館には太陽光パネルが設置されています。

（２）環境マネジメントシステム

平塚市環境基本条例では、市の責務のひとつとして、自らの事業活動に伴う環境負荷の低減に率先して努めることとしています。本市は平成12年2月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証（審査登録）を取得し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてきました。

平成21年度からは、ISO14001の運用で得られたメリットを引継ぐとともに、本市の現状と課題を踏まえた独自の環境マネジメントシステム「ひらつかエコモード」を導入しました。これによりエネルギー管理を中心とした、事業活動に伴う環境負荷の低減に組織全体で取り組んでいます。

ア 全課共通の目標（電気・ガソリン・燃せるごみの削減）の推進状況

平成23年度から取組を開始した省エネ法に基づく特定事業者の責務として、エネルギー使用量の削減が継続的に求められていることから、平成27年度は事務・事業におけるエネルギー使用量並びに二酸化炭素排出量の大半を占める電気使用量と、全課で使用頻度が高いと思われるガソリン使用量の削減を全課共通の取組と本市の達成目標として位置付けました。また、用紙削減量は、今年度も引き続き削減目標として位置付けました。

取り組み項目	目標値	目標達成
電気使用量の削減	平成26年度比 1.0%の削減	○（2.6%削減）
ガソリン使用量の削減	平成26年度比 1.0%の削減 （消防使用分を除く）	○（1.2%の削減）
用紙使用量の削減	平成26年度比 2.0%の削減 （事業課使用分、一時的・臨時的な使用を除く）	×（12.2%の増加）

イ グリーン購入の推進

物品の調達において「平塚市グリーン購入調達方針」に基づきグリーン購入に取り組みました。

ウ 環境監査の取組

組織全体での取組水準の維持、環境配慮行動の定着を確実なものとするため、職員による環境監査（環境活動の成果等の監査、環境法令等順守状況監査）を実施しました。平成27年度は、優良事項として53件が抽出されました。その中から以下の4件を選出し、優秀事項として評価しました。

監査を行ったすべての組織において、エコモードに沿って、概ね適切な取組がなされていましたが、是正事項として観察事項2件、改善事項1件の指摘がありました。

《平成27年度の優秀事項》

環境保全課 『公用車の利用予約簿への「車を利用しなければならない理由」の記載』

課の公用車を利用する際に記載する予約簿に、「車を利用しなければならない理由」を記載させ、ガソリンの使用削減を職員に意識させる取組を行っていた。「車を利用しなければならない理由」には、使用毎に「目的地が2km以上離れた遠方であるため」、「雨天であるため」、「資機材運搬の必要があるため」、などを記載するルールになっており、公用車の使用前に各職員が、「車の使用の必要性」について考える機会になっている。

みどり公園・水辺課 『職員が作成した看板を施設内に効果的に貼りだすことによるアイドリングストップの周知徹底』

アイドリングストップの看板を、職員が手作りでラミネート加工して作成し、駐車場内だけでなく、公園内のトイレなどドライバーの目につきやすい場所にも掲げることで、周知徹底を図っている。



下水道整備課 『電気・ガソリン・用紙の使用量等を示すグラフや図案を使った資料の作成と活用』

電気・ガソリン・用紙の使用量についてグラフや図案を使った資料を研修に用いたり、課内に貼り出すなどして、エコモードの周知に工夫が見られる。



消防総務課 『サーバー内の掲示板の利用による用紙削減と、パソコン立ち上げ時のスタートアップ設定による事務連絡やエコモードの周知の徹底』

エクセルで作成した掲示板のファイルを、職員がサーバー上で共有することで、事務連絡等による用紙の使用を削減していた。また、各職員がパソコンを起動した時に自動的に掲示板が表示されるようにスタートアップの設定することで、日常の事務連絡やエコモードの取組の周知等の情報共有が飛躍的に向上され、用紙使用量の削減や事務の効率化が図られている。

第2部

環境の現状と市の取組

- 第1章** 「環境市民」による活動
 - 1 「環境市民」による活動の現状
 - 2 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組
- 第2章** 生活環境
 - 1 生活環境の現状
 - 2 生活環境の保全に向けた市の取組
- 第3章** 自然環境
 - 1 自然環境の現状
 - 2 自然環境の保全と再生に向けた市の取組
- 第4章** 都市環境
 - 1 都市環境の現状
 - 2 都市環境の保全と創造に向けた市の取組
- 第5章** 地球環境
 - 1 地球環境の現状
 - 2 地球環境保全への貢献に向けた市の取組

第1章 「環境市民」による活動

1 「環境市民」による活動の現状

環境問題を解決し、豊かな環境を守り育てていくためには、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する「環境市民」を増やし、取組を広げていく必要があります。

市内では、学校や事業所、地域など、それぞれの場において環境教育や環境保全活動が進められています。幼稚園・小中学校では、「わかば環境 ISO」（学校版環境 ISO 制度）に沿って園ぐるみ・学校ぐるみで特色ある環境教育が進められています。事業所では、ISO14001 の認証取得などによる事業活動を通じた環境配慮の取組が行われています。地域では、市民活動団体による環境保全活動や、市民、事業者、行政による連携した活動が展開されています。また、環境保全活動を実践する市民が集まって組織される「ひらつか環境ファンクラブ」では、会員相互の情報交換や市民に向けた情報発信等を行っています。

本市では、環境教育の場の提供や各主体への情報提供などにより、「環境市民」の活動を促進するための支援を行っています。

■「環境市民」の活動にかかわる目標の進捗状況

目 標	27 年度目標	27 年度実績	進捗評価
わかば環境 ISO で独自の分野に取り組んでいる幼稚園・小中学校数	55 園・校	53 園・校	○
ひらつか環境ファンクラブの会員数	180 人	105 人	×
平塚市環境共生型企业懇話会の参加企業延べ数	100 企業	55 企業	×

2 「環境市民」の活動促進に向けた市の取組

(1) 幼稚園・小中学校などでの環境教育

ア わかば環境 ISO

「わかば環境 ISO」は、環境保全を目指し、身近な学校生活から園児・児童・生徒・教員等が園ぐるみ・学校ぐるみで環境にやさしい活動を継続して実践するための本市独自の制度です。すべての市立幼稚園・小中学校と、5園の私立幼稚園で取組を進めています。園・学校では、国際規格である ISO14001 の環境マネジメントシステムを基本として、取り組むメニューを決め（P）、実行・実践（D）、結果の記録（C）をもとに、役割やメニューを定期的に見直し（A）、毎年繰り返して取り組んでいます。

● 取組の推進

取組の内容は、共通メニュー（省資源、省エネ、ごみの減量化）と独自メニューがあり、園・学校ごとに自由に取り組むメニューを選びます。園・学校での取組を充実していくため、「学校担当者研修会」を活用した先進的な取組事例に関する情報提供や、発達段階に応じた取組の例としてホームページを活用して幼稚園、小中学校の取組を紹介しています。

■ 独自メニューの主な取組

フラワーボランティアによる校内緑化推進／給食の残飯で堆肥づくり(地元の農家で野菜栽培に使用し、できた野菜を給食に使う。)／テープ類の巻き芯回収／環境委員会によるプラクルの回収／牛乳パックのリサイクル／グリーンカーテンの設置／エコカップの回収／月1回「カラッポデー」の実施で給食の残量の減量化を図る／各教室や廊下のスイッチ付近に節電ポスター掲示／自然物や廃材を使った教育活動の推進／ビオトープ作りなど

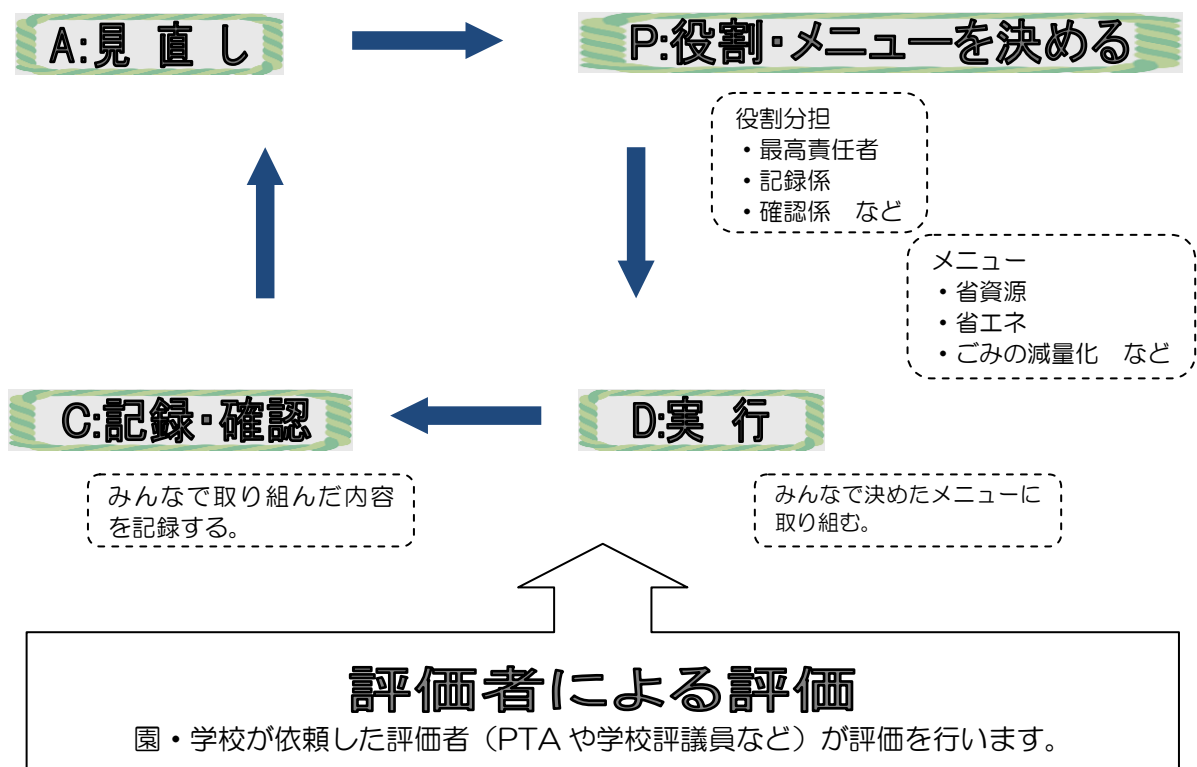
● 評価・わかば証書の交付

平成21年度からは、制度の簡素化を図り、各園・学校ごとに依頼した評価者による評価を実施しています。学校担当者研修会やホームページ等を活用して情報交換をしています。また、3年に1度、各園・学校の代表者が出席していた認定証交付式に代わり、平成21年度から評価者による評価の結果を踏まえ、「わかば証書」を交付しています。平成27年度は、市立の全48園・校及び私立幼稚園5園に証書が交付されました。幼稚園と小学校においては2～3年かけて、全園・校に事務局職員が訪問して直接交付します。



幼稚園での証書交付の様子

わかば環境！SOの仕組み



イ 保育園における環境への取組

七夕飾りや作品展の作品をペットボトルや牛乳パック等で制作し、廃材の有効利用を進めています。また、ゴーヤ等を利用したみどりのカーテンの作製や、手洗いや水遊び時に節水を心がけるなど、園生活の中で子どもたちに節電、節水の大切さを伝えています。さらに、園だよりや保護者会、開放だより等で環境配慮行動に関する情報を発信したり、保護者参加の行事ではマイ箸・マイ皿を使用するなど、家庭に対しても環境配慮を呼びかけています。

(2) 環境学習の充実に向けた取組

ア ごみ学級

小学校4年生を対象に、訪問学級として身近な問題である「ごみ」をテーマにした「ごみ学級」を毎年実施しています。ごみ学級は、ごみの分別などについて小学生が分かりやすく、関心を持てるよう、職員と市民ボランティアによる人形劇やごみ収集車の展示などを交えて開催しています。



「ごみ学級」の実施風景

イ 環境学習ガイドホームページ

学校教育における環境学習の促進に向けて、より多くの児童・生徒が環境問題に関心を持ち、知識を深めるための学びやすい仕組みづくりとして、平成19年度から「ひらつか環境学習ガイドホームページ」を公開しています。内容は、「生き物」、「川と水」、「空気」、「食べ物」、「ごみ」、「エネルギー」の6つのカテゴリーから環境問題を考えられるようになっており、本市の環境の現状についても分かりやすく解説しています。

ひらつか環境学習ガイドホームページ



二酸化炭素の排出量を計算してみよう！

電気		kWh × 0.35 =	0 kg
都市ガス		kWh × 2.27 =	0 kg
プロパンガス		kWh × 6.60 =	0 kg
水		kWh × 0.36 =	0 kg
ガソリン		kWh × 2.32 =	0 kg
合計			0 kg

みなさんが使っている電気や水道などで、どれくらい二酸化炭素を出したことになるのでしょうか。一週間に使った二酸化炭素の量を計算してみよう。

環境政策課のトップページから「ひらつか環境学習ガイド」をクリック!!

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo-s/gakushu>

ウ 環境ポスター・作文コンクール

作品の創作等を通じて小・中学生の環境への関心を高めるため、「ひらつか環境ポスター・作文コンクール」を実施しています。平成27年度は、環境ポスター（小学生低学年の部、小学生高学年の部、中学生の部）に353点、環境作文（中学生対象）に81編の作品が寄せられました。

※ 平成28年度の最優秀賞作品を本冊子の表紙と裏表紙（内側）に掲載しています。

エ 環境学習講座等

子どもたちの環境への関心を高めるための取組として、地域の市民活動団体等と協力し、里山体験などをテーマとした「こども環境教室」を開催しています。また、びわ青少年の家や公民館、博物館の各施設では、「こども自然体験教室（びわっ子クラブ）」や「生き物観察会」、「野鳥観察会」、「綿花を使ったオーナメント作り」など、自然や環境について学べるさまざまな学習機会を提供しています。



綿花を使ったオーナメント作り

■平成27年度に実施した主な環境教室

◆こども環境教室 海編

内 容：ビーチコーミング、ビーチクリーン、
遊漁船からの相模湾観察等

実施日：平成27年8月6日（木）

参加者：31人



◆こども環境教室 里山編

内 容：昆虫探し、カボチャ探し、竹細工教室、
里山遊び

実施日：平成27年8月1日（土）

参加者：94人



◆夏休み金目川の生き物観察会

内 容：水中に住む生き物調べ、みんなでつくる
ミニ水族館と魚とのふれあい、野外顕微鏡で
小さい生物をみてみよう

実施日：平成27年8月2日（日）

参加者：150人



オ 出前講座

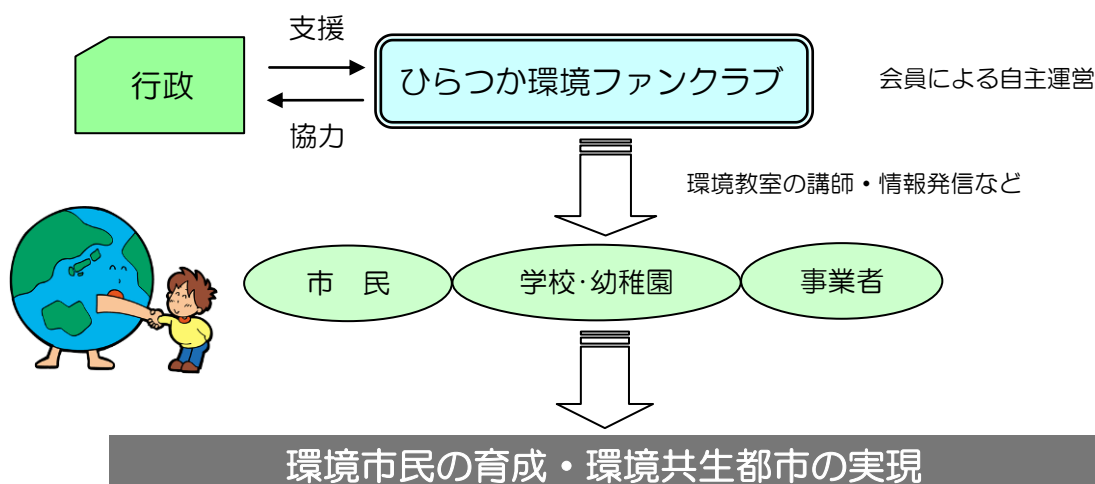
地球温暖化などの環境対策を分かりやすく学べる機会として、豊富な知識と経験を持つ「ひらつか環境ファンクラブ」の会員を講師として派遣する「地球温暖化対策出前講座」を実施しています。学校や地域を対象に、平成27年度は10回開催し、316人が受講しました。

（３）市民の取組に対する支援

ア ひらつか環境ファンクラブ

「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境に興味がある人や活動を実践している人同士がネットワークを作り、知識や技術・体験などを会員同士や多くの市民と情報交換することを目的として発足しました。本市では、「ひらつか環境ファンクラブ」との協働により、環境教室や活動発表会などの環境啓発活動を実施しています。

環境ファンクラブの仕組み



※活動の詳細等は、次のホームページをご覧ください。

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyous/fanclub.htm>

● 会員構成

会員は、18 歳以上の個人か市内で活動している団体で、環境関係の有識者や実践者、環境に興味がある人を対象としており、身近なごみ問題から自然環境保全、地球温暖化対策など、さまざまな分野で活動している市民が登録されています。平成28年3月末現在では、81 個人・24 団体が登録しています。

■ ひらつか環境ファンクラブ団体会員（平成28年3月末現在）

団体名	活動分野	団体名	活動分野
相模川湘南地域協議会	自然環境	平塚をみがく会	都市環境
金目川水系流域ネットワーク		NPO 法人環境デザインセンター	
里山をよみがえらせる会		環境にスマイル、ひらつか	
丹沢山塊の自然を考える会		漂着物を拾う会	
馬入水辺の楽校の会		ひらつかEサービス	
エコ・ミュージアム金目まるごと博物館推進委員会		平塚市料理飲食業組合連合会	
社会福祉法人 進和学園 しんわろネッサンス		ごみを活かす会	
土屋里地里山再生グループ		湘南地域行政モニターOB会	
平岡幼稚園		NPO法人かながわ天ぷら油回収センター	地球環境
子供と親の環境教室「地球っ子ひろば」	環境教育	NPO法人ひらつかエネルギーカフェ	
NPO法人神奈川県環境学習リーダー会		NPO法人 WE21 ジャパンひらつか	
		PV-NET 神奈川地域交流会・PV 湘南	
		ペットキャップリサイクル湘南	

●活動内容

平成27年度は、多くの市民が環境活動に自ら率先して取り組むために環境市民を養成することを目的として環境市民講座を開催しました。また、「ひらつか環境フェア2015」などで子どもや家族連れを対象とした環境教室や会員の活動を紹介したパネル展示を開催しました。



環境フェアでの環境教室の様子

イ 市民活動団体への財政支援

市民活動の活性化を目的として、市民活動団体の公益的な活動・事業に対して助成を行う「ひらつか市民活動ファンド」では、環境分野の活動をする3団体が審査会で助成団体に選定されました。

ウ 地域の環境保全を担う団体への支援

緑地や公園等の地域の緑化に取り組む緑化モデル団体、公園愛護会、地域の美化活動に取り組む地区美化推進委員会に対して、事業費の助成や研修会の開催、会報誌の発行やちらしの作成等、財政面・活動面からさまざまな支援をしています。

（４）企業への取組に対する支援

ア 平塚市環境共生型企业懇話会の開催等

環境にやさしい企業活動の推進を目的とする企業が集まり、環境共生型企业懇話会を開催しています。講演会や施設見学会、環境への取組事例の紹介等、企業間の情報交換を通じて、企業の環境意識の維持・向上を図っています。本市では、この懇話会の開催を支援するとともに、講演会等の機会を利用し、市の環境政策への協力の依頼や公害関係法令に関する説明会を実施しています。



環境共生型企业懇話会

第2章 生活環境

1 生活環境の現状

(1) 大気環境

市内の測定局において、窒素酸化物（5地点）、硫黄酸化物（4地点）、浮遊粒子状物質（5地点）、一酸化炭素（1地点）、光化学オキシダント（4地点）、微小粒子状物質[PM2.5]（1地点）の常時監視測定を実施しました。平成27年度の測定結果は、全地点で二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（長期的評価）、微小粒子状物質は環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントが非達成でした。

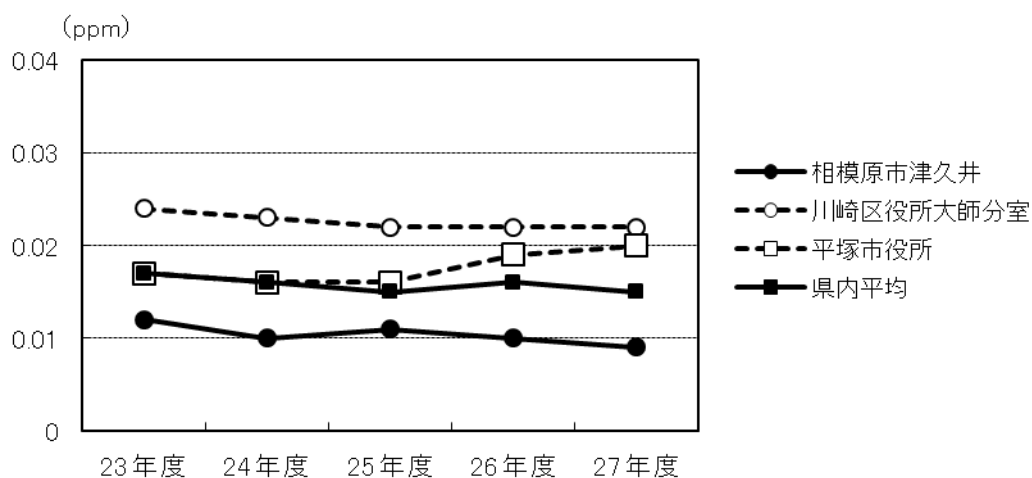
光化学オキシダントは、主に工場からの排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線による化学反応を起こして生じます。光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となり、その状態が継続すると判断した場合に、神奈川県が光化学スモッグ注意報を発令しています。平成27年度は、湘南地域での光化学スモッグ注意報の発令回数は3回でした。（県内の発令区域は8地域に区分されています。）光化学スモッグの発生はそれらの物質の濃度だけではなく、気象条件とも密接な関係があり、気温が高い、風が弱い、日差しが強いといった条件が重なると光化学スモッグ注意報等の発令の可能性が高くなるため、注意が必要です。

PM2.5は、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子を指します。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。神奈川県では、PM2.5の大気中の濃度が高くなると予想されるときには、高濃度予報を行っています。平成27年度は、神奈川県内に高濃度予報は出ませんでした。

このほか、継続的に摂取した場合に人の健康を損なう恐れのある、有害大気汚染物質の監視を3地点で実施しました。環境基準が定められているベンゼン等の4物質は、全地点で環境基準を達成しました。

◆◆二酸化窒素濃度の経年推移◆◆

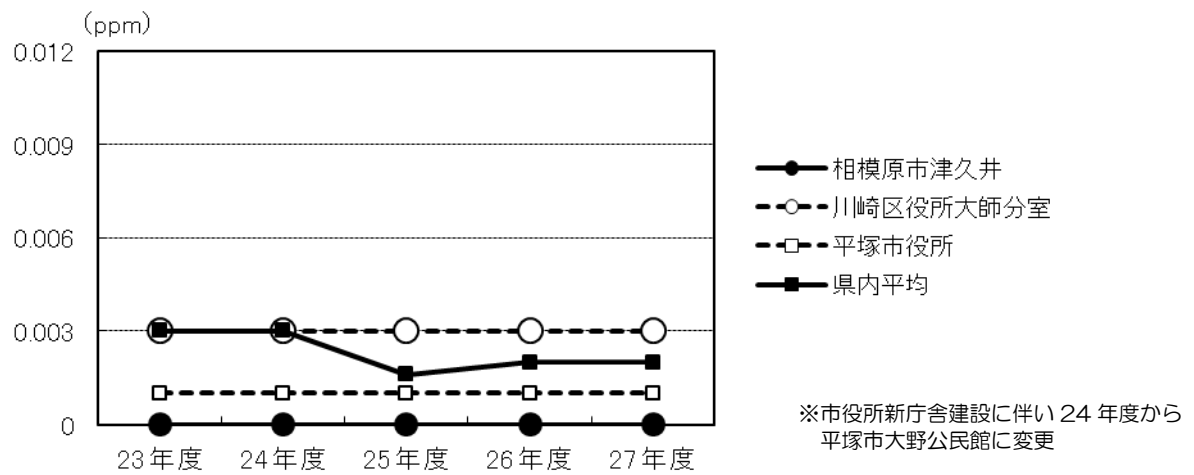
（一般環境大気測定局（注1）における年平均値）



※市役所新庁舎建設に伴い24年度から平塚市大野公民館に変更

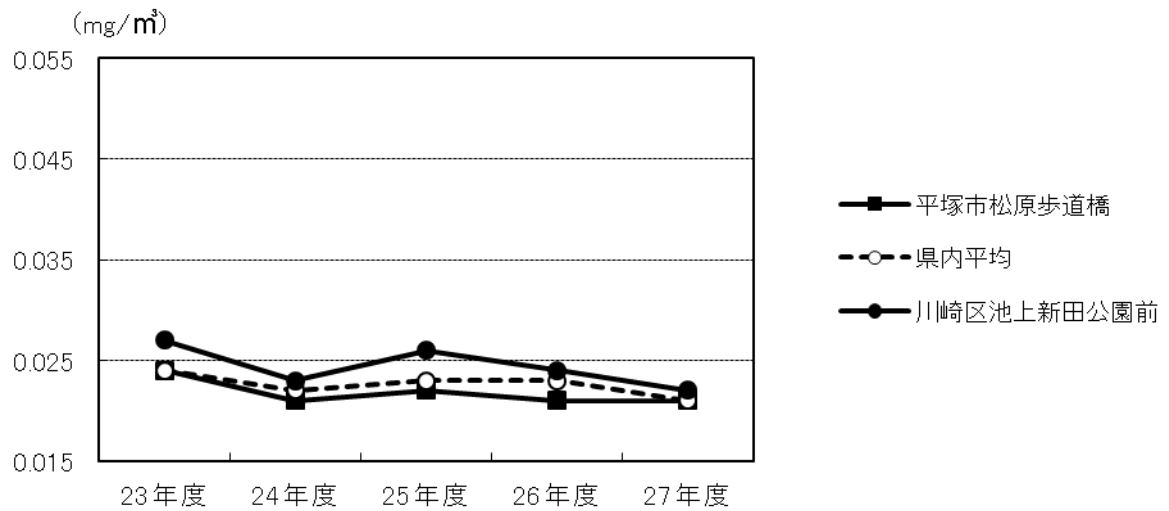
◆◆二酸化硫黄濃度の経年推移◆◆

(一般環境大気測定局における年平均値)



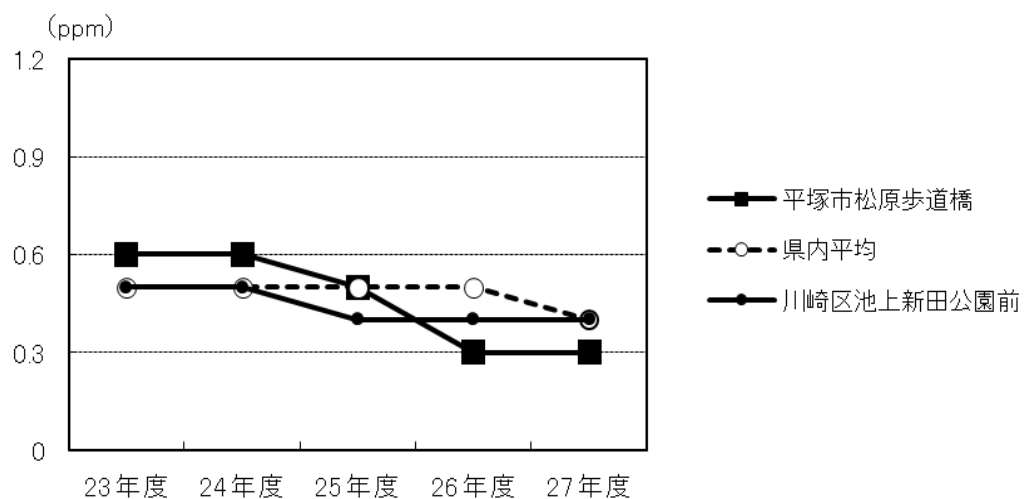
◆◆浮遊粒子状物質濃度の経年推移◆◆

(自動車排出ガス測定局(注2)における年平均値)



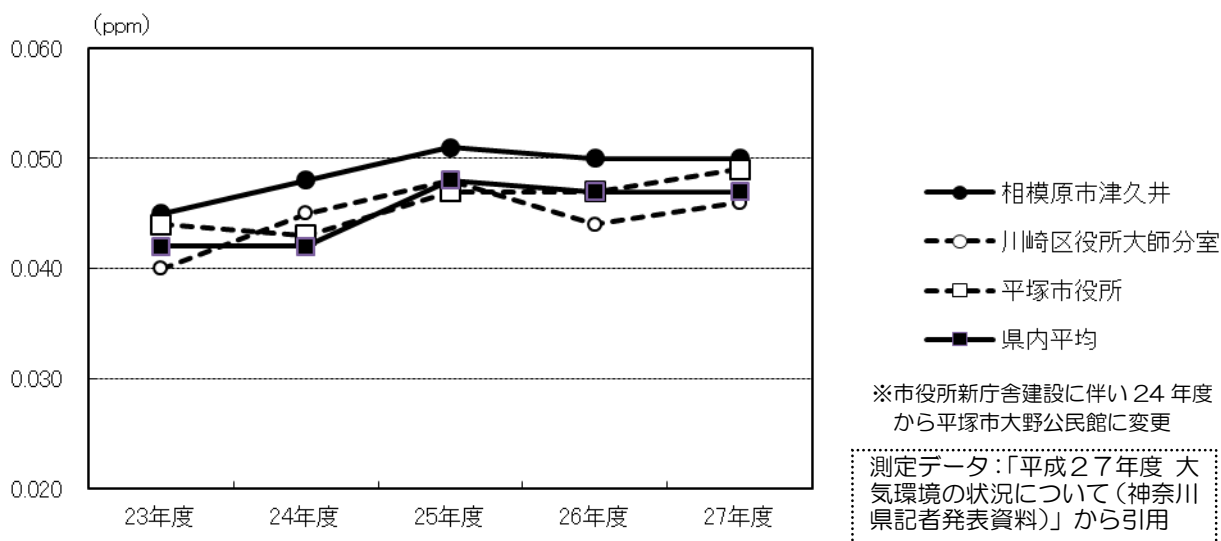
◆◆一酸化炭素濃度の経年推移◆◆

(自動車排出ガス測定局における年平均値)



◆◆光化学オキシダント濃度の経年推移◆◆

(一般環境大気測定局における昼間の日最高1時間値の年平均値)



(注1) 一般大気環境の汚染状況を常時監視する測定局

(注2) 自動車走行による大気汚染状況を常時監視するため、交差点、道路、道路端付近に設置された測定局

(2) 水環境

平成27年度は、河川23地点、海域(相模湾内)1地点、地下水24地点で水質測定を実施しました。水質汚濁指標の一つであるBOD(生物化学的酸素要求量)の測定結果(年平均値)は、相模川水系や金目川水系等の本川、流入排水路や流入河川の96%の地点で環境基準値を下回っていました。地下水は、67%の地点で環境基準値に適合していました。環境基準値を超過した地点は追跡調査を実施し、監視を続けています。また、公共用水域水質測定計画に基づき、国及び県が環境基準点で実施した水質測定のうち、本市域を流れる河川に関するBODの平成27年度測定値(年平均値)は、全地点で環境基準値を下回っていました。(次項参照)。

(3) 騒音・振動

騒音・振動については、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動や新幹線騒音・振動の自主測定を実施しています。

平成27年度は、自動車騒音常時監視測定を5路線7地点で実施し、環境基準の達成率は、84.4~100%でした。自動車騒音・振動測定は、8路線9地点で実施し、騒音は4地点で環境基準値に適合、振動は全地点で要請限度値以下でした。

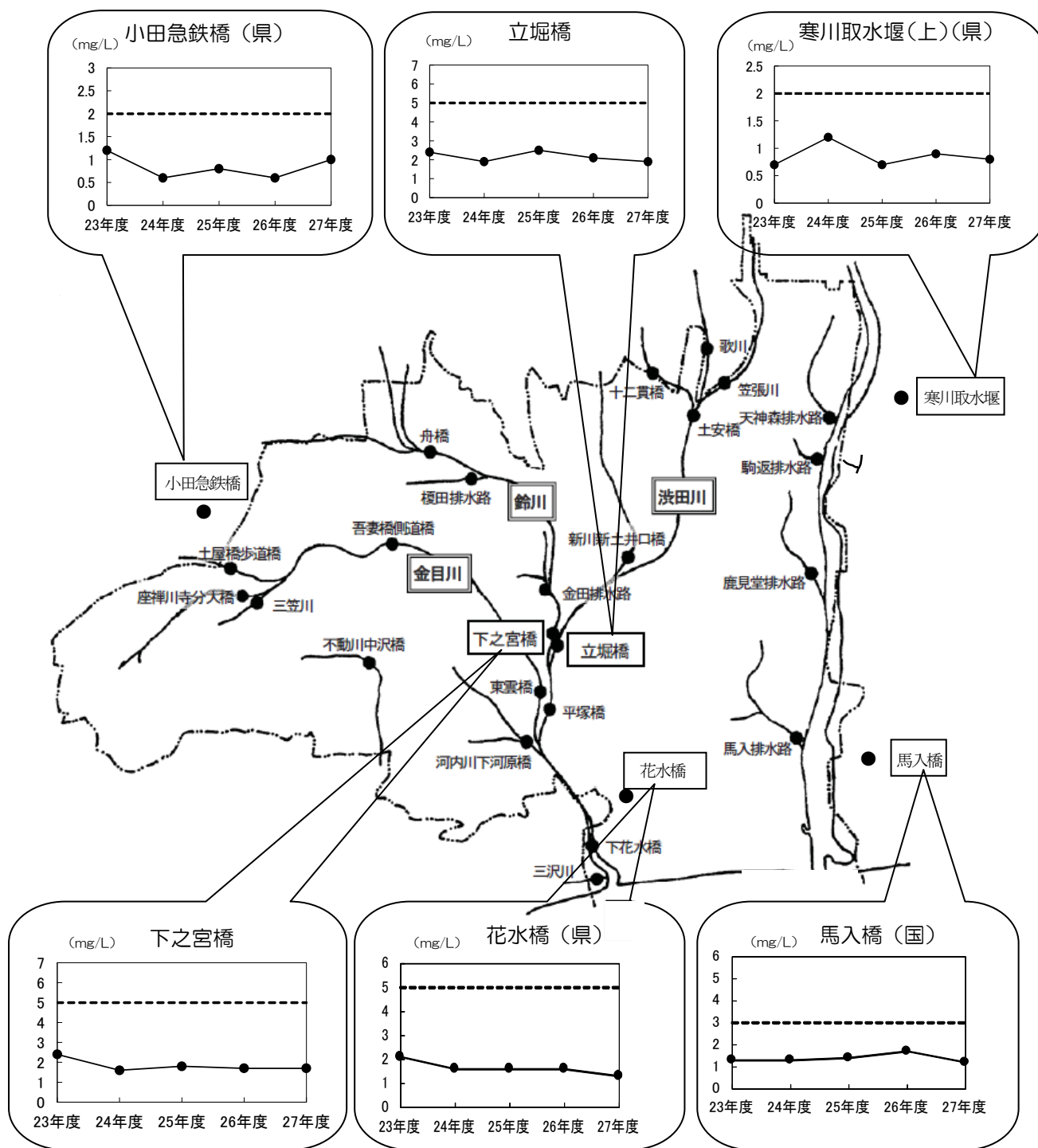
新幹線騒音・振動測定は、6地点で実施し、騒音は4地点で環境基準値を超過、振動は全地点で勧告指針値以下でした。

(4) 苦情相談

公害苦情には、屋外燃焼行為(野焼きや小型焼却炉の使用)に伴うばい煙による大気汚染や悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や空調機の室外機等から発生する騒音・振動をはじめ、河川における魚の死亡事故や河川・水路・道路側溝に油等が流出する水質事故等も含まれています。

平成27年度の苦情件数は、平成26年度と比べ49件減少し、87件でした。

◆◆環境基準点等におけるBODの経年変化（年平均値）◆◆



※本市が実施した各種監視測定データの詳細は、「ひらつか環境測定レポート」をご覧ください。

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyou-h/khreportdl.htm>

2 生活環境の保全に向けた市の取組

（１）大気環境の保全対策

ア 事業活動に伴う大気汚染の防止対策

本市では大気汚染調査として、大気自動測定機による測定を実施しています。さらに、発生源対策として大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して指導等を実施しています。平成27年度は環境月間立入調査、冬季の立入調査を行い、測定結果等の確認及び指導を実施しました。また、苦情発生時、アスベスト排出工事などの立入調査(137件)・指導等を実施しました。

■大気常時監視測定局

1	神田小学校	田村 6-1-1
2	大野公民館	東真土 2-12-1
3	松原歩道橋	天沼 2-5
4	花水小学校	龍城ヶ丘 5-62
5	旭小学校	河内 307

イ 自動車利用に伴う大気汚染の防止対策

環境にやさしい自動車利用の普及を図るため、電気自動車等の軽自動車税の減免措置並びに駐車場料金の割引制度に関する周知に努め、駐車場料金の割引制度に80台の登録がありました。

また、本市の率先行動として、庁用自動車に低公害車の導入を進めるとともに、電気自動車等購入費補助金制度により、20台の電気自動車導入補助を行いました。

（２）水環境の保全対策の推進

ア 生活排水の適正な処理

公共下水道は、衛生面や水質汚濁防止の面から都市環境整備の重要な役割を担っています。本市では、昭和39年に第1期工事を開始して以来、人口密集地から順次整備し、平成27年度末現在の普及率は、下水道整備区域の人口比で96.4%となっています。将来的に下水道計画のない区域については、農業集落排水や合併処理浄化槽で生活排水を処理します。公共下水道や農業集落排水では、水洗化を促進するため排水設備工事費の助成や個別訪問等を実施し、合併処理浄化槽では、設置及維持管理費用の助成を行い、神奈川県が進めている「神奈川県生活排水処理施設整備構想(生活排水100%計画)」と連動した施策を推進しています。

イ 事業活動に伴う排水の適正な処理

工場等による排水については、水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査・指導等を実施するほか、自主測定の結果についても立入調査により確認し、指導を実施しています。

畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望ましく、家畜排せつ物処理施設等の改修にかかる費用の一部を補助しています。

（３）化学物質対策

本市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業者に対し、化学物質の使用履歴と管理体制の把握を促進するため、化学物質の自主的な管理状況の報告を義務付けています。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）による化学物質の排出量等の届出制度（P R T R）のデータ提供を神奈川県から受け、ウェブにて情報提供しています。

有害性の高いダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県と協力して環境汚染状況調査を実施しています。平成27年度の大気調査は、神奈川県が平塚市博物館、本市が旭小学校と土屋小学校で実施し、全地点で環境基準を達成しています。

（４）土壌汚染、地下水汚染への対応

土壌汚染による人の健康被害を防止するため、土壌汚染対策法が施行されています。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例においても、特定有害物質使用事業所を廃止しようとする時や土地の区画形質の変更を実施する時には土壌調査等の実施が義務づけられています。本市では、これらの法律等に基づいた指導を行っています。また、工場・事業場の汚染浄化対策の効果確認のため、地下水調査を実施しています。

（５）騒音・振動への対応

本市では、自動車騒音の常時監視測定や、自動車・新幹線による騒音・振動について自主測定を行っています。また、工場・事業場の騒音・振動については、騒音・振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適宜助言を行っています。

（６）悪臭への対応

悪臭防止法の臭気指数規制に基づき、臭気指数測定を行っています。また、規制基準を超過した事業所には、指導を行っています。

（７）地盤沈下の防止

地盤沈下現象を把握するため、精密水準測量（水準点数33点及び観測井戸3点の計36、測量延長22.2km）及び観測井による地盤沈下量、地下水位を測定しています。また、開発事業における地下水利用の規制指導や新規に井戸を設置する場合の行政指導を実施しています。

■平成27年度自動車騒音常時監視測定地点

1	県道平塚秦野線	南金目911
2	県道平塚秦野線	南金目5
3	県道相模原大磯線	南金目1259
4	県道相模原大磯線	広川775
5	県道平塚松田線	土屋979
6	県道平塚停車場袖ヶ浜線	夕陽ヶ丘4-31
7	県道上糟屋南金目線	北金目二丁目36

■平成27年度自動車騒音・振動測定地点

1	県道平塚秦野線（南原）
2	国道1号線（天沼）
3	国道129号線（田村①）
4	県道平塚秦野線（南金目①）
5	県道伊勢原藤沢線（横内）
6	県道平塚伊勢原線（中原）
7	県道藤沢平塚線（田村②）
8	県道相模原大磯線（南金目②）
9	幹道15号吉沢土屋線（上吉沢）

第3章 自然環境

1 自然環境の現状

（１）西部丘陵地域の環境

吉沢地区から土屋地区にかけての西部丘陵には、まとまったみどりが広がり、貴重な自然環境が残されています。その一方で、人の手が入らなくなったことで里山の荒廃や、開発が進むなど、自然環境保全のための施策が必要となっています。

本市では、平成16年度と17年度の2年間にわたって西部丘陵地域の自然環境実態調査を行い、「平塚市自然環境評価書（総合評価編）」をまとめました。生物の多様性、生物の生息環境としての質、景観、人とのふれあいなどの点から総合的に評価を行った結果、座禅川上流、鷹取山山麓、神奈川大学周辺が総合評価でA評価となりました（次頁参照）。

この評価書に基づき、西部丘陵地域の自然を保全・再生していくため、土屋頭無地区の山林の一部を自然環境復元モデル地域と位置づけ、市民の理解と協力を得ながら重点的に整備復元を進めています。

（２）水辺の環境

平塚海岸は、自然の砂浜が広がり、海岸砂防林としてクロマツ林が続いています。「平塚砂丘の夕映え」は平塚八景に数えられており、平塚を代表する景観となっています。砂浜には、ハマヒルガオやコウボウムギなどの植物や砂地性の昆虫が見られ、砂丘特有の生物相を形成しています。また、市内には、相模川、金目川、鈴川、渋田川などの河川があります。相模川には、ヨシ、オギの草地などの自然が残されている一方で、河口部では、かつて発達していた干潟が消失し、渡来するシギ・チドリ類の種類や数が激減しています。

（３）農地の環境

本市では、県下一位の収穫量を誇る稲作をはじめ、東京・横浜など大消費地の近郊という地の利を生かした野菜や花き栽培、畜産などが活発に行われています。

西部丘陵地域の畑地や谷戸田、相模川・金目川・鈴川・渋田川沿いに広がる田畑は、食糧供給の場であるだけでなく、大気の浄化や、多様な生物のすみかとなるなど、さまざまな機能を有しています。近年は、農家数の減少、農業従事者の高齢化、後継者不足、さらには有害鳥獣による被害等により、農地の維持が難しくなっています。また、農薬や化学肥料の使用抑制、農業廃棄物の適正処理等の環境に対する配慮や荒廃農地の解消など、新たな時代への対応も求められています。

■ 自然環境にかかわる目標の進捗状況

目 標	27 年度目標	27 年度実績	進捗評価
自然についての講座、観察会等の参加人数	45人	48人	○
里山保全モデル事業の開催回数・参加人数	6回・90人	7回・99人	○
耕作放棄地面積	3.0ha	11.1ha	×
市民農園数	24箇所	24箇所 (1,235区画)	○

2 自然環境の保全と再生に向けた市の取組

(1) 生物多様性の保全

多様な生き物が集まり、森や河川など多様な生態系が形成され、相互につながりを持ちながら生活をしています。本市では、貴重な生物の生息が確認されている一方で、外来種の侵入、都市化による影響など、生物多様性の低下が危惧されることから、生物多様性の保全に向け、自然環境のあるべき姿やとるべき対策など基本的な方針等の整理のため、情報収集等を行っています。

(2) 里山の自然

ア 里山保全モデル地区

里山らしさがよく残された西部丘陵地域の自然を保全・再生するため、土屋頭無地区の山林の一部を里山保全モデル地区に指定しました。里山保全モデル地区では、市民ボランティアや地域の人などと散策路の整備、倒木の裁断、間伐、下草刈などによる里山の整備事業を実施しています。

里山保全モデル地区の概要

場 所：平塚市土屋字頭無地区

面 積：10,510 m²（平成 27 年度末現在）の土地を地権者から市が借り受けています。

環境状況：国蝶であるオオムラサキが継続的に繁殖する貴重な生息地として、市民活動団体による観察が続けられてきましたが、近年に至り、クヌギ、コナラなどの樹木の伐採により、その姿が見られなくなっています。



整備前



整備後



里山保全モデル地区

イ 里山の自然とのふれあい

市民活動団体の協力のもと、里山の整備や米づくりなど、里山の保全・再生活動を体験する「平塚市民・大学交流事業『市民と大学生による里地里山再生プロジェクト』」や、子どもたちが里山ならではの遊びや生き物観察を通して里山のすばらしさや保全・再生することの重要性を理解することを目的とした「夏休みこども環境教室『里山編』」を開催しています。



里山体験フィールド

（３）水辺の自然

ア 水辺の自然環境の保全・再生

河川や海岸の美化活動・緑化活動に対して支援を行うなど、市民活動団体との連携強化を図りつつ、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組を進めています。

河内川では、市民、県、市の協働により、地域住民が水辺の自然と親しめる川づくりが進められており、アジサイの植栽支援なども行っています。

相模川では、イシックス馬入のお花畑(馬入・光と風の花づつみ)において、「馬入花畑の会」と協力してポピーやコスモスをはじめ季節の花を咲かせているほか、事業所で組織された平塚地区環境対策協議会や地元小学生とともにチューリップの球根の植栽や河川敷清掃を実施しています。また、市民、国、市が協働し、豊かな水辺の自然環境にふれあえる空間づくりをめざし、「馬入水辺の楽校」が運営されています。

相模湾では、漁場の底質の改善と魚類等の生息環境の向上のために、海底耕うんを実施しています。



イシックス馬入のお花畑

イ 川や海とのふれあい

川や海に恵まれた本市の自然環境を生かし、川や海とのふれあいを推進しています。「馬入水辺の楽校」では、子どもたちの遊びや自然体験の場として、馬入水辺の楽校の会によるイベントなどを実施しています。

また、地元小学生によるヒラメの稚魚放流を支援するなど、川や海に親しむ機会を提供しています。

（４）農地の保全と活用

ア 農業の活性化の推進

農業者の高齢化など後継者不足が進行する中、農業の活力を維持し、優良な農地の保全を図るため、担い手の育成・支援に取り組んでいます。

● 担い手育成事業

農業生産環境の充実を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業者への支援をとおして農業経営改善計画認定推進活動を実施しています。また、「農業支援ワンストップ相談窓口」を設置し、農業者からの営農相談や、農地の貸借などの相談について関係機関が連携して、担い手の育成・支援に取り組んでいます。

● サポートファーマー育成事業

農業者以外の市民から農業の補助的労働力としての協力を得られるよう、農業実習や講義を開催しています。平成27年度は、市民10人を対象に、湘南農業協同組合の専門講師の指導の下、サポートファーマー育成事業を実施しました。（農業実習：37回）



サポートファーマー育成事業

● 農地の貸し借りの促進

農業者の高齢化・担い手不足により農地の遊休化が増加しています。農地の遊休化防止・解消を図ることを目的に、農地を貸したい・借りたいという農家双方の仲立ちをして貸し借り促進の事業を行っています。

イ 環境に配慮した農業

県や湘南農業協同組合等の関係機関と連携し、生物農薬や有機肥料等の取組事例の情報提供などを通じて減農薬・低農薬の意識の普及啓発に努める耕畜連携事業を実施しています。また、家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、家畜排せつ物処理施設等の改修に対する補助を実施しているほか、自然環境に配慮した農業基盤の整備を行っています。

ウ 市民と農業とのふれあい

市民農園や農業体験を通じ、市民と農業とのふれあいを促進するため、市民農園の整備を進めています。

● 市民農園整備

平成7年度から市民農園を開設し、整備を進めています。平成27年度末現在では、24園(1,235区画)を開設しています。

■ 市民農園一覧



①	岡崎土部市民農園第1	岡崎3746-1
②	田村市民農園	田村1丁目4652
③	豊田市民農園	豊田打間木620-1
④	根坂間市民農園	根坂間12-1
⑤	万田市民農園	万田833
⑥	北金目市民農園第1	北金目899
⑦	南豊田市民農園	南豊田268-1
⑧	南豊田古川市民農園	南豊田513-1
⑨	岡崎土部市民農園第2	岡崎3624-1
⑩	北金目市民農園第2	北金目896-1
⑪	北豊田市民農園	北豊田126-1
⑫	南豊田古川市民農園第2	南豊田574-1
⑬	神田地区市民農園第2	田村1丁目4629-1
⑭	東豊田市民農園	東豊田496-1
⑮	南豊田犬坊市民農園	南豊田81-1
⑯	まとい市民農園	纏414
⑰	岡崎下ノ坪市民農園	岡崎字下ノ坪55-1
⑱	千須谷市民農園	千須谷寺ノ上26-1
⑲	豊田小嶺市民農園	東豊田283
⑳	飯島市民農園	飯島54
㉑	金田市民農園 マイ菜ファーム	寺田縄457-1
㉒	吉沢市民農園	上吉沢39
㉓	西真土市民農園	西真土4丁目836-1
㉔	小鍋島市民農園	小鍋島493-1

● ひらつか花アグリ整備・推進事業

市民が農業に親しむ場として、情報発信・直売機能、大型市民農園機能などを併せ持つ「ひらつか花アグリ」の整備を進め、平成22年1月から同年4月に順次開設しました。

開設後、県や市、花菜ガーデン及び湘南農業協同組合等で組織した「ひらつか花アグリ事業者連絡会」において、広報活動や具体的な検討・調整を行い、農業理解及び農業振興を推進する事業展開を行っています。

ひらつか花アグリ概要

花と緑をキーワードに、四季折々の花々・農業体験・新鮮野菜・平塚漁港で水揚げされた魚・旬の野菜や果実をふんだんに使用したジェラート・いちご狩りなど、「見て、学んで、触れて、買って、食べて」を体感・体験できるエリアです。

具体的には、市や農業関係団体等の事業として大型市民農園、大型農産物直売所、いちご狩り農園、花畑創出事業、花のある景観づくり事業などを実施し、県が花菜ガーデンの運営をしてエリア全体で農業理解の促進を図っています。



エ 地産地消の促進

● 地産地消の促進

地場農産物に関する情報発信やイベントでのPRに努めるとともに、学校給食における地場農産物の活用を推進しています。

平成27年度は、平塚産農産物PRキャラクター「ベジ太」の絵本や着ぐるみを活用して平塚産農産物をPRしたほか、野菜づくり体験や魚のさばき方教室等の体験事業を通じて地産地消を推進しました。

学校給食では、平塚産農産物を積極的に使用しています。平塚産農産物を使用した献立の日には、全小中学校で給食配膳ワゴンにベジ太ポスターを掲示し、平塚産品使用をPRしました。

● 地場産業の振興

本市と湘南ひらつかふれあいマーケット出店者会との協働により開催する湘南ひらつかふれあいマーケット（朝市）等において、平塚で生産された農産物、とれたての魚、湘南ひらつか名産品などを販売しました。

また、市内外のイベント等で湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行いました。



湘南ひらつかふれあいマーケット

第4章 都市環境

1 都市環境の現状

(1) 公園緑地

公園や緑地は、身近なところで人と自然がふれあうことができるだけでなく、災害時の一次避難場所としての位置付けなど、防災面でも重要な役割を果たします。本市の都市公園の面積は、平成27年度末現在141.39ha、市民1人当たりになると約5.50㎡となっており、徐々に増加しています。

◆◆公園整備状況◆◆

公園種別	箇所数	面積
街区公園	214箇所	27.15ha
近隣公園	13箇所	16.30ha
総合公園	2箇所	42.59ha
運動公園	1箇所	10.04ha
風致公園	1箇所	23.94ha
墓園	1箇所	10.40ha
都市緑地	42箇所	8.63ha
緑道	4箇所	2.34ha

(2) まちの美化

快適な生活を守り、豊かで暮らしやすい社会をつくるため、平成18年10月に「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」を施行しました。この条例では、空き缶やたばこのポイ捨て、ペットのふんの放置等を禁止行為とするなど、清潔なまちづくりに向けたルールを定めるとともに、市民・事業者・市の協働で取組を推進することとしています。「クリーンひらつか指導員」や「クリーンひらつか推進員」の活動を通じて条例の周知・徹底を図るとともに、地域の自主的な美化活動を促進するため、「美化推進モデル地区」を指定し、活動の支援を行っています。

■ 自然環境にかかわる目標の進捗状況

目 標	27年度目標	27年度実績	進捗評価
市民1人当たりの都市公園の面積	5.45㎡	5.50㎡	○
美化推進モデル地区の指定（地区）	4地区	4地区	○

2 都市環境の保全と創造に向けた市の取組

(1) みどりのネットワークの形成

ア 拠点となるみどりの確保

本市では、平成22年3月に「平塚市緑の基本計画（第2次）」を策定しました。この計画に基

づき、身近なみどりを増やすため、公園の整備や緑化運動等を推進しています。

公園が清潔で市民の憩いの場として機能するように、職員の管理作業や業者への業務委託により対応していますが、公園数も増加していることから、地域住民等により公園愛護会を結成していただき、地域の財産である公園への愛護活動の積極的な参加を促進しています。

イ みどりのつながりの確保

● 公共施設や地域のみどり

学校などの公共施設に緑化の推進を図るために、花苗・球根を配布しています。また、花とみどりのモデル地区である八重咲町自治会に花苗を提供し、地域住民の理解と協力を得ながら植栽及び管理を行っています。



花とみどりのモデル地区

● 生垣の設置と良好な樹木等の保全

身近に残された貴重なみどりを保全するため、保全樹等の指定と平塚市保全樹木等奨励交付金制度による維持管理費に対する助成を実施しています。また、生垣の設置を促進するため、平塚市いけがき設置奨励補助金制度による助成を実施しています。

■ 保全樹林等の指定状況

樹林	8箇所	48,245.22m ²
樹木	34箇所	56本
生垣	5箇所	353.10m

(2) 市民や事業者による緑化活動の支援と促進

ア 緑化に関する普及啓発

緑化意識の高揚を図るため、毎年春に「平塚市緑化まつり」を開催しています。平成27年度は、第42回として4月25日(土)と4月26日(日)の2日間、総合公園を会場に実施し、47,000人の来場がありました。また、多くの人に緑化について考えてもらうため、緑化ポスターコンクールや標語コンクールを開催しています。平成27年度は緑化ポスターコンクールに627点、標語コンクールに1,080点の応募があり、ポスター作品の展示会には950人の来場がありました。

イ 市民の緑化活動に対する支援

みどり豊かなまちづくりのため、緑化モデル団体に対して花苗等の配布や助成制度等による活動支援、「平塚市緑化モデル団体連絡協議会」の設置による組織間の交流と連携を促進しています。また、地域の人たちにより自主的な清掃活動を行う公園愛護会に対して交付金による支援、総会や研修会の開催、会報誌の発行を行っています。

ウ 事業所等における緑化

平塚市まちづくり条例に基づき、事業所等の緑化を推進しています。

（３）さわやかで清潔なまちづくりの推進

ア 美化推進モデル地区

平成18年10月に施行した「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づいた美化推進モデル地区を指定しています。この美化推進モデル地区の制度は、自発的、自主的な美化活動に取り組む地域の申請に基づき、活動内容を審査した上で、その地域を美化推進モデル地区として指定し、活動内容に沿ったさまざまな支援を行う制度です。

モデル地区に指定した地域へ美化啓発用ちらしの作成や清掃道具の提供などによる支援を行うとともに、地域内に設置した看板によってモラル向上を呼びかけるなど、地域の課題解決に向けた支援を行っています。

■ 美化推進モデル地区

1	めぐみが丘地区自治会
2	花水地区クリーン平塚推進委員会
3	横内団地連合自治会環境部
4	湘南ひらつか・ゆるぎ地区

イ 地域における美化活動

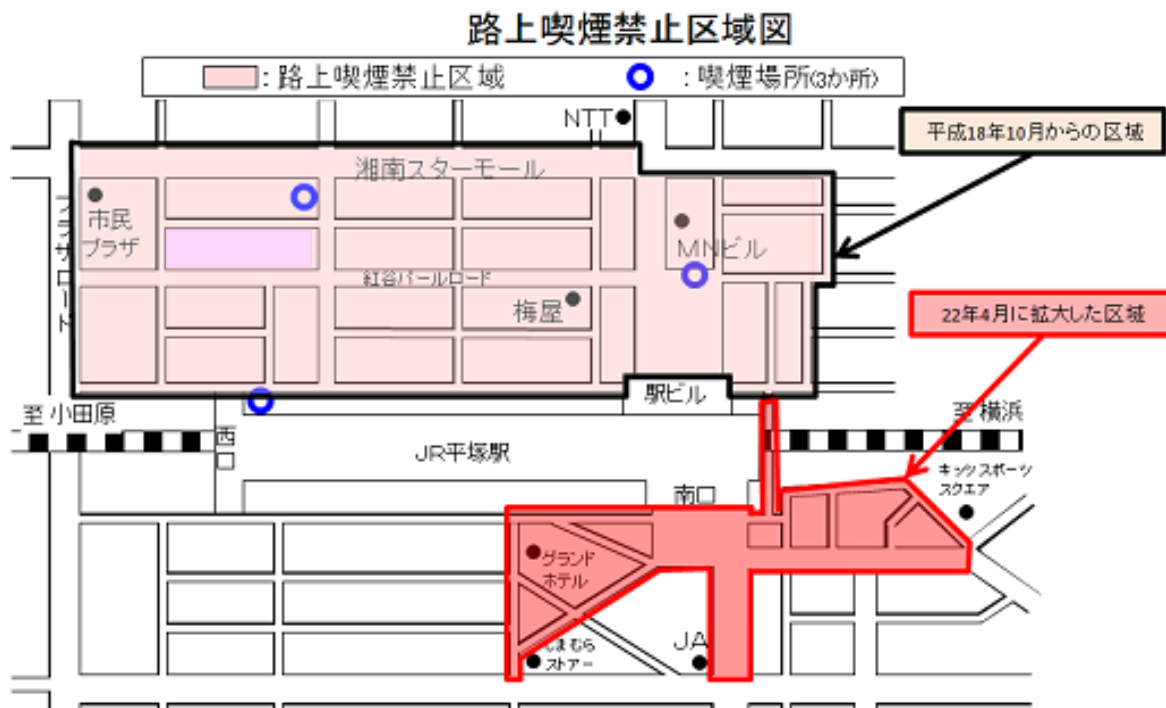
本市における美化意識の高揚と美化運動を推進するために、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃や「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に定められたポイ捨て等を防止するため、各種団体の協力を得てキャンペーン実施し、清潔なまちづくりに向けた啓発を行っています。



ポイ捨て防止キャンペーン

路上喫煙禁止区域

平成22年4月から路上喫煙禁止区域が平塚駅南口周辺にも広がりました。



（４）平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

ア 景観づくり

平塚らしい良好な景観づくりを一層促進するため、景観法に基づく諸制度を盛り込んだ「平塚市景観計画」を平成20年12月に策定するとともに、景観法の規定に基づく手続きや平塚市景観計画の推進のために必要な事項を定めた「平塚市景観条例」を平成20年12月に制定し、共に平成21年4月から施行しています。

平成27年度は、同計画・条例の周知を行うとともに、「景観パネル展」などを通じて、平成26年度に追加指定した景観重要樹木の市民への周知を図りました。民間事業者及び公共施設整備等に対しては、「景観ガイドライン」や「公共施設景観ガイドライン」に基づき、景観の事前相談及び協議を行いました。

また、本市西部地域の貴重な自然環境や地域資源を生かしたまちづくりを進めるため、「湘南ひらつか・ゆるぎ地区の活性化に向けた協議会」に参加し、地域活性化に関する講師の派遣をしました。



景観重点区域「海へのシンボル軸」
なぎさプロムナードの様子

平塚市景観計画

本市は、豊かな自然、長い歴史のなかでつくられてきたまちの姿、人々の暮らしが彩るまちの表情など、魅力的な景観に恵まれたまちです。平塚市景観計画は、このような多様な景観の良さを、多くの取組から、より魅力的に伸ばしていこうという計画です。景観類型や景観要素の特性を生かした景観づくりを進めることで、平塚らしい景観の創出をめざします。

《多面的な景観づくりの枠組みと推進体制》

- ①景観法のしくみを活用し、景観に与える影響の大きい行為について届出制度による良好な景観づくりを進める
- ②景観づくりを先導的に進めていく景観重点区域の取組を始め、地域の特性をいかした景観づくりを進める
- ③景観づくりの方向性や関連情報をまとめた景観要素シートを活用し、一人ひとりが景観づくりの活動を積み重ね、身近な景観要素から景観づくりを進める
- ④平塚らしい良好な景観づくりを進めるため、景観審議会などの第三者機関をはじめ、市民・事業者・行政が連携した推進体制を整備する

平塚市景観条例

平塚市景観条例は、平塚らしい個性的で魅力ある景観の実現を図ることを目的とし、景観法の規定に基づく手続や、景観重点区域内で建築物の建築などを行う場合の手続き、良好な景観づくりを進めるための市・市民・事業者の責務、景観重点区域の指定、景観審議会の設置などを定めています。また、建築物の建築などを行う場合に事前協議が必要なことを定めています。

イ 屋外広告物

本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持、公衆の危害の防止を図るために平成24年12月に平塚市屋外広告物条例を制定し、平成25年7月1日に施行しました。まちの美観を保つため、道路上のはり紙や立看板などの違反屋外広告物について、商店会、自治会、PTAなどの協力員と協働して除却活動を行っています。

ウ 建築・開発の誘導

本市では、平成20年7月から「平塚市まちづくり条例」を施行しており、建物の建築、道路や

公園の整備、緑の創出などの「まちづくり」について、建物の建て方、道路や公園の整備の方法、塀のつくり方など、協働のまちづくりのルールや都市計画法に基づく都市計画の提案手続き、開発事業に伴う手続きや基準などを総合的に定めています。

エ 平塚らしい景観の保全と活用

平塚八景やハイキングコース等を快適に利用できるよう、清掃や修繕を実施しています。また、活用を図るため、観光パンフレットを作成しPRを行っています。

歴史的建造物の保存と活用を図るため、移築復元工事・整備を進めた旧横浜ゴム平塚製造所記念館が八幡山公園内に平成21年4月に開館し、平成27年度は歴史講座、文化講座や音楽演奏会、利用団体による活動成果発表会などを開催しました。

また、エコミュージアム金目まるごと博物館委員会は、ガイドボランティア活動、自然に親しみ体験することができるイベントを開催し、自然や歴史、文化財の保全と活用を進めています。

（５）環境共生モデル都市の形成

東海道新幹線新駅誘致地区を中心に、相模川を挟む本市と寒川町の東西両地区を一体化した都市づくりとしてツインシティの整備を進めています。整備にあたっては、環境に対する負荷の低減等に配慮した環境共生モデル都市をめざしています。

平成27年度は、8月に平塚市ツインシティ土地区画整理組合の設立許可を行い、組合では12月に工事着手し、まちづくりが大きく動き出した年となりました。また、「環境と共生するまちづくり検討会」等において環境共生の取組についての研究・検討を行っています。

（６）交通の円滑化の推進

ア 総合的な交通計画

平成22年4月に策定した平塚市総合交通計画に基づき、高齢化の進行、人口減少社会の到来、地球環境の保全に向け、各交通機関の連携、関係者との協働のもと、交通の円滑化と環境に対する負荷の低減を図るため、道路網、鉄道網、バス網、自転車の利用促進や各交通機関の適切な役割分担、周辺環境にも配慮した交通施設整備などの総合的な交通計画の検討を行っています。

イ 交通による環境負荷の低減

交通の円滑化や環境に対する負荷の低減を図るため、交差点の円滑化を推進するとともに、路線バス・鉄道の利用促進に向けた関係機関との協議を進めています。路線バスについては、神奈川県地域交通研究会に参加し、バス交通の活性化や生活路線の運行確保及び公共交通の連続性や利便性向上などについて情報交換を行いました。鉄道については、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議に参加し、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、商業関係者とともにJRなどの関係機関に要望活動を実施しました。

また、自転車の利用しやすい街づくりを進めるため、自転車走行帯の整備、自転車等駐車場の整備を推進します。

（７）ヒートアイランド対策の推進

ア ヒートアイランドの防止

ヒートアイランド現象による気温上昇は、地球温暖化と相まって環境に大きな負荷を与えています。本市では、身近な公園緑地の整備を進めるとともに、ひらつかCO₂CO₂（コツコツ）プランへの取組の呼びかけや、グリーンカーテンを普及するためクール・タウン作戦として市民にゴーヤの苗を配布しました。

第5章 地球環境

1 地球環境の現状

(1) 地球温暖化の防止

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、私たちは地球温暖化という地球規模の大きな問題に直面しています。温暖化の進行により、海水面の上昇や気候変動、動植物の生態系への影響等、私たちの生活への深刻な影響が懸念される中、地球温暖化対策に関する国際的な合意に向けた協議が進められています。未来を担う子どもたちに、美しい地球環境を引き継ぐためにも、今、温暖化防止に向けた行動を実践していくことが求められています。

本市では、平成19年に策定した「平塚市地球温暖化対策地域推進計画」と、平成20年に策定した「平塚市地球温暖化対策実行計画」を併せ、平成24年2月に中長期的な視点に立った新たな「平塚市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画に基づき、市域及び本市の事務・事業活動から排出される温室効果ガスの削減目標を定め、排出量を推計しています。

また、削減目標達成のために取組を設定し、市民や事業者を取組を呼びかけるとともに、取組を促進するための施策を実施していきます。

《平塚市の温室効果ガス総排出量の削減目標》

(平塚市地球温暖化対策実行計画(平成24年2月策定))

平成32年度(2020年度)における市内からの二酸化炭素排出量を平成2年度(1990年度)の二酸化炭素排出量から25%削減することをめざします。

※推計に使用するデータ収集の都合上、最新値は平成26年度のものです。

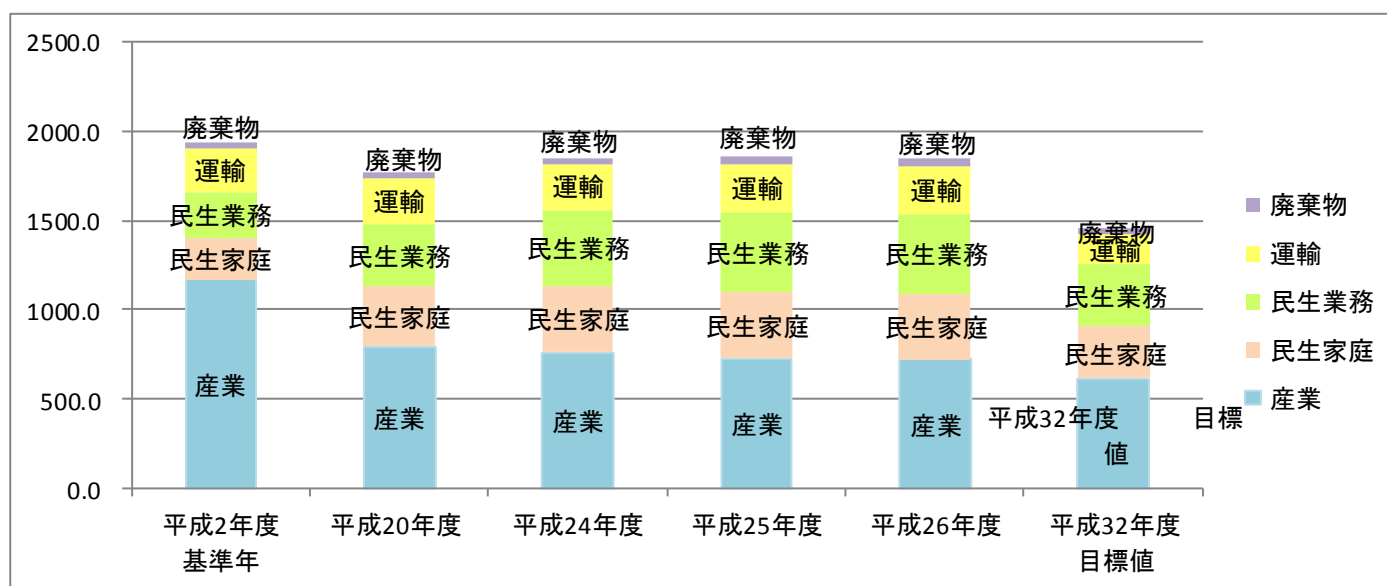
平塚市地球温暖化対策実行計画は、68ページ以降に掲載しています。

◆◆平塚市域における平成26年度二酸化炭素排出量◆◆

(単位:千t-CO2)

		平成2年度 基準年	平成20年度 計画策定時	平成24年度	平成25年度	平成26年度 ①	平成32年度 目標値②	※現状で求められる 削減量③(①-②)	
CO2 総排出量		1,935.9	1,775.2	1,853.3	1,862.0	1,805.9	1,452	354	-20%
部門別 排出量	産業	1,167.7	795.9	762.3	728.6	719.2	613	106	-15%
	民生家庭	235.8	331.9	374.8	365.5	372.4	293	79	-21%
	民生業務	257.5	350.3	424.9	454.5	444.5	345	100	-22%
	運輸	241.8	258.5	258.3	271.8	269.8	171	99	-37%
	廃棄物	33.1	38.6	33.0	41.6	38.8	30	9	-23%

削減量③は、小数点以下を四捨五入し掲載しています。

◆◆平塚市域からの二酸化炭素排出量の推移◆◆ (単位：t・CO₂)

平成26年度の二酸化炭素総排出量は180万5千9百トンで、平成2年度比較して13万トン削減され、平成25年度と比較して約5万6千トン削減されました。これは、平成26年4月に実施された消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動による経済活動の後退による影響と思われます。

部門別の二酸化炭素排出状況について、平成2年度と比較して産業部門は減少していますが、民生家庭、民生業務、運輸、廃棄物の4部門は増加しています。

(2) 新エネルギー導入の推進

本市では、家庭用燃料電池の設置に対する助成等による新エネルギーの導入を促進するとともに、公共施設に率先して新エネルギーを導入し、普及を図ります。

温室効果ガスの削減のためにも、新エネルギーの導入をより一層進めていく必要があります。

(3) ごみの減量化・資源化の推進

平成16年4月に平塚市リサイクルプラザ（愛称くるりん）を開設し、空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）の資源化を行うとともに、ごみの減量化・資源化等への理解を深めるための啓発活動を行っています。

また、平成25年10月に稼働した環境事業センターは、高効率ごみ発電施設として環境負荷の少ないエネルギー利用を促進し、適正処理・処分の確保を達成することによって、循環型社会実現に貢献すべきものとして位置付けをしており、「安心・安全な処理体制の確保」、「低炭素社会実現への貢献」、「焼却残さの有効利用・最終処分量の低減」、「環境教育への貢献」、「効率性の確保」、「周辺環境・周辺地域への配慮」という6つのコンセプトを掲げ、運営を行っています。

今後も引き続き、循環型社会実現に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の「3R」を推進していきます。



平塚市環境事業センター

■ 地球環境にかかわる目標の進捗状況

目 標	27年度目標	27年度実績	進捗評価
一般住宅の太陽光発電システムによる発電力	—	事業終了	—
「ひらつか CO ₂ CO ₂ （コツコツ）プラン」に取り組んだ人数	10,000人	10,721人	○
平塚市環境共生型企业懇話会の参加企業延べ数	100企業	55企業	×
市民1人が1日に排出するごみの量	912g	901g	○
ごみの資源化率	25.6%	24.9%	○

2 地球環境保全への貢献に向けた市の取組

（1）くらしや事業活動における環境への配慮

ア 環境に配慮したくらしの普及

本市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減に向け、各家庭でできることから取り組んでいく「ひらつか CO₂CO₂（コツコツ）プラン」への参加の呼びかけや、太陽光発電システムを利用した環境教室等を開催し、新エネルギーの重要性について学ぶ機会を提供しています。また、一般家庭に対する燃料電池の設置費の助成など ECOS（エコス）補助金制度によって環境に配慮したくらしの普及を図っています。



小学校での新エネルギー教室

ひらつか CO₂CO₂（コツコツ）プラン

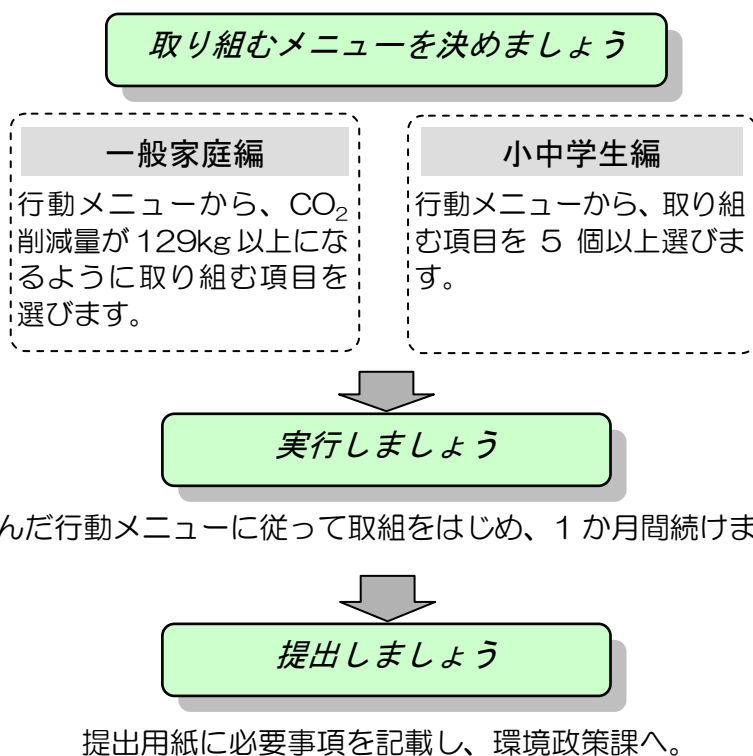
地球温暖化防止に向けた京都議定書が平成 17 年 2 月に発効し、ひとりでも多くの人々が温暖化防止のために行動することが求められていることから、本市では、平成 17 年 8 月から「ひらつか CO₂CO₂（コツコツ）プラン」を開始しました。

ひらつか CO₂CO₂（コツコツ）プランは、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の排出量削減をめざし、日常生活の中でできることから取り組むという運動です。平成 27 年度は、一般家庭編に 1,546 世帯、小・中学生編に 9,175 人の参加がありました。

◆◆これまでの参加実績（平成 17 年度～27 年度 延べ数）◆◆

世帯数	CO ₂ 削減量	削減効果
18,677 世帯	3,678.6 t	23,372 万円

◆◆ひらつか CO₂CO₂（コツコツ）プランの仕組み◆◆



※行動メニュー等の詳細については、次のホームページをご覧ください。
<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyous/co2co2.htm>

ECOS（エコス）補助金制度

本市では、発電時の熱を給湯に使える家庭用燃料電池（エネファーム）、身近な資源「雨」を活用する雨水貯留槽施設・浄化槽転用雨水貯留槽施設、生ごみの減量化を行う家庭用電動生ごみ処理機の購入・設費用の一部を補助する事業を実施しています。

エネファーム	補助対象施設 ガス等から取り出した水素を利用して発電し、かつ、排熱を給湯システムで利用する施設 補助金額 1住宅あたり1基として、1基につき30,000円とします
雨水タンク	補助対象施設 容量が100リットル以上あり、雨どいからの集水管、雨水貯留槽本体及び排水管で構成される施設 補助金額 雨水貯留槽本体購入価格の2分の1以内の額とし、30,000円を限度とします
浄化槽転用雨水タンク	補助対象施設 公共下水道排水設備工事を実施する際、不用となる既設の浄化槽を雨水貯留槽に転用し、雨どいからの集水管、浄化槽本体、ポンプ設備(固定式)、散水設備及び排水管で構成される施設 補助金額 設置工事費用の2分の1以内の額とし、40,000円を限度とします
家庭用電動生ごみ処理機	補助対象施設 電動により微生物を利用して生ごみを分解、消滅、たい肥化する処理機または熱処理し、生ごみを乾燥させて、容量を減らす処理機（指定された登録店で購入するもの） 補助金額 処理機本体購入価格の2分の1以内の額とし、30,000円を限度とします

※記載内容は、平成27年度の補助制度

イ 環境に配慮した事業活動の普及

環境に配慮した事業活動を促進するため、環境共生型企业懇話会の開催や、事業者の太陽光発電システム・省エネ機器等の導入に対する支援など、企業による環境への取組を支援しています。また、本市も一事業者として環境に配慮した率先行動を行っています。

本市の事業活動における環境への配慮としては、環境マネジメントシステムの運用や環境に配慮した公共施設の整備を推進しています。

（２）廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

ア 廃棄物の発生抑制・資源化の推進

関係団体と連携したごみ減量・資源化に向けた普及啓発や、リサイクルプラザを拠点とした再生家具の提供、「くるりんまつり」などのイベントの開催、包装の簡素化、買い物袋の持参を推進する平塚市ごみ減量化・資源化協力店制度のPRなどを行っています。レジ袋の削減に向けて、平成20年11月1日から、毎月1日を「マイバッグの日」として制定し、普及キャンペーンとして広く市民に買い物バッグを持っていくことを呼びかけています。

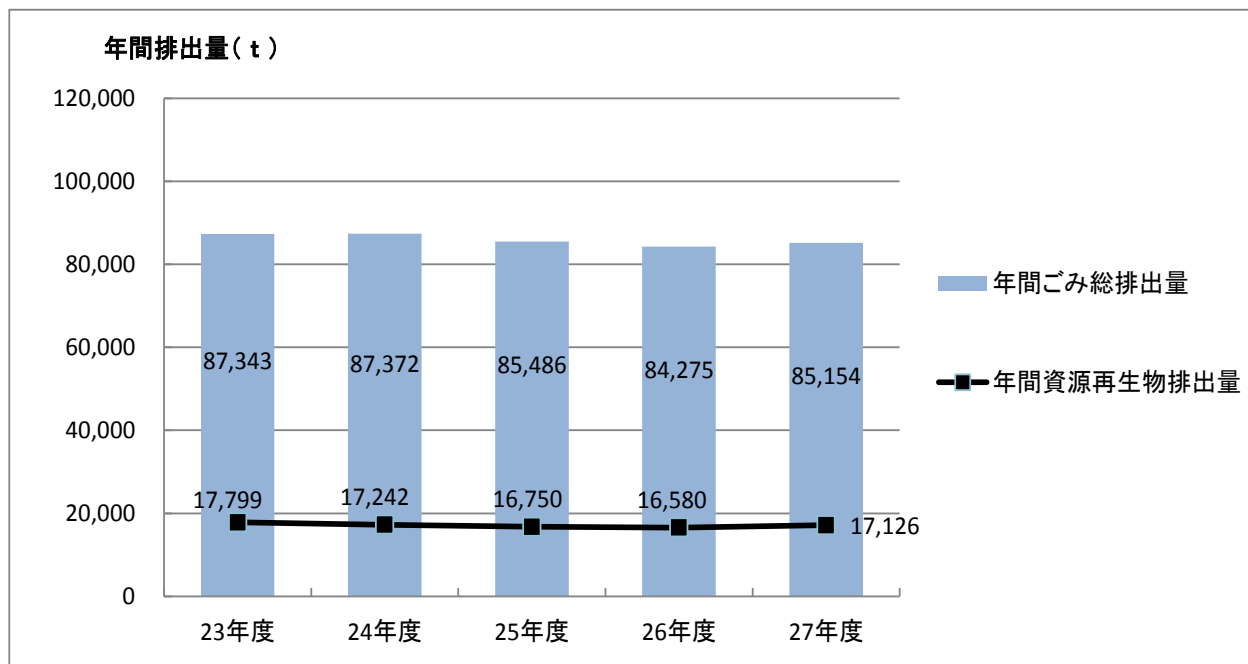


湘南ひらつかマイバッグ

イ 廃棄物の適正処理の推進

平成22年5月から整備を進めてきた環境事業センターが平成25年10月から本格的に稼働し、焼却残さの全量を資源化しています。一市二町（平塚市、大磯町、二宮町）の広域化ごみ処理施設である当センターでは、環境に配慮したより効率的なごみ処理が可能となるとともに、ごみ焼却熱によって生み出された電力を有効利用するなど、循環型社会の実現に貢献していきます。

◆◆資源再生物・ごみの年間排出量の推移◆◆



（３）不法投棄防止対策の推進

不法投棄の未然防止と早期発見のため、継続的なパトロールや看板の設置等による不法投棄防止に向けた普及啓発を実施しています。また、不法投棄物を見つけた場合には、新たな不法投棄物を招かないよう、不法投棄物の早期回収を実施するとともに、排出者の調査と指導を実施しています。

（４）市民活動との協働と広域的な連携による施策の推進

ごみ処理の問題、河川流域の環境保全、環境共生型モデル都市の形成に向けた取組について、関係する自治体や市民活動との連携・協働によって進めています。

ごみの分別にご協力ください

市内で出される「可燃ごみ」を調べると、約４割が紙・布類です。名刺以上の大きさの紙は、分別すれば再生紙などの資源になり、可燃ごみの量も減らせます。



《名刺サイズ》

第3部

平成27年度環境基本計画 事業実績及び評価

- 1 重点施策の目標
- 2 重点施策の具体的取組
- 3 基本施策の具体的取組

1 重点施策の目標

施策の項目	目標	目標値	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実	わかば環境ISOで独自の分野に取り組んでいる幼稚園・小中学校数	55園・校	53園・校	○	各園・学校での発達年齢段階に応じた取組みの浸透により、環境教育への取組みの充実を図った。今後も引き続き小中学校・幼稚園担当者研修を通じ、先進的な取組み内容について共有化を図り、より一層の充実に努める。	教育総務課
市民活動や企業の取組に対する支援	環境ファンクラブの会員数	180人	105人	×	活動発表会や「ひらつか環境フェア2015」等を実施し、「ひらつか環境ファンクラブ」の活動を周知したが、目標を達成することはできなかった。今後も、様々なイベント活動に合わせて当クラブの活動をPRしていく中で、会員数の増加を目指す。	環境政策課
	平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数	100企業	55企業	×	平塚市環境共生型企業懇話会を、会員企業のアンケート結果を基にテーマを決め、6回開催したが、目標を達成することはできなかった。開催日の日程調整等を含めた対応を進め、参加企業数の増加を目指す。	産業振興課
生物多様性の保全対策の推進	自然についての講座、観察会等の参加人数	45人	48人	○	セミの抜け殻を調べる行事(2回、38人)、金目川の野鳥を観察する自然教室(1回、9人)、吉沢地区でキノコの観察会(1回、1人)を開催し、自然や動植物に親しむ機会を提供し、環境との関わりを学んだ。	博物館 環境政策課
里山の保全・再生とふれあいの推進	里山保全モデル事業の開催回数・参加人数	6回 90人	7回 99人	○	実施回数、参加者共に目標値を上回った。今後も引き続き、広報やホームページを利用して里山保全モデル事業の周知に努めていく。	環境政策課
農業の活性化と農業とのふれあいの推進	耕作放棄地面積	3.0ha	11.1ha	×	農水産課と農業委員会が連携し、荒廃農地調査の着実な実施と指導により一部解消が見られるものの、農業者の高齢化や担い手不足により、全体の面積としては増加し、実績として削減には至らなかった。	農水産課
	市民農園数	24箇所	24箇所 (1,235区画)	○	市民農園開設地のバランスをはかりながら、城島地区(小鍋島)に1園(27区画)開設した。区画割りや物品購入費の一部を補助する等、開設のための支援を行った。	
みどりのネットワークの形成	市民1人当たりの都市公園の面積	5.45㎡	5.50㎡	○	真田与一公園他8公園の開設による増があり緑の軸の形成を考慮しながら公園面積を確保した。	みどり公園・水辺課
さわやかで清潔なまちづくりの推進	美化推進モデル地区の指定	4地区	4地区	○	清掃活動に係る消耗品の提供やクリーンひらつか指導員の派遣により、美化活動の支援を行った。	循環型社会推進課

施策の項目	目標	目標値	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
新エネルギーの導入促進	一般住宅の太陽光発電システムによる発電力	事業終了	—	—	概ね目標を達成したこと、太陽光発電システムの設置費用も下がってきたことにより、平成27年度から補助制度を廃止した。	
くらしや事業活動における環境への配慮の促進	「ひらつかCO2CO2(コツコツ)プラン」に取り組んだ人数	10,000人	10,721人	○	市内全小学校を通して小学生の家庭(家庭数)や太陽光発電システム及びエネファームの設置補助金を交付した方等へ配布したことにより、参加者が増えた。	環境政策課
	平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数(再掲)	100企業	55企業	×	平塚市環境共生型企業懇話会を、会員企業のアンケート結果を基にテーマを決め、6回開催したが、目標を達成することはできなかった。開催日の日程調整等を含めた対応を進め、参加企業数の増加を目指す。	産業振興課
廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進	市民1人が1日に排出するごみの量	912g	901g	○	平塚市一般廃棄物処理基本計画の推計値(目標値)と比して排出量は11g削減した。前年度比では事業系一般廃棄物と家庭から排出された資源再生物の量が増加したため、3g増加した。	循環型社会推進課
	ごみの資源化率	25.6%	24.9%	○	剪定枝等の資源化品目を追加したこと等により、資源化量全体は増加したが、ごみの総排出量も増加したため、相対的な資源化率はほぼ横ばいとなった。	

【評価について】

評価基準		評価	
数値目標がある場合	数値目標がない場合		
達成率90%以上	計画どおり事業が進捗している 目標数値を達成した	⇒	○
	ほぼ計画どおり事業が進捗している 目標達成と同等の状況と考えられる		
達成率70%以上90%未満	概ね計画どおり実施したが、目標を達成できなかった	⇒	△
達成率0～70%未満	あまり進展せず目標を達成できなかった	⇒	×
その他	方針を変更若しくは廃止した 未実施又は実績等が出ておらず評価できない	⇒	—

2 重点施策の具体的取組

(1)「環境市民」による活動の促進

取組内容	事業計画	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
「わかば環境ISO」の推進	幼稚園・小中学校での取組の推進 ホームページにおける取組状況の発信 (年2回更新)	各校(園)から提出される各種書類により計画的に取組が実践されていることを確認した。また、ホームページにおいて、取組状況を2回更新した。	○	担当者研修会の実施やホームページによる情報発信により、わかば環境ISOへの理解が深まり、学校(園)での円滑な取組に繋がっている。	教育総務課 教育指導課 環境政策課
	民間幼稚園での「わかば環境ISO」の取組の促進	民間幼稚園5園において、取組みを継続するとともに、未加入の民間幼稚園へ参加を呼びかけた。その結果、平成28年度から新たに1園の参加の承諾を得た。	○	継続取組みの5園に加え、翌年度から1園の新規参加により、環境学習の充実に繋がっている。	
保育園における環境への取組の促進	環境配慮に関する学習や家庭への普及・啓発の実施(公立保育園全園で実施)	行事の際にペットボトルなどの廃材を利用して作品を作成した。ゴーヤ等を利用した緑のカーテンの取り組みや、水遊びの際に節水や排水の再利用を呼びかけた。(9園で実施)	○	環境配慮に関する学習や家庭への普及・啓発ができた。	保育課
	民間保育園での環境配慮物品の利用促進等(全園に協力依頼)	環境配慮行動チェックシートを全ての園に配布し、環境に対する意識を高めてもらった。	○	環境に配慮する意識は定着しているものと考ええる。	
「ごみ学級」等の実施	全小学校28校で実施	小学校4年生を対象に4月から6月にかけて市内28校で実施し、2,199人が受講した。	○	市内小学校4年生、全28校に実施できた。	循環型社会推進課 環境政策課
環境学習教材や情報の提供	教材の貸出、環境学習ガイドホームページの更新、他団体との連携の試行等	・教材の貸出3回、ひらつか環境学習ガイドホームページの更新を行った。 [アクセス数:3,309件] ・環境学習教材を貸し出した。 ・学習教材「わたしたちの平塚」を配布した。	○	・ワットチェッカー、ソーラーカー、手回し発電機、書籍等を貸し出した。 ・ひらつか環境学習ガイドホームページのアクセス数は昨年度より約1,000件増加した。 ・学習教材「わたしたちの平塚」を市内小学校の新3年生に配布した。	環境政策課 教育研究所

取組内容	事業計画	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
「環境活動支援事業」等による支援	助成金交付 講座開催 情報提供	・環境市民講座の開催や環境フェア、活動発表会など、環境活動支援事業を実施した。 ・「公益信託ひらつか市民活動ファンド」により市民活動団体5団体の内、環境に関する活動も行っている3団体への助成金の交付を行った。	○	・環境市民講座、緑化まつり、ひらつか環境フェア、パネル展、活動発表会等で、環境に関する意識啓発や、ひらつか環境ファンクラブの活動紹介を行った。 ・平成27年度助成対象の5団体の中で環境に関するものは、植栽、海岸保全、放射能に関する普及啓発などの活動を行っている3団体に合計23万円助成を行った。	環境政策課 協働推進課
環境保全団体への支援	事業費の助成、研修会等の開催、情報提供等	・ごみ減量化団体及び美化推進団体に対し支援した。 【公園愛護会】 ・公園愛護会への交付金を交付した。 ・連絡協議会への補助金を交付した。 ・総会、研修会の実施、会報を発行した。 【緑化モデル団体】 ・連絡協議会との連携として、情報提供や事業支援を行った。	○	・活動団体に対する適切な支援であると考えている。 ・交付金及び補助金の交付により活動の支援を行うとともに、総会・研修会・会報発行を通して情報提供を行った。 ・総会等の場を通じて団体間のコミュニケーションが図られているとともに、団体が行う市内の緑を増やす活動の支援ができています。	循環型社会 推進課 みどり公園・ 水辺課
平塚市環境共生型企業懇話会の開催	懇話会の開催、活動発表	平塚市環境共生型企業懇話会を6回開催し、その他に役員会も行った。	○	企業の事例発表や講演会、施設見学会の開催と活動発表のための展示会への出展等によって、企業間における環境負荷の軽減への取組を支援した。	産業振興課
公害関係法令に関する情報提供	公害関係法令に関する説明会の開催、ホームページによる情報発信等	・法令改正に係る情報発信を行った。 ・事業所立入時に法令改正のチラシの配布を行った。(53社) ・事業所説明会の実施に向けて対象事業所の検討を行った。 ・事業所説明会を開催した。(30社48人参加) ・大気汚染立入時に公害抑制のチラシを配布した。(42社)	○	・立入時にチラシを直接配付することにより公害抑制の啓発ができた。 ・企業説明会のテーマを環境法令の初級編で設定したところ、1社で複数名での参加があり事業所側の法令の理解が深まった。	環境保全課
「ひらつか環境ファンクラブ」の活動の促進	活動発表会4回開催	活動発表会を4回開催した。	○	①4月に「緑化まつり」に参加し、パネル展示と環境教室を実施した。 ②7月に平塚市役所1階多目的スペース等で開催された「ひらつか環境フェア2015」に参加し、パネル展示と環境教室を実施した。 ③3月に平塚市役所1階多目的スペースにて、「ひらつか環境パネル展」を実施した。 ④3月に勤労会館にて、「ひらつか環境ファンクラブ活動発表会」を実施した。	環境政策課

(2) 自然環境の保全と再生

取組内容	事業計画	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
生物多様性の保全に向けた仕組みづくりの検討	戦略策定	神奈川県生物多様性地域戦略策定後に本市の対応を検討することとした	—	「かながわ生物多様性計画」が平成28年3月に策定されたため、平成27年度内に本市の対応を検討できなかった。	環境政策課
野生生物の情報収集・発信	情報収集・発信	博物館を活動拠点とする市民グループが主体となり市内の植物相の状況を調査し、これまでの植物標本の整理とデータ化を行った。	○	博物館を活動拠点とする市民グループ「湘南植物誌調査会」を主体として市内の植物の状況を調査し、情報を整理できた。	博物館
みどりと水辺のネットワークの形成	植栽等の整備	公共・公益スペースへの植栽等を行い、緑のネットワーク形成を図った。また、学校等の公共施設に草花の苗や球根を配布したほか、公園、広場等の公共用地及び公民館等の243個のボランティアや花壇に住民団体、公共機関の協力を得ながら花苗を植栽した。	○	毎年、継続的な取り組みを行うことで、みどりと水辺のネットワーク形成を維持している。	みどり公園・水辺課
生物空間の維持管理と利用	維持管理と利用	・里山保全モデル事業、環境教室、大学交流事業を計11回実施した。 ・「馬入水辺の楽校」にて「エコアップ隊」を9回実施した。	○	・里山保全モデル事業を7回、環境教室を1回、大学交流事業を3回実施した。 ・水辺の環境づくりや調査などを行うエコアップ活動で全9回、延べ195人が活動を行った。	環境政策課 農水産課 みどり公園・水辺課
自然についての展示、講座、観察会等の実施	4回	セミの抜け殻を調べる行事(2回)、金目川の野鳥を観察する自然教室(1回)、キノコの観察会(1回)を合計4回実施した。	○	参加者は、野鳥や植物・昆虫の観察や学習を通じて、身の周りの環境と生物の関わりを学び、野生生物への理解が促進された。	博物館
鳥獣対策の推進	予防策の周知、イノシシ捕獲檻の設置 28箇所	イノシシ捕獲のために既存の箱罠20基に加え、新たにくり罠18基を設置した。また、自主防除資材購入費への補助を行うことで、自主防除を促進した。	○	イノシシ27頭、シカ2頭、カラス317羽を捕獲した。 また、自主防除資材購入に対して33件補助した。	環境政策課 農水産課
特定外来生物の防除	捕獲・処分の実施	第2次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物の周知、捕獲等を実施した。	○	アライグマ48頭の捕獲等により防除を実施した。	環境政策課
里山保全モデル地区における活動の推進	里山の維持管理と活用	土屋頭無地区で里山保全モデル事業を7回実施した。	○	5月と10月から3月まで月1回のペースでモデル事業を開催し、累計で99人の参加者があった。	環境政策課

取組内容	事業計画	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	里山保全に関する講座・研修の実施、市民を主体とした里山保全活動の実施、ホームページ等による里山保全に関する情報の発信	里山保全モデル事業実施時に里山保全に関する研修等を実施した。 ホームページ等を利用し、里山保全事業に関する情報の発信を行った。	○	市民ボランティア等に向け、里山保全に関する研修等を実施した。 ホームページを利用し、里山保全モデル事業等の情報を発信した。	環境政策課
里山体験教室等の開催	9回	里山体験教室等を11回開催した。	○	里山保全モデル事業を7回、市民・大学交流事業を3回、夏休み子ども環境教室を1回開催した。	
担い手育成事業	農業経営改善計画認定推進活動の実施	再認定対象者に対して農業経営改善計画作成支援を行った。また、経営など相談を受けた方に対応した。 再認定:71件 新規:2件	○	認定農業者の再認定活動を確実に行うことを中心に、新規認定希望者に対応した。	農水産課
サポートファーマー育成事業	農作業研修・講義の開催	市民10人を対象に、湘南農業協同組合の専門講師の指導の下、事業を実施した。 (農業実習:37回)	○	サポートバンクなどの援農組織や援農ボランティアへ誘導した。	
農地の貸し借りの促進	農地制度に関する情報の発信による農地の貸し借りの促進	新たに貸し借りが設定された農地面積7.5ha	○	目標以上の農地集積・集約を行うことができた。 (新規利用権設定面積 ※年間目標7ha)	農業委員会
市民農園整備支援事業(市民農園整備に対する助成・開設)	1箇所	市ホームページやチラシの配布等により、農地地権者へのPRを行うとともに、農園開設の意向がある農地について、開設手続きを行った。その結果、城島地区(小鍋島)に1園開設した。	○	市民農園開設地のバランスをはかりながら、城島地区(小鍋島)に1園(27区画)開設。区画割りや物品購入費の一部を補助する等、開設のための支援を行った。	農水産課
ひらつか花アグリ「農の体験・交流館」の運営	農の体験・交流館の管理運営・広報活動の実施	親子野菜づくり体験&採れたて野菜調理教室を春(全4回)と秋(全4回)に実施した。農の体験・交流館たよりを年4回発行した。 また、花菜ガーデン、あさつゆ広場等と連携しひらつか花アグリ収穫祭の一環として農の体験・交流館収穫祭を実施した。(参加者:540人)	○	体験事業等を通して市民に対して農業との触れ合いの機会を創出するなど、理解促進を図ることができた。	農水産課

取組内容	事業計画	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
	花畑創出事業の実施	水田農業における休耕期に、農業者の参画のもとクリムソクローバーやリコリスの景観形成作物を栽培した。	△	ひらつか花アグリで景観づくりを実施し、来場者を楽しませた。 平成27年度からは、クリムソクローバーからリコリスを用いた景観づくりに徐々にシフトしていく。	農水産課
農業体験学習の支援	農業体験学習の支援	■米づくり体験隊 主催：ハツパ会 実施日：6月20日（田植え体験）、7月18日（草取り体験）、10月17、18日（収穫体験） 参加者：20組59人	○	収穫体験等を通じ、楽しみながら農業理解を深めることができた。	農水産課
地産地消の推進	ベジ太を活用して平塚産農産物をPR	様々なイベントにベジ太の着ぐるみを積極的に登場させ、平塚産農産物をPRした。	○	ベジ太に対する市民の認知度が上がり、農業理解の促進につながった。	農水産課 学校給食課
	学校給食における地場産品の利用等	地場産野菜を月平均4～5品目使用するよう努めた結果、使用品目26品目で品目ベース53%（昨年度49%）の割合となった。また、重量ベースにおいても、昨年度使用率16.8%から20.5%に上がった。野菜以外の地場産品については、アジ、カオリ麺、小松菜トマトパン、やまゆりポークを積極的に使用した。	○	地場産品を使用できるシステムは定着してきたが、割高であるとともに天候や作柄に左右されやすく、量の確保が難しいことがある。	
地場産品の普及	「湘南ひらつかふれあいマーケット」の開催 「湘南ひらつか名産品」の普及・PR等 地域ブランドの開発支援等の実施	・年11回湘南ひらつかふれあいマーケットを開催した。 ・イベント等で湘南ひらつか名産品の普及・宣伝を行った。	○	湘南ひらつかふれあいマーケットにおける地場産品の販売や、湘南ひらつか名産品の普及・宣伝により、地産地消の推進が図られた。	産業振興課 農水産課 商業観光課
		・「平塚市産業活性化会議」の開催（2回開催）。 ・諸課題を解決するため各プロジェクトチームによる検討、実証実験等を実施。 ・事業者の取組を支援するためのセミナーの開催（2回開催）。 ・6次産業化・地産地消法や中小企業地域資源活用促進法等に関する商品開発や販路拡大などの支援（5件）。 ・産業間連携促進事業に関するネットワーク化等の新規施策の検討。	○	産業間連携を促進するため、市内の各産業界代表者や学識経験者等で組織する「平塚市産業活性化会議」を2回開催するとともに、諸課題を解決するため、各プロジェクトチームにおいて引き続き検討、実証実験等を行った。 事業者の取組を支援するためのセミナーの開催、6次産業化・地産地消法や中小企業地域資源活用促進法の認定事業者や新事業・新商品開発を企図している事業者に対し、商品開発や販路拡大などの支援（5件）を引き続き実施した。また、産業間連携促進事業を効果的・体系的に進めるため、ネットワーク化等の新規施策の検討を行った。	

(3) 都市環境の保全と創造

取組内容	事業計画	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
身近な公園整備の推進	高麗山公園再整備、街区公園再整備	高麗山公園桜補植工事を実施した。	○	計画どおり工事が実施できた。	みどり公園・水辺課
花とみどりのまちづくりの推進	公共施設への草花等の配布	公共施設71箇所への花苗・球根配布を実施し(10月)、花とみどりのまちづくりの推進に寄与しました。	○	学校施設を中心とする公共施設へ配布することにより、施設利用者への緑化意識の高揚並びに花とみどりの心の醸成に寄与した。 今後も継続的な取り組みが必要と考える。	
	モデル地区等への草花の苗の配布	モデル地区及びモデル商店街へ、6月に3,020株、11月に3,020株の花苗を配布した。	○	モデル商店街を定め、花とみどりのまちづくりを推進した。	
新たな生垣の設置に対する助成	その他民有地緑化策についても検討	新たな生垣設置の6.6mに対して助成を行った。	×	いけがき設置奨励制度により、1件(前年度より5件減)に対して助成を実施した。	みどり公園・水辺課
保全樹林制度による樹木等の保全	保全樹木 63本 保全樹林 9箇所 保全生垣 5箇所	保全樹木 56本 保全樹林 8箇所 保全生垣 5箇所	×	基準に基づき候補樹木の調査(9箇所)をしたが、新規指定にふさわしいものはなかった。維持管理の助成を行った。	
道路沿いの緑化	市民による緑化協力箇所数 11箇所(苗木の提供3,900本)	11箇所に5,600本を提供し、緑化を行った。	○	提供箇所数を増やし、苗木の提供本数も目標値に達することができた。	道路管理課
緑化に関する普及啓発の実施	緑化まつり、緑化ポスター・標語コンクールの実施	第42回平塚市緑化まつりを開催し、2日間で47,000人の来場があった。 第42回平塚市緑化ポスター・標語コンクールを実施し、ポスター627点、標語1,080点の応募があった。また、ポスター全作品を展示した展示会には、4日間で合計950人の来場があった。	○	開催期間2日間で前年比4,000人減となった。また、環境配慮型イベントとしてゴミの減量化に取り組んだ。	みどり公園・水辺課
市民の緑化活動に対する支援	緑化モデル団体や公園愛護会の活動に対する支援	・緑化モデル団体に対し、交付金を交付し、花苗を配布した。 ・愛護会は、役員会、総会を開催し、各団体へは交付金を交付した。	○	・うるおいとやすらぎのあるまちにするため、地域での緑化を推進する「緑化モデル団体」への支援を継続し、みどりのネットワーク形成を図った。 ・愛護会は予定通り役員会、総会を行った。	

取組内容	事業計画	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
事業所等における緑化の促進	事業所等における緑化促進に関する指導	まちづくり条例に基づき、緑化指導を実施した。	○	緑化計画書の提出は55件、その他にも出来るだけ多くの緑地を確保するよう指導した。	みどり公園・水辺課
「美化推進モデル地区」における取組の支援	モデル地区・活動等の充実	美化モデル地区に対し、清掃や条例啓発等の美化活動に必要な支援を行った。	○	清掃活動に係る消耗品の提供やクリーンひらつか指導員の派遣により、美化活動の支援を行った。	循環型社会推進課
地区美化推進委員会に対する支援	活動に対する助成や連絡協議会の開催等	地区美化推進委員長連絡協議会を2回開催し、事業計画や補助金交付の説明を行った。	○	各地区の美化活動が補助金をもとに推進されていることが事業報告書等により確認できた。	
清潔なまちづくりに向けた普及啓発の実施	まちぐるみ大清掃の実施(年2回)、ポイ捨て防止キャンペーンの実施等	まちぐるみ大清掃を2回、クリーンキャンペーンを2回実施した。※6月、10月のキャンペーンは雨天により中止。	○	まちぐるみ大清掃やキャンペーンを通じて、美化意識の啓発をすることができた。	

(4) 地球環境保全への貢献

取組内容	事業計画	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
公共施設への太陽光発電システムの率先導入	競輪場メインスタンド改修工事等の発注 各施設の完成に向けた工事	太陽光発電システムを設置した市民病院新棟が完成した。	○	太陽光発電システム導入により、環境に配慮した公共施設の整備が進んだ。	建築住宅課 事業担当課
	屋根貸し制度等に関する調査・検討、導入可能な施設への整備	他市事例の状況等を踏まえ、調査・研究を行った。	○	神奈川県や他市の状況、新規事業の動向などについて調査・研究等を行った。	
新エネルギーに関する調査・検討の実施	調査・検討	神奈川県や他市での新エネルギーの補助制度等について情報収集を行った。	○	神奈川県や他市などで導入されているネット・ゼロ・エネルギー・ハウスへの補助制度等について調査することができた。	環境政策課
一般住宅への太陽光発電システムの等の設置に対する助成	太陽光発電システムの設置に対する助成 450件	—	—	概ね目標を達成したこと、太陽光発電システムの設置費用も下がってきたことにより、平成27年度から補助制度を廃止した。	
	燃料電池の設置に対する助成 70件	70件の助成をした。	○	広報ひらつかやホームページ等への掲載、各イベントでのチラシの配布等で周知を行い、目標を達成することが出来た。	
事業者の太陽光発電システム等の設置に対する支援	本市融資制度内に資金メニューの設置 利子補給・信用保証料補助	資金メニューに「地球温暖化対策資金」を設置するとともに融資を受けた事業者に対し、利子補給する制度等を設けた。 ・融資相談 0件 ・融資実行 0件 ・信用保証料補助 0件 ・利子補給 0件	○	融資及び補助金制度について、ウェブへの掲載やパンフレットの配布により、市内事業者への周知を図った。27年度については案件がなかったが、継続して積極的な事業周知を図る。	産業振興課
新エネルギーに関する普及啓発の実施	イベントでのPRや子ども環境教室の開催など	「緑化まつり」、「ひらつか環境フェア」などのイベントにおいて、市民団体とともに新エネルギーに関する環境教室等を実施した。	○	おもちゃを使った太陽光発電の体験やソーラーオルゴールの工作など、子どもの目線に合わせた環境教室を開催した。	環境政策課

取組内容	事業計画	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
日常生活における環境への配慮の取組の促進	「ひらつかCO2CO2(コツコツ)プラン」の取組呼びかけなど	小中学生 9,175 人、一般家庭 1,546 人 合計 10,721 人の参加があった。	○	市内全小学校を通して小学生の家庭(家庭数)や太陽光発電システム及びエネファームの設置補助金を交付した方等へ配布したことにより、参加者が増えた。	環境政策課
一般住宅への太陽光発電システムの設置に対する助成(再掲)	太陽光発電システムの設置に対する助成 450件	—	—	概ね目標を達成したこと、太陽光発電システムの設置費用も下がってきたことにより、平成27年度から補助制度を廃止した。	
	燃料電池の設置に対する助成 70件	70件の助成を行った。	○	広報ひらつかやホームページ等への掲載、各イベントでのチラシの配布等で周知を行い、目標を達成することが出来た。	
電気自動車等の導入に対する助成	—	20件の助成を行った。	○	広報やホームページで周知した結果、計画どおり助成することができた。	
自治会等が管理する防犯灯へのLEDの導入に対する助成	設置費の助成	LED235灯導入	○	助成対象とした239灯のうち、98.3%にあたる235灯にLEDが使用された。	危機管理課
雨水の有効活用促進	雨水貯留槽の設置に対する助成 20基	14基の補助金申請に対し、14基に補助金を交付した(雨水貯留槽:14基 浄化槽転用雨水貯留槽:0基)	△	広報やホームページで周知したほか、申請書様式の改善を図った結果、概ね計画どおりの申請があった。制度のさらなる周知を今後の課題とする。	下水道経営課
省エネルギー機器等の利用促進	イベント等における情報提供	7月に開催した「ひらつか環境フェア2015」等で市民団体や事業者と協力し、情報提供を行った。	○	太陽光発電やLED照明、エネファーム、HEMS等の省エネ機器の情報提供や実演を行い、PRをすることができた。	環境政策課
クール・ビル作戦等の実施	クール・ビル作戦、クール・タウン作戦の実施	クール・タウン作戦を実施し、554株のゴーヤ苗を112世帯に配布した。	○	昨年度よりも多くのゴーヤ苗を各世帯に配付できた。 (昨年度比249株、50世帯増)	
環境共生型企業懇話会の開催(再掲)	懇話会の開催・活動発表	平塚市環境共生型企業懇話会を6回開催し、その他に役員会も行った。	○	企業間の事例発表や講演会、施設見学の開催と活動発表のための展示会への出展などによって、企業間における環境負荷の軽減への取組を支援した。	産業振興課
事業者の太陽光発電システムや省エネ機器等の導入に対する支援(再掲)	本市融資制度内に資金メニューの設置 利子補給・信用保証料補助	資金メニューに「地球温暖化対策資金」を設置するとともに融資を受けた事業者に対し、利子補給する制度等を設けた。 ・融資相談 0件 ・融資実行 0件 ・信用保証料補助 0件 ・利子補給 0件	○	融資及び補助金制度について、ウェブへの掲載やパンフレットの配布により、市内事業者への周知を図った。27年度については案件が無かったが、継続して積極的な事業周知を図る。	産業振興課

取組内容	事業計画	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
事業活動における環境への配慮の促進	事業者に対する働きかけ、情報提供、設備導入に対する助成	広報紙、ホームページ、チラシなどを通じて環境設備導入に対する助成制度の周知を図った。1社に対して助成した。	○	計画通り事業者への周知・情報提供を行った。	環境政策課 産業振興課
建築に伴う環境負荷の低減	法令に基づく指示等の実施	法令に基づく指示等を実施した。	○	省エネルギー法に基づく届出において著しく不十分な届出はなく指示等もなかった。	建築指導課
ひらつかエコモードの取組の推進	取組の推進	全課共通の取組と本市の達成目標を設定して全庁的に取り組んだ。また、研修や環境監査の実施により、効果的な運用を図った。	△	電気使用量については、目標を達成する見込みで、用紙使用量は目標には届かないものの、削減が見込まれる。一方、ガソリンは増加見込みである。	環境政策課 ほか全所属
ごみの焼却に伴う余熱利用の推進	建設工事着手	工事契約を締結し、工事着手した。	○	順調に工事を行っている。	循環型社会推進課
環境に配慮した公共施設の整備の推進	競輪場メインスタンド改修工事等の発注 各施設の完成に向けた工事	・市民病院新棟工事が完成した。 ・市庁舎2期工事を進めている。 ・余熱利用施設等を発注した。	○	・市民病院新棟は太陽光発電や雨水利用設備の設置、新庁舎2期工事は雨水利用設備の設置を行うなど環境に配慮した計画としている。 ・余熱利用施設は環境事業センターから発生する余熱を利用した施設の整備をしている。	建築住宅課 危機管理課 道路管理課 事業担当課
	防犯灯へのLEDの導入 50灯	60灯	○	新たに設置した市管理防犯街路灯の全てにLEDを使用した。	
	街路灯のLED化の検討・導入	駅周辺部において街路灯のLED化(156灯)を行った。	○	当初、LED化の検討を行っていたが、一気に導入することができた。	
廃棄物発電	発電余剰分売電	発電余剰分として、25,399,770kwhの電力を売電した。	○	環境事業センターの運営事業者が発電余剰分を売電した。	環境施設課
公共施設における環境に配慮した電力調達契約の推進	事業者の選定・電力調達	電気事業者選定に際し、環境配慮面を考慮した。 各施設所管課の電力調達に係る競争の取りまとめを行い、環境評価項目を満たした事業者を対象に入札を実施し、契約を行った。	○	環境に配慮した電力契約に寄与した。 取りまとめ依頼を受けた施設について、全ての施設で事業者の選定を行うことができた。	契約検査課 環境政策課 事業担当課

取組内容	事業計画	実績	評価	評価の説明や取組に対する自己評価	主管課
ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発	ごみ減量化・資源化協力店制度の拡充等	新規協力店の申し込みもあったが、商店の閉鎖等により、拡充はできなかった。	△	ごみ減量化・資源化協力店への新規の申し込みはあるが、閉店する店舗が多く協力店数は減少。新規登録の啓発が必要。	循環型社会推進課 環境施設課
家庭ごみの有料化に向けた検討	有料化に向けた調査・研究	廃棄物対策審議会では粗大ごみ等の手数料に係る改定等の審議をしたが、ごみ袋の有料化については議論していない。近隣自治体の動向調査に努めた。	△	有料化の理由が導入自治体の事情により異なるため、慎重な議論の進め方が必要である。	循環型社会推進課
生ごみの減量化・資源化の促進	コンポスターの販売 115台	52台を販売した。	×	前年実績・計画ともに下回った。今後も回覧やイベント等で斡旋を周知する。	
	電動生ごみ処理機購入費の助成 30件	37件に対して補助を行った。	○	計画どおり事業を実施できた。今後も回覧やイベント等で斡旋を周知する。	
事業系ごみ多量排出者に対する指導	57件	各事業所の排出量を把握し、多量排出事業者には減量化等計画書を提出させた。(63件)	○	調査を実施し各事業所の排出量を把握。多量排出事業者は63社となり、全事業所から「減量化等計画書」を提出させ、事業者自身に排出量削減の意識付けをし、担当課で内容を把握した。	
剪定枝の有効利用の検討	市内から排出される剪定枝を二宮町に完成予定の資源化施設へ搬出	平成27年10月にごみ分別表を改訂。剪定枝の予約制各戸収集を行い、二宮町ウッドチップセンターへの搬入(約800トン)を開始した。	○	モデル地区を設けての効果検証は実施しなかったが、収集体制の構築及びそれに必要な予算の確保ができた。	
焼却残さの資源化の推進	新たなごみ焼却施設における焼却残さ資源化の開始	ごみ焼却施設焼却残さ(7,065.07トン)を資源化した。	○	計画どおり、ごみ焼却施設焼却残さを資源化した。	環境施設課
新たなごみ焼却施設の整備	ごみ焼却施設の整備・稼働	平成25年に整備事業が終了し、平成25年10月から本稼働を開始した。	—	—	
広域的なごみ処理の推進	広域処理施設の整備、ごみ分別収集区分の統一等	分別収集区分の統一に係るマニュアルを運用した。	○	施設を広域的に利用するためには各市町の分別収集区分を統一することが必要である。	

3 基本施策の具体的取組

(1) 「環境市民」による活動の促進

取組内容	実 績	主管課
子ども環境教室及び環境ポスター・作文コンクールの開催	子ども環境教室(参加者…海編:31人、里山編:94人、川編:150人)や環境フェア等にて環境教室を実施した。また、小中学生を対象とした環境作文・ポスターコンクール(応募者434人)を実施した。	環境政策課
こども自然体験教室の開催	びわ青少年の家で、農作業や収穫物の加工・創作活動などを行う、こども自然体験教室(びわっ子クラブ)を会員32人で年9回実施した。	青少年課
青少年育成・生涯学習等における環境学習の促進	地区公民館において、地域の自然環境について学ぶ講座や平塚市内の清掃施設を親子で見学する講座を開催した。(9講座・参加者数 延べ233人)	青少年課 中央公民館
博物館における環境に関する講座等の開催	セミの抜け殻を調べる行事(2回、38人)、金目川の野鳥を観察する自然教室(1回、9人)、吉沢地区でキノコの観察会(1回、1人)を開催した。市内の植物相の状況調査と植物標本の整理を進めた。	博物館
市民活動団体等と連携した出前講座等の実施	地球温暖化対策出前講座を10回開催し、316人が参加した。	環境政策課

(2) 生活環境の保全

取組内容	実 績	主管課
大気環境汚染状況の監視測定の実施	市内5箇所の測定局において、大気常時監視測定を実施した。 【環境基準達成状況】二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(長期的評価)、微小粒子状物質は達成、光化学オキシダントは非達成。	環境保全課
工場・事業場に対する指導等の実施	環境月間立入調査、冬季の立入調査を行い、測定結果等の確認及び指導を実施した。また、苦情発生時、アスベスト排出工事などの立入調査(137件)・指導等を実施した。	
環境にやさしい自動車利用に関する普及啓発・低公害車の導入の促進	広報紙、ホームページ等で減免措置並びに駐車場料金割引制度、導入補助の周知を図った。 電気自動車購入への補助は20件、駐車場割引(認定証発行)は8件行った。	環境政策課
下水道の整備・維持管理等の推進	【下水道の整備・維持管理】 ○污水管整備 L=130m ○管路更生 L=409m ○マンホール蓋交換 N=349箇所	下水道整備課
合併処理浄化槽の設置促進	維持管理費補助 223基	下水道経営課
農業集落排水施設の整備	【農業集落排水の整備】 ○土屋・吉沢地区 污水管整備 L=1,217m	下水道整備課

取組内容	実 績	主管課
水洗化の促進	○宅内排水設備確認申請件数 1484件 ○未接続家屋の接続を促す訪問件数 4070 件 ○工事費の助成 排水設備工事費助成 24件 排水設備工事費貸付あっせん 1件	下水道経営課
工場・事業場に対する指導等の実施	水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき工場等の立入調査(100件)・指導を実施した。	環境保全課
家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成	家畜排せつ物処理施設の一部を補助した。(10件)	農水産課
水質汚濁状況の監視測定等の実施	神奈川県測定計画に基づき河川2地点、海域1地点の環境調査を実施した。また、市独自の水質測定として河川や主要排水路21地点で測定を実施した。 【環境基準達成状況】 BOD:<河川>:96%(22/23)	環境保全課
化学物質に関する情報収集・提供	神奈川県から本市分のPRTRデータの提供を受け、有害化学物質の使用状況についてホームページで情報発信を行った。	
化学物質の適正管理の推進	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく申請時等(79件)に指導を行った。	
ダイオキシン類対策の推進	一般大気環境調査を2地点で年2回実施するとともに、ダイオキシン類に関する情報について、市ホームページで公開し、情報提供を行った。また、野焼き等の立入指導を16件実施した。 【環境基準達成状況】100%	
土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進	土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、14件の立入及び指導を行った。	
地下水汚染状況の監視測定の実施	神奈川県地下水質測定計画に基づき、24地点で地下水汚染実態調査を実施した。継続監視調査で8地点、環境基準を超過していた。 【環境基準達成状況 67%(16/24)】	
工場・事業場の汚染浄化対策効果確認調査の実施	工場・事業場周辺の汚染状況の確認のため、5社の周辺地下水調査を実施した。	
自動車や新幹線による騒音・振動への対応	自動車騒音の常時監視測定を5路線の7地点で実施し、環境基準の達成率は、84.4～100%でした。道路交通騒音・振動測定8路線の9地点で実施し、騒音は4地点で環境基準に適合、振動は全地点要請限度値以下であった。新幹線騒音・振動測定を6地点で実施し、騒音は4地点で環境基準値を超過、振動は全地点勧告指針値以下であった。	環境保全課
工場・事業場に対する規制・指導の実施	騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適時助言を行った。99件の立入を実施した。	

取組内容	実 績	主管課
臭気指数規制による悪臭への対応の充実	悪臭防止法の臭気指数規制に基づき、事業所の指導を行った。5件の立入を実施した。	環境保全課
地盤沈下量の測定と地下水利用の規制・指導	地盤沈下の進行を監視するため、精密水準測量及び観測井による地盤沈下量等の観測を実施した。また、条例に基づく地下水利用の規制指導を行った。	

(3) 自然環境の保全と再生

取組内容	実 績	主管課
河川・海岸での美化活動の促進	(河川)県が作製したリーフレットやチラシでキャンペーンを周知しました。 (海岸)海岸の美化キャンペーンを支援しました(6～8月に各1回、計3回)	みどり公園・水辺課
海岸浸食対策の促進	海岸管理者である神奈川県による養浜事業を確認した。(サンドリサイクルにより、平塚海岸内及び茅ヶ崎市柳島の堆積砂をビーチセンター西から旧龍城ヶ丘プール東の間へ運搬)	
海底耕うんの実施	海底耕うんを6回実施し、漁場の改善と廃棄物の状況調査を支援した。	農水産課
「馬入水辺の楽校」の運営に対する支援	馬入水辺の楽校の会の活動を支援した。 「エコアップ隊」(9回)	みどり公園・水辺課
馬入花畑の整備	馬入花畑の会と協力して、花畑の維持管理作業を年間50回実施した。摘み取りイベント(春:3,000人、秋:雨天中止)を実施した。また平塚地区環境対策協議会主催で約130人が4,000球のチューリップ球根植栽の支援を実施した。	
水辺の散策路の整備の促進	散策路の除草を26,236㎡分実施、注意喚起看板の設置や補修などを行った。	
河川で活動する市民活動団体の支援と連携強化	【土木】鈴川鯉のぼりまつり実施(5月2日から5月6日まで) 金目川清流こいのぼり鑑賞会実施(4月19日から5月10日まで) 【みどり】河川の愛護活動、環境美化活動を行う団体の活動を支援した。 河内川あじさいまつり(名義後援、駅前地下道にまつり周知のポスター掲示など) 渋田川桜まつり(河川占用の申請など)	土木総務課 みどり公園・水辺課
都市漁村交流活動の支援	小学生の体験乗船、子ども環境教室など各種イベントや地獲れ魚の直売会の開催を支援した。	農水産課
稚魚放流体験の実施	地元小学生によるヒラメの稚魚放流(2,000尾)を支援した。その他、水産関係者による放流(15,440尾)を支援した。	農水産課
環境保全型農業の促進	園芸用廃ビニールの適正な処理による環境に配慮した農業生産を促進するため、廃棄処理事業の主体であるJA湘南に補助を実施した。	

取組内容	実 績	主管課
家畜排せつ物処理施設等の整備・改修に対する助成（再掲）	家畜排せつ物処理施設の一部を補助した。（10件）	農水産課
自然環境に配慮した農道・水路等の整備	農道を230m、用水路を30m、用水路の転落防止柵を144m整備した。 土木水利組合等に委託し、94,550㎡の除草を実施した。	

（４） 都市環境の保全と創造

取組内容	実 績	主管課
景観計画及び景観条例に基づく取組の推進	景観計画、景観条例の周知とともに、良好な景観形成に寄与する市民団体の活動をより活性化するため、職員派遣などの支援を行った。また、民間事業者及び公共施設整備等に対しては、「景観ガイドライン」や「公共施設景観ガイドライン」に基づき、景観事前相談や協議を行うとともに、良好な景観形成に向けた指導・助言を行った。	まちづくり 政策課
西部丘陵地域資源活用検討事業	①東京農業大学地域再生研究部会「湘南ひらつか・ゆるぎ地区」分科会の会議（5回開催）に参加した。 ②「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」が開催するワークショップ（3回開催）に参加した。 ③「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」から、地域活性化に関する講師の派遣依頼があり、講師（東京工業大学 真田准教授）を派遣した。	
市民によるまちづくりの支援	①大人対象の「まちづくりわいわい塾」については、お住まいの地区のまちづくりに興味・関心を持っていただくことを目的として、「みんなのまちづくり入門」を2月3日と2月10日の2回開催した。また、小学生とその保護者を対象とした「まちづくり探偵団」については、平塚のまちの移り変わりを学び、平塚市のまちづくりについて考える講座を1月30日に、また平塚市役所新庁舎の免震構造やユニバーサルデザインなどをクイズ形式で調査する「平塚市役所新庁舎を調査せよ」を3月28日に開催した。 ②平成27年度は市内の全小学生を対象に「にぎわいのある夏のまちかど」をテーマとして実施した。全作品（389作品）を美術館において平成27年10月29日から11月1日までの4日間展示し、延べ950人の来場があった。 ③景観まちづくりに関連する市民団体や企業等の活動を紹介し、景観への意識啓発を行う景観パネル展を平成27年5月25日から5月29日までの5日間開催した。	
建築協定制度の導入促進	ホームページや開発事業の事前相談時に建築協定のPRを行った。	建築指導課
屋外広告物の掲出に関する規制・指導の実施	平塚駅周辺や景観重点区域の事業所等に対して、屋外広告物条例の周知及び安全点検の実施についてのリーフレットを配布し、適正な申請と安全管理を啓発した。 また、継続未申請の屋外広告物を表示している事業所等に対して、通知を送付し、継続申請を促した。 このほか、平成27年12月12日に除却協力員と市職員の総計64人により、平塚駅前周辺地域の違反広告物除却活動を実施し、違反広告物151枚を除却した。	まちづくり 政策課

取組内容	実 績	主管課
平塚八景の活用	①ハイキングコース経路修繕 6 か所(木橋補強、手すり補強、暗渠管設置、霧降りの滝石組階段設置、径路穴埋め、立石付近ロープ張り) ②ハイキングコース注意看板設置(5 か所) ③ハイキングコース指導標の柱付け替え修繕(1 か所) ④ハイキングコース案内標識の修繕(指導標 25 カ所※防腐剤塗布・文字入れ、案内板 2 枚※防腐剤塗布、石柱(2 本※文字入れ) ⑤平塚八景・前鳥神社案内看板の修繕(1枚※柱の付け替え・文字入れ)	商業観光課
歴史的・文化的資源の保存と活用	旧横浜ゴム平塚製造所記念館では、歴史講座(46 人)、文化講座(29 人)、音楽演奏会(春 430 人・秋 484 人)、同館利用団体による成果発表会(クリスマスフェスタ 792 人)や毎月1回の全館解放事業、コンサートなどの事業を実施し、資源の活用を図った。また、約 200 本のバラの開花に合わせ春と秋にバラフェスタを開催し、記念館をバラの拠点として活用した。 エコミュージアム金目まるごと博物館委員会により、桜まつり、収穫祭をはじめ年間を通じて、ガイドボランティア活動(1 回開催 18 人)、自然観察会(3 回開催 194 人)やどんぐりクラフトづくりなどの体験塾(2 回開催 105 人)で自然に親しみ体験することができるイベントを開催し、自然や歴史、文化財の保全と活用を進めた。	社会教育課
地域住民を中心としたまちづくりの推進	区画整理組合設立準備会及び土地区画整理組合と連携し、環境共生の取組など今後のまちづくりの検討や地権者へのヒアリングを行った。 神奈川県主催で、地元住民や学識経験者、行政の参加する「環境と共生するまちづくり検討会」に参加した。	都市整備課
ツインシティの整備の推進	関係機関とともに、環境共生モデル都市や土地利用計画の検討を行った。また、環境アセスメント予測評価書案を県知事に提出し、予測評価書の公告が行われた。	
バス交通の整備促進	・神奈川県地域交通研究会において、バス交通の充実や生活路線の運行確保等について調査・検討を行った。 ・速度低下の主な原因であるボトルネック解消には、交差点改良等が必要で莫大な費用と時間がかかるため、中長期的に「幹線バス、路線バスの再編」の中でバス事業者等と検討している。 ・上屋設置に対する補助制度(案)を作成しました。また、バス停付近駐輪場設置の調整が1箇所整った。 ・情報提供の強化に向けたバスマップの作成を、バス事業者と協働で検討している。	交通政策課
道路の新設・改良	幹線道路(北金目真田線)等の整備を実施した。	道路整備課
鉄道交通の整備促進	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議に参加し、鉄道混雑の緩和や新規鉄道の平塚駅乗り入れなどの実現に向け、商業関係者とともに、JRなどの関係機関に要望活動を実施した。	交通政策課
新しい公共交通システムの検討	南北都市軸において、幹線バス・路線バスの再編をしていく中で、バス専用レーン・公共交通優先信号・連節バス導入等の環境に配慮した高次な機能を備えた路線バスシステムの検討をバス事業者と協議した。	
駐輪場整備の促進	一時利用形態に特化して供用開始した八重咲町第2駐輪場の集客状況等を調査し、最適な運用形態の検証を行った。 平塚市広報、ホームページで民間事業者が平塚駅周辺に駐輪場を開設する際の支援制度の周知を図り、1件の補助金を交付した。	交通政策課
建物等の緑化の促進	有効な緑化策について情報収集をした。	みどり公園・水辺課

取組内容	実績	主管課
建造物による蓄熱の低減に向けた調査・検討	平塚市が取り組んでいるエネファームの一般家庭への普及促進策やクールタウン作戦などの温暖化軽減対策について、神奈川県へ情報提供した。また、県内自治体の取り組みについて、県から情報提供を受けた。	環境政策課 事業担当課
身近な公園整備の推進	高麗山公園再整備(桜の補植)工事を実施した。	みどり公園・ 水辺課
人工排熱の抑制に向けた普及啓発の実施	・ひらつか CO2CO2 プランは、小中学生 9,175 人、一般家庭 1,546 人 合計 10,721 人の参加があった。 ・クール・タウン作戦として 554 株のゴーヤ苗を 112 世帯に配布した。	環境政策課

(5) 地球環境保全への貢献

取組内容	実績	主管課
不法投棄防止パトロールの実施	県との合同パトロールを4回、随時のパトロールを 55 回実施した。	循環型社会 推進課
不法投棄防止に向けた普及啓発	不法投棄件数が増加傾向にあり、県と協力しながら、看板(41 枚)掲出等により、適正排出を啓発した。	
不法投棄物の追跡調査と回収	県、警察等関係機関と連携しながら、追跡調査に取り組んだ。	
広域的なごみ処理の推進(再掲)	改訂 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画に基づいて広域化を推進した。	
ツインシティ構想の推進(再掲)	区画整理組合設立準備会及び土地区画整理組合と連携し、環境共生の取組など今後のまちづくりの検討や地権者へのヒアリングを行った。 神奈川県の主催で、地元住民や学識経験者、行政の参加する「環境と共生するまちづくり検討会」に参加した。	都市整備課
桂川・相模川流域協議会への参加	運営委員会に出席し、クリーンキャンペーン等のイベントへの参加や同会の会報誌の配架や事業周知を行った。	環境政策課
金目川水害予防組合の活動の支援	春嶽山を所有する金目川水害予防組合の管理運営費の本市分を負担した。	農水産課
「湘南里川づくり」への参加	「湘南里川づくりみんなの会」の役員会に1回、フォーラムに 1 回、行政幹事として参加した。	企画政策課 関係課

第4部

環境審議会評価

平塚市環境基本計画（改訂版）
の進捗状況に係る点検結果

平塚市環境基本計画（改訂版）の進捗状況に係る点検結果

平成28年10月 平塚市環境審議会

平塚市環境審議会では、平成27年度の平塚市環境基本計画（改訂版）の進捗状況に係る点検を行った。点検結果は、以下のとおりである。

1 計画全般に対する評価

本計画第3期事業計画の4年間の3年目であった平成27年度において、重点施策の目標の達成は約6割。重点施策の具体的取組の達成は約8割であった。計画からの遅れが生じた施策については、課題解決に向けた検証を行うとともに改善に努める必要がある。また、目標を大きく上回っている事業については、実績等を考慮し目標設定や取組内容の見直しを図り、さらに推進していただきたい。

	目標達成数	実施したが 目標未達成数	進展せず 目標未達成数	未実施など 評価なし	合計
重点施策の目標	9	0	4	1	14
重点施策の具体的取組	67	5	3	4	79

2 重点施策に対する評価

（1）幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実

環境教育は、わかば環境 ISO の取組を中心として園児から中学生まで連続した取組が推進され、私立幼稚園への取組も広がっている。また、環境教室など市民団体等の協力により環境に関する体験的な学びも展開されている。

今後も、体験的な学び等を通して、将来を担う子どもたちが環境について自ら考え、率先して行動できるような事業を継続的に展開していただきたい。また、より多くの子ども達に環境教育の場を提供することができるよう、市民活動団体と協働し、事業の継続的な実施や周知を図られたい。

（2）市民活動や企業の取組に対する支援

一人一人の環境への取組を促し、環境市民を増やすことは重要である。地域において環境活動を行う市民・団体の集まりである環境ファンクラブの会員数を増やすため、様々な機会や媒体を通して、環境ファンクラブの活動内容や魅力のPRをお願いしたい。また、団体会員間や個人会員間の情報交換や交流活動により、市内の環境に関するネットワークが拡大することを期待する。

また、企業による環境への負荷を軽減するために、平塚市環境共生型企业懇話会等を通じて、企業間で情報交換、取組事例の紹介等を行うことにより、企業の環境意識の維持・向上を図られたい。

（3）生物多様性の保全対策の推進

国は、平成24年9月に生物多様性国家戦略 2012-2020 を策定し、自然と共生する世界の実

現に向けて、生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを掲げた。丘陵地、河川、海などの豊富な自然を擁している平塚の特性を踏まえ、生物多様性の保全に向けた様々な取組が求められている。今後は、平成28年3月に策定された「かながわ生物多様性計画」を踏まえ、調査、研究等を進め、市民、大学、企業と協力、連携できる仕組づくりや地域の特性に応じた施策等について検討されたい。

（４）里山の保全・再生とふれあいの推進

土屋、吉沢から成る土沢地区に残る里山は貴重な自然環境であるが、人の手が入らなくなったことで、荒廃が進むなど、自然環境保全のための施策が必要となっている。里山の自然環境を利用した体験活動が盛んに行われており、里山の保全再生活動は平塚の重要な取組の一つとなっている。市民、団体、大学、地域との連携、協働による様々な活動や里山を保全するボランティア活動の支援を継続することにより、里山保全再生活動を促進していただきたい。

（５）農業の活性化と農業とのふれあいの推進

農業の活力を維持し、優良な農地の保全を図るため、担い手育成事業、農地の貸借の促進等の支援、市民と農業とのふれあいの場の提供などが実施されているが、社会情勢の変化、農業従事者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による被害等により、耕作放棄地が増えているのが現状である。農地の貸し借りや市民農園の整備等をより一層促進させ、農業活性化の推進に努めていただきたい。

また、地産地消の推進に向けては、地元生産者や関係団体等と連携し、各種事業を実施していただきたい。

（６）みどりのネットワークの形成

市民や事業者との協働による緑化活動の取組などにより、身近なみどりの確保が図られている。また、各種イベントやコンクールなどにより市民の緑化意識の高揚が図られている。ヒートアイランド対策の一つの手法でもある緑化の取組への支援や普及啓発活動を今後も継続することにより、市民、事業者と一体となってみどりの保全と創造に努め、うるおいとやすらぎのあるまちを目指していただきたい。

（７）さわやかで清潔なまちづくりの推進

美化推進モデル地区における取組や地区美化推進委員会に対する支援を継続して実施するとともに、まちぐるみ大清掃やポイ捨て防止キャンペーンを通じて、さわやかで清潔なまちづくりに向けた取組を継続し、身近な地域の美化意識の啓発に努めていただきたい。

（８）新エネルギーの導入促進

エネルギーの需給問題は、東日本大震災以降、非常に重要な課題となっている。再生可能エネルギーの導入について、本市の地域性や経済性等を考慮し、県や他市事例等の調査・研究を引き続き行い、効果的な事業展開を図っていただきたい。また、イベントや各種媒体を通して、再生可能エネルギーに関する普及啓発に努めていただき、導入促進を図られたい。

（９）くらしや事業活動における環境への配慮の促進

日々のくらしの中で環境配慮行動を促す取組であるコツコツプランの参加人数は、増えてきている。今後も、小中学生を始めとして、多くの市民に地球温暖化対策の重要性を広く周知するなど、一人一人の環境配慮行動につながる効果的な取組を実施していただきたい。

また、街路灯、防犯灯のLED化については一定の成果がみられたところであるが、公共施設における環境に配慮した整備の推進について、取組を継続していただきたい。

（10）廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

廃棄物に関わる施策である市民一人当たりのごみの排出量、ごみの資源化率については、目標を達成することができたが、事業系ごみ多量排出者に対する指導やごみの減量化・資源化に向けた普及啓発活動の取組を継続していただきたい。また、ごみ焼却施設の焼却残さの資源化、家庭から排出される剪定枝の資源化など、広域的なごみ処理を推進していく中で、関係機関・団体などとの連携により、引き続きごみの減量化及び資源化を促進していただきたい。

3 まとめ

当審議会の点検結果については、市民や組織内における点検結果とともに今後の各施策に反映され、その実効性が高められることを期待する。

なお、今後、本格的な少子高齢化や地域経済の変化が予想されるなか、時代に応じた施策の実施が求められている。地域の特性や実情を考慮し、実効性、機動性、柔軟性をもって事業の展開を図っていただきたい。

平塚市環境審議会委員名簿

【任 期 平成27年4月1日～平成29年3月31日】

(順不同、敬称略)

区 分	氏 名	所属団体等
市 民 (公募委員)	上平 和子	
	片山 友美子	
	河邊 安男	
	鈴木 豊	
市 民 (団 体)	秋山 博	平塚市自治会連絡協議会
	齋藤 美代子	子供と親の環境教室「地球っ子ひろば」
	野口 シズ子	里山をよみがえらせる会
	中谷 由美子	平塚市ごみ減量化推進員会
事業者	小出 雅章	平塚商工会議所
	伊賀 祐人	平塚地区環境対策協議会
	湯山 師英	湘南農業協同組合
	後藤 武	平塚市漁業協同組合
学識経験者	【会長】 室田 憲一	東海大学教養学部
	【副会長】 堀 久男	神奈川大学理学部
	池貝 隆宏	神奈川県環境科学センター

(平成28年12月時点)

第5部

平成27年度地球温暖化対策 実行計画事業実績

第1章 温室効果ガスの排出量

第2章 平成27年度の取組状況

第1章 温室効果ガスの排出量

1 平塚市の2014年度の温室効果ガス排出量推計値

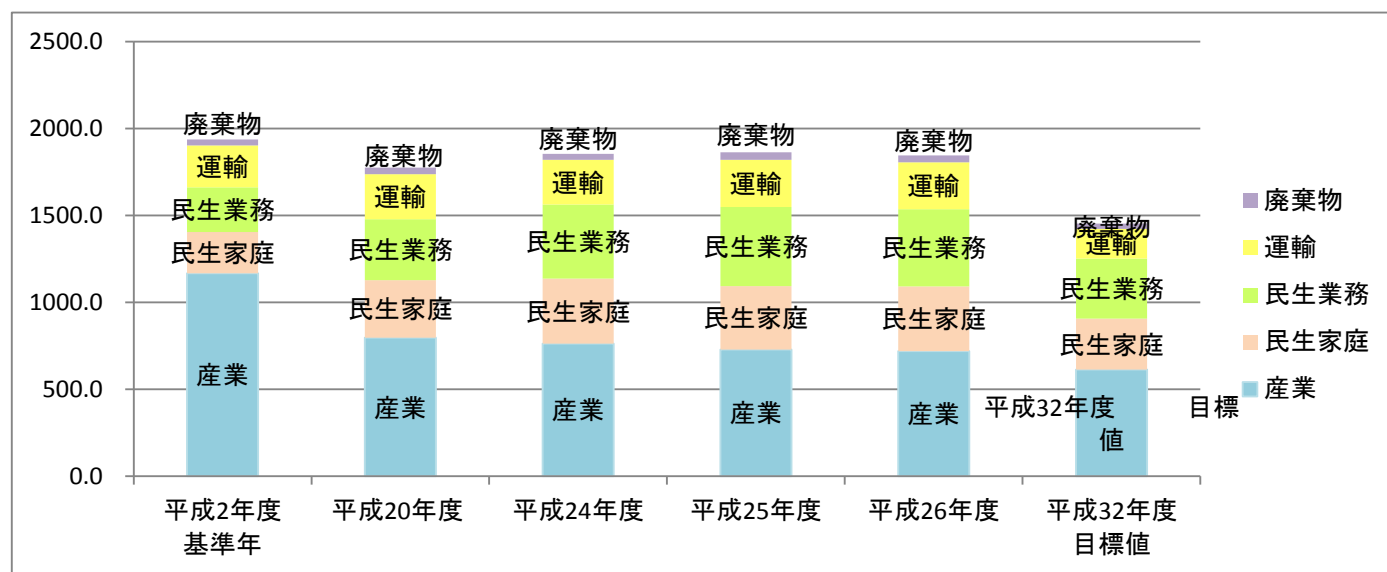
◆◆平塚市の二酸化炭素（CO₂）排出量推計◆◆

(単位：千t・CO₂)

		平成2年度 基準年	平成20年度 計画策定時	平成24年度	平成25年度	平成26年度 ①	平成32年度 目標値②	※現状で求められる 削減量③（①－②）	
CO ₂ 総排出量		1,935.9	1,775.2	1,853.3	1,862.0	1,805.9	1,452	354	-20%
部門別 排出量	産業	1,167.7	795.9	762.3	728.6	719.2	613	106	-15%
	民生家庭	235.8	331.9	374.8	365.5	372.4	293	79	-21%
	民生業務	257.5	350.3	424.9	454.5	444.5	345	100	-22%
	運輸	241.8	258.5	258.3	271.8	269.8	171	99	-37%
	廃棄物	33.1	38.6	33.0	41.6	38.8	30	9	-23%

削減量③は、小数点以下を四捨五入し計算しています。

◆◆平塚市域からの二酸化炭素排出量の推移◆◆ (単位：t・CO₂)



2 平塚市役所の2015年度の温室効果ガス排出量推計値

2015年度（平成27年度）の本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、46,780トンで、前年度と比較して4,423トン増加しました。内訳については、電気使用に伴う排出量と燃せるごみの焼却に伴う排出量が全体の87%以上を占めています。

平成27年度については、節電の取組等の結果、基準年度と比較して電気使用量（kWh）が約32.4%削減され、電力使用による二酸化炭素排出量も、約10.5%の減少となりました。また、燃せるごみの焼却に伴う排出量については、焼却量（t）が基準年度と比較して15.1%削減されましたが、排出量（CO₂）で見た場合は48.1%の増加となりました。燃せるごみの焼却量に対する温室効果ガスの排出量は、燃せるごみに含まれるプラスチックの割合等によって変化するためです。

全体の排出量（CO₂）は、基準年度と比較して約15.5%増となりました。

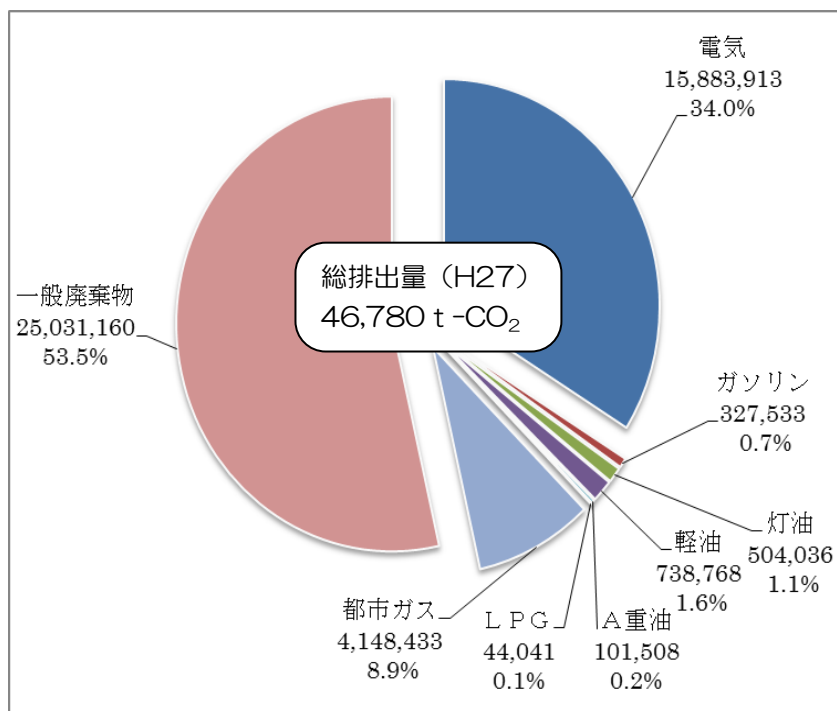
◆◆平塚市役所の温室効果ガス排出量の推移◆◆

単位：kg-CO₂

	H18年度 (基準年度)	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	削減率 (H18年度比)
電気	17,747,242	16,864,554	15,533,316	15,368,690	17,882,377	18,699,904	19,334,260	17,159,408	16,893,980	15,883,913	10.5%
ガソリン	408,812	391,939	373,235	366,432	330,298	307,613	314,956	326,301	315,471	327,533	19.9%
灯油	204,070	212,745	204,853	190,517	191,090	219,304	199,523	331,962	379,367	504,036	-147.0%
軽油	732,684	720,052	704,618	720,847	732,955	722,049	721,693	729,606	712,196	738,768	-0.8%
A重油	391,335	325,065	339,181	393,102	415,734	341,091	355,297	228,551	189,483	101,508	74.1%
LPG	57,374	62,082	40,335	55,182	54,078	46,813	45,425	57,801	44,692	44,041	23.2%
都市ガス	4,071,966	5,027,208	4,523,625	4,485,429	4,640,226	4,498,122	4,623,584	4,277,733	4,362,170	4,148,433	-1.9%
一般廃棄物	16,903,820	13,411,354	15,844,649	14,458,920	11,370,935	17,383,615	13,722,253	19,613,492	19,459,506	25,031,160	-48.1%
合計	40,517,303	37,014,999	37,563,812	36,039,119	35,617,693	42,218,512	39,316,991	42,724,854	42,356,864	46,779,392	-15.5%

◆◆項目別二酸化炭素排出量の割合◆◆

単位：kg-CO₂



（２）「太陽エネルギー」の活用を進めます



本市では、太陽光発電システムの普及に向けて、国・県等の関係機関と連携を図り、住宅への設置に対する支援を行うとともに、公共施設への率先的な導入に努めてきました。

こうした流れを受けて、太陽エネルギーの利用を市内に広め、エネルギー利用の転換の促進をめざします。

<平成27年度の取組状況>

◇一般住宅への太陽光発電システムの設置に対する普及啓発

緑化まつりやひらつか環境フェアなどのイベントにおいて、市民団体とともに新エネルギーに関する環境教室等を実施しました。

◇公共施設への太陽光発電システムの率先導入

平成27年度は、太陽光発電システムを設置した市民病院新棟が完成しました。

（３）公共交通等の利便性向上を図ります

本市では、バス事業者と協力し、運行情報を提供するバスロケーションシステムの導入など公共交通の利便性向上に努めてきました。

また、自転車等の利用促進に向けては、平塚駅周辺の自転車等駐車場の段階的な整備が進んでいます。

今後も、地域公共交通の導入支援や自転車の利用環境の向上など、市民、事業者、市の協働により、公共交通や自転車のより使いやすいまちづくりに取り組みます。

<平成27年度の取組状況>

◇地域公共交通強化の検討

他市での導入事例等を研究し、地域に密着した交通（コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド交通等）の導入の検討をしました。

◇路線バスの利便性の強化

神奈川県地域交通研究会に参加し、バス交通の活性化や生活路線の運行確保等について情報交換

を行いました。速度低下の主な原因であるボトルネック解消には、交差点改良等が必要で莫大な費用と時間がかかるため、中長期的に「幹線バス、路線バスの再編」の中でバス事業者等と検討しています。

情報提供の強化については、バスマップの作成についてバス事業者と協議をしましたが、情報交換のみで、作成方法等についての具体的な進展はありませんでした。

バス停待合環境整備については、上屋及び駐輪場等の設置に向けて補助制度の創設や整備の検討に留まっています。

◇自転車通行帯の整備

平塚海岸秦野線、平塚駅花水線に1,433mの自転車通行位置を明示しました。



◇民間自転車等駐車場整備への支援

駐輪場の整備状況や放置自転車の数などを勘察した結果、民間駐輪場の必要性があることから、補助金制度を継続しました。また、民間駐輪場の整備を促進するため、広報等でも周知に努め、平成27年度は代官町の1か所について開設を支援しました。

（４）クリーンエネルギー自動車等の普及を促進します

本市では、低公害車の普及啓発を図るとともに、公用車への低公害車の率先導入に努めてきました。二酸化炭素の排出が少ないクリーンエネルギー車等の導入や利用促進、利用環境の整備に取り組み、クリーンエネルギー車等の普及をめざします。そのためには環境の整備が重要であることから、充電設備の整備に努めます。

<平成27年度の取組状況>

◇電気自動車等普及・促進事業

広報紙、ホームページ、自動車等の販売店へちらしを送付し、軽自動車税の減免措置並びに駐車

場料金割引制度、導入補助の周知を図り、電気自動車導入助成20件、駐車場割引(認定証発行)8件を行いました。電動バイクの導入助成はありませんでした。また、充電設備設置助成については、神奈川県との会議等に参加し、情報収集を行いました。



電気自動車の公用車

（５）地球温暖化の環境学習を促進します

本市では、市民を対象にした「地球温暖化対策出前講座」や子どもを対象とした「わかば環境ISO」や「ひらつかCO₂CO₂（コツコツ）プラン（小・中学生編）」、「ごみ学級」などの取組により、地球温暖化に関する啓発や環境学習を推進するとともに、温室効果ガス排出量の把握に努めてきました。今後の新しい状況に対応した的確な地球温暖化対策をめざして、進めるべき取組を考えていきます。

＜平成27年度の取組状況＞

◇「わかば環境ISO」の取組

小中学校43校、幼稚園10園において、発達年齢段階に応じた取組がなされました。

◇「ごみ学級」等の実施

小学校28校全校で実施しました。

◇環境学習教材や情報の提供

環境学習教材の貸出を3回実施し、ひらつか環境学習ガイドホームページを更新しました。また、市内小学校の新3年生に環境学習教材「わたしたちの平塚」を配布しました。

◇市民活動団体等と連携した出前講座等の実施

市民団体による地球温暖化対策出前講座を10回実施しました。(参加人数316人)



夏休み子ども環境教室(川編)



ひらつか環境学習ガイドホームページ

2 施策ごとの実施状況

【施策の柱1】一人ひとりの自主的な地球温暖化対策を広げる

基本方針1-1

地球温暖化に関する環境学習の普及

施策	主管	取組名	H27年度計画 (2015年度)	27年度実施結果		
				①実績・実施内容	②評価	③評価の説明や取組に対する自己評価
施策①学校教育などにおける環境学習への支援						
①	教育総務課/ 教育指導課/ 環境政策課	「わかば環境ISO」の取組 【重点】	継続実施	・各校（園）から提出される各種書類により計画的に取組みが実践されていることを確認した。また、ホームページにおいて、取組み状況を2回更新した。 ・民間幼稚園5園において、取組みを継続するとともに、未加入の民間幼稚園へ参加を呼びかけた。その結果、平成28年度から新たに1園の参加の承諾を得た。	○	・担当者研修会の実施やホームページによる情報発信により、わかば環境ISOへの理解が深まり、学校（園）での円滑な取組みに繋がっている。 ・継続取組みの5園に加え、翌年度から1園の新規参加により、環境学習の充実に繋がっている。
①	保育課	保育園における環境への取組の促進	継続実施	・行事の際にペットボトルなどの廃材を利用して作品を作成した。ゴーヤ等を利用した緑のカーテンの取組みや、水遊びの際に節水や排水の再利用を心がけるなどの環境配慮を呼びかけた。（9園で実施） ・環境配慮行動チェックシートを全ての民間保育園に配布し、環境に対する意識を高めてもらった。	○	・保育園で作品を制作する際には廃材を利用するなど、環境に配慮した取組みを積極的に行った。また、節水に関しては園児たちに周知を行い、環境に配慮する意識を高めた。 ・環境に配慮する意識は定着しているものとする。
①	循環型社会推進課/ 環境政策課	「ごみ学級」等の実施 【重点】	継続実施	小学校4年生を対象に4月から6月にかけて市内28校で実施し、2,199人が受講した。	○	市内小学校4年生全校生徒28校に計画どおり実施できた。
施策②子どもの環境活動への支援						
②	環境政策課/ 教育研究所	環境学習教材や情報の提供 【重点】	継続実施	・教材の貸出3回、ひらつか環境学習ガイドホームページの更新を行った。 [アクセス数：3,309件] ・環境学習教材の貸し出し。 学習教材「わたしたちの平塚」を配布した。	○	・ワットチェッカー、ソーラーカー、手回し発電機、書籍等を貸し出した。ひらつか環境学習ガイドホームページのアクセス数は昨年度より約1,000件増加した。 ・学習教材「わたしたちの平塚」を市内小学校の新3年生に配布した。
②	環境政策課	子ども環境教室及び環境ポスター・作文コンクールの開催	継続実施	子ども環境教室（参加者…海編：31人、里山編：94人、川編：150人）や環境フェア等にて環境教室を実施した。また、小中学生を対象とした環境ポスター・作文コンクール（応募者434人）を実施した。	○	多くの子ども達の参加があり、環境に関して身近に感じ、考えてもらうきっかけ作りができた。
②	青少年課	こども自然体験教室の開催	継続実施	・びわ青少年の家で、農作業や収穫物の加工・創作活動などを行った。 ・こども自然体験教室（びわっ子クラブ）を会員32人で年9回開催した。	○	計画どおり農作業や収穫物の加工・創作活動を実施できた。
施策③環境学習の機会の提供						
③	環境政策課	里山体験教室等の開催	9回開催	里山体験教室等を11回開催した。	○	里山保全モデル事業を7回、市民・大学交流事業を3回、夏休み子ども環境教室を1回開催した。

③	青少年課/ 中央公民館	青少年育成・生涯学習等における環境学習の促進	継続実施	地区公民館において、地域の自然環境について学ぶ講座や平塚市内の清掃施設を親子で見学する講座を開催した。（9講座・参加者数延べ233人）	○	地域ニーズを把握し、地域団体等と共催して、地域に生息する生き物の観察会や清掃施設の見学を行うなど、環境を身近に感じようとする講座を実施した。その結果、前年度よりも講座数、参加者人数が増加した。
③	博物館	博物館における環境に関する講座等の開催	継続実施	セミの抜け殻を調べる行事（2回、38人）、金目川の野鳥を観察する自然教室（1回、9人）、吉沢地区でキノコの観察会（1回、1人）を開催した。市内の植物相の状況調査と植物標本の整理を進めた。	○	参加者は、野鳥や植物・昆虫の観察や学習を通じて、身の周りの環境と生物の関わりを学び、野生生物への理解が促進された。
③	環境政策課	市民活動団体等と連携した出前講座等の実施【重点】	10回実施	地球温暖化対策出前講座を10回開催し、316人が参加した。	○	各小中学校や公共施設等へ案内チラシを配布するとともに、広報にて周知を行った結果、計画どおり10回実施することができた。

基本方針1-2

環境に関連する産業活動や地域活動などの振興

施策	主管	取組名	H27年度計画 (2015年度)	27年度実施結果		
				①実績・実施内容	②評価	③評価の説明や取組に対する自己評価
施策①地球温暖化対策に取り組む市民活動への支援						
①	協働推進課/ 環境政策課	ひらつか市民活動センター、環境活動支援事業、ひらつか市民活動ファンド	支援実施	「公益信託ひらつか市民活動ファンド」により市民活動団体5団体の内、環境に関する活動も行っている3団体へ助成金を交付した。	○	27年度助成対象の5団体の中で環境に関するものは、植栽、海岸保全、放射能に関する普及啓発などの活動をしている3団体に合計23万円を助成した。
①	循環型社会推進課みどり公園・水辺課	環境保全活動団体への支援	継続実施	・ごみ減量化団体及び美化推進団体に対し支援した。 【公園愛護会】 ・公園愛護会への交付金の交付 ・連絡協議会への補助金の交付 ・総会、研修会の実施、会報の発行 【緑化モデル団体】 連絡協議会との連携として、情報提供や事業支援を行った。	○	・活動団体に対する適切な支援であると考えている。 ・交付金及び補助金の交付により活動の支援を行うとともに、総会・研修会・会報発行を通して情報提供を行った。 ・総会等の場を通じて団体間のコミュニケーションが図られてるとともに、団体が行う市内の緑を増やす活動の支援ができています。
①	環境政策課	市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進	継続実施	里山保全モデル事業実施時に里山保全に関する研修等を実施した。ホームページ等を利用し、里山保全事業に関する情報の発信を行った。	○	市民ボランティア等に向け、里山保全に関する研修等を実施しました。ホームページを利用し、里山保全モデル事業等の情報を発信した。
施策②地球温暖化対策に関する交流や情報交換の促進						
②	環境政策課	「ひらつか環境ファンクラブ」の活動の促進	継続実施	活動発表会を4回実施した。	○	・4月に「緑化まつり」に参加し、パネル展示と環境教室を実施した。 ・7月に平塚市役所1階多目的スペース等で開催された「ひらつか環境フェア2015」に参加し、パネル展示と環境教室を実施した。 ・3月に平塚市役所1階多目的スペースにて、「ひらつか環境パネル展」を実施した。 ・3月に勤労会館にて、「ひらつか環境ファンクラブ活動発表会」を実施した。

施策③地球温暖化対策に寄与する産業の振興

③	産業振興課	平塚市環境共生型企業懇話会	懇話会開催	平塚市環境共生型企業懇話会を6回開催し、その他に役員会も行った。	○	企業間の事例発表や講演会、施設見学の開催と活動発表のための展示会への出展などによって、企業間における環境負荷の軽減への取組を支援した。
③	産業振興課	平塚市企業立地促進補助金（環境設備助成）	見直し後の制度運用	広報紙、ホームページ、チラシなどを通じて環境設備導入に対する助成制度の周知を図った。1社に対して助成した。	○	計画どおり事業者への周知・情報提供を行った。

基本方針1-3

エコライフ・エコオフィス等の普及

施策	主管	取組名	H27年度計画 (2015年度)	27年度実施結果		
				①実績・実施内容	②評価	③評価の説明や取組に対する自己評価
施策①家庭のエコライフ推進への支援						
①	下水道経営課	雨水の有効活用の促進	助成実施	14基の補助金申請に対し14基に補助金を交付した。 (雨水貯留槽：14基 浄化槽転用雨水貯留槽：0基)	△	広報やホームページで周知したほか、申請書様式の改善を図った結果、概ね計画どおりの申請があった。制度のさらなる周知を今後の課題とする。
①	環境政策課	新エネルギーに関する普及啓発の実施	継続実施	・緑化まつりやひらつか環境フェアなどのイベントにおいて、市民団体とともに新エネルギーに関する環境教室等を実施した。 ・市ホームページで家庭向けの新エネルギーに関する取組の情報提供を行った。	○	・おもちゃを使った太陽光発電の体験やソーラーオルゴールの工作など、子どもの目線に合わせた環境教室を開催した。 ・市ホームページにより、市内の各家庭に新エネルギーに関する取組を周知できた。
①	環境政策課	一般住宅への太陽光発電システムの設定に対する助成 【重点】	—	—	—	概ね目標を達成したこと、太陽光発電システムの設定費用も下がってきたことにより、平成27年度から補助制度を廃止した。
施策②事業所のエコオフィス推進への支援						
②	環境政策課	新エネルギーに関する普及啓発の実施	継続実施	・緑化まつりやひらつか環境フェアなどのイベントにおいて、市民団体とともに新エネルギーの普及啓発を実施した。 ・市ホームページにより、事業所向けの新エネルギーに関する取組の情報提供を行った。	○	・予定どおり、緑化まつりやひらつか環境フェアなどのイベントにおいて、新エネルギーの普及啓発を実施できた。 ・市ホームページにより、市内の事業所に新エネルギーに関する取組を周知できた。
施策③「ひらつかCO2CO2(コツコツ)プラン」の拡充と推進						
③	環境政策課	「ひらつかCO2CO2(コツコツ)プラン」の取組の呼びかけ等 【重点】	年10,000人参加	小中学校を通じて市民等への普及、太陽光発電システム及びエネファームの設置補助金を交付した市民へ取組の呼びかけ等を行い、小中学生9,175人、一般家庭1,546人 合計10,721人の参加があった。	○	市内全小中学校を通して小学生の家庭(家庭数)や太陽光発電システム及びエネファームの設置補助金を交付した市民等へ配布したことにより、参加者が増えた。

【施策の柱2】都市の低炭素化と気候変動への適応を図る

基本方針2-1
交通の低炭素化

施策	主管	取組名	H27年度計画 (2015年度)	27年度実施結果		
				①実績・実施内容	②評価	③評価の説明や取組に対する自己評価
施策①公共交通のより使いやすいまちづくり						
①	交通政策課	地域公共交通強化の検討 【重点】	公共交通軸の検討	他市での導入事例等を研究し、本市における地域公共交通の導入の検討を行った。	△	検討は深まってきているが、基準の方向性はまだ定まっていない。
①	交通政策課/ 都市整備課	交通結節点強化の検討	地域と連携して 整備を検討	・東橋付近の用地交渉を開始し、地権者と借地条件等について協議を行い、調整が整った。 また、バス事業者との協議の結果、バス事業者の負担により案内看板を掲出してもらうこととなった。 ・新幹線新駅期成同盟会の場で取り組む方向性の確認や、関係自治体間での進め方の協議を行った。	○	・借地料の予算化等、庁内調整の必要がある。 ・ツインシティの交通結節点を強化するため、今後も引き続き新幹線新駅期成同盟会の場で協議、調整を行う。
①	交通政策課	路線バスの利便性の強化 (路線バス総合環境整備 事業計画、バス優先レーン 関連) 【重点】	路線バス総合環境整備事業の実 施	・神奈川県地域交通研究会において、バス交通の充実や生活路線の運行確保等について調査、検討した。 ・速度低下の主な原因であるボトルネック解消には、交差点改良等が必要で莫大な費用と時間がかかるため、中長期的に「幹線バス、路線バスの再編」の中でバス事業者等と検討した。南北都市軸において、幹線バス・路線バスの再編をしていく中で、バス専用レーン・公共交通優先信号・連節バス導入等の環境に配慮した高次な機能を備えた路線バスシステムの検討をバス事業者と協議した。	－	中長期的な調査・検討をしており、評価は行っていない。継続的に検討を行っていく。
①	交通政策課	路線バスの利便性の強化 (情報提供関連) 【重点】		情報提供の強化に向けたバスマップの作成を、バス事業者と協働で検討している。	×	検討の進展は小さい。具体的な協議へと進めていきたい。
①	交通政策課	路線バスの利便性の強化 (待合い環境整備関連) 【重点】	バス待待合い環境整備事業の実 施	上屋設置に対する補助制度（案）を作成した。	△	案の作成はできたが、制度実施にまで至らなかった。
①	都市整備課	ツインシティでの公共交通の利用促進	準備	県及び土地区画整理組合と協議、調整を行った。	○	土地区画整理組合が設立し、事業の実施段階に入った。今後とも継続して公共交通利用促進に向けた協議、調整を行っていく必要がある。
施策②自転車のより使いやすいまちづくり						
②	道路整備課 交通政策課	自転車通行帯の整備 【重点】	整備工事	平塚駅花水線に920mの自転車通行帯の整備を行った。	○	計画どおり整備ができ、自転車走行環境の向上が図られた。
②	道路整備課 交通政策課	平塚駅西口周辺の自転車 走行環境整備の検討 【重点】	歩行者、自転車の安全な通行帯の確保	歩行者、自転車の安全な通行帯の確保に向け、交通管理者等と協議を行った。	△	協議に時間を要しており、整備方針の確定までには至っていない。
②	交通政策課	民間自転車等駐車場整備への支援 【重点】	必要に応じた支援	駐輪場の整備状況や放置自転車の数などを調査した結果、民間駐輪場の必要性があることから補助金制度を継続した。 また、民間駐輪場の整備を促進するために広報ひらつか等でも周知に努めた。	○	民間駐輪場1か所の開設を支援した。

施策③交通の分散と円滑化						
③	道路整備課	幹線道路の整備	整備工事・用地買収	幹線道路（北金目真田線）等の整備を実施した。	○	計画通り整備ができ、交通混雑の緩和等が図られた。
③	道路整備課	交差点の改良	用地買収・整備工事	真土金目線交差点改良のための用地買収を行った。	○	予定した用地について取得が完了した。
③	交通政策課	モビリティ・マネジメント等の検討	具体化を検討	具体的な取組みは未実施。	×	総合交通計画では中長期的な取組方策として位置付けているため、今後検討する。
施策④クリーンエネルギー自動車等の普及促進						
④	環境政策課	電気自動車等普及・促進事業 【重点】		電気自動車の購入について20件の助成を行った。	○	広報やホームページで周知した結果、計画どおり助成することができた。

基本方針2-2

緑と水を活用した熱対策の普及

施策	主管	取組名	H27年度計画 (2015年度)	27年度実施結果		
				①実績・実施内容	②評価	③評価の説明や取組に対する自己評価
施策①まとまりある樹林地の環境保全						
①	環境政策課	里山保全モデル地区における活動の推進	継続実施	土屋頭無地区で里山保全モデル事業を7回実施した。	○	5月と10月から3月まで月1回のペースでモデル事業を開催し、累計で99人の参加者があった。
①	みどり公園・水辺課	樹林地の保全に向けた各種法制度の活用		制度の研究をしたが、活用には至らなかった。	×	樹林地の保全事業への新たな特定財源となる補助金制度などがない。また、保安林などの指定を受けられる当該管理地がない。
①	みどり公園・水辺課	保全樹・保全樹林の指定と保全		保全樹木56本 保全樹林8箇所 保全生垣5箇所	×	基準に基づき候補樹木の調査(9箇所)をしたが、新規指定にふさわしいものはなかった。維持管理の助成を行った。
①	農水産課	県との連携による湘南海岸砂防林保全の推進	湘南海岸砂防林の保全	平塚市森林整備計画の指定エリアを継続した。	○	砂防林指定区域の指定エリアを維持した。
施策②農地の環境保全						
②	農水産課	農業振興地域整備計画の推進	農用地の保全	農振農用地区域の指定を継続した。	○	農振農用地区域の指定を継続し、優良農用地を維持、保全した。
②	農業委員会事務局	農地流動化の促進	継続実施予定	新たに貸し借りが設定された農地面積7.5ha	○	農業者の高齢化、後継者不足により農地の遊休化防止、解消のため、農家双方の間に入って貸し借りの促進をした。その結果、年間目標7ha以上の農地集積・集約ができた。
②	農水産課	市民農園設置への支援	設置への支援及び補助	広報ひらつかや市ホームページ等により農地地権者へのPRを行うとともに、農園開設の意向のある農地について事前調査を実施した。その結果、城島地区(小鍋島)に1園開設した。	○	市民農園開設地のバランスをはかりながら、城島地区(小鍋島)に1園(27区画)開設した。区画割りや物品購入費の一部を補助する等開設のための支援を行った。
②	農水産課	サポートファーマーの育成	援農組織への新規登録	市民10人を対象に、湘南農業協同組合の専門講師の指導の下、事業を実施した。(農業実習:37回)	○	サポートバンクなどの援農組織や援農ボランティアへ誘導した。
②	農水産課	農業理解の促進	イベントへの支援	米づくり体験隊、及びでてこいまつり等の開催を支援した。	○	イベントの支援を行なうことで、市民に対し農業理解の促進を図った。
②	農水産課	「ひらつか花アグリ」の活動推進	運営	・親子野菜づくり体験&採れたて野菜調理教室を春(全4回)と秋(全4回)に実施した。 ・農の体験・交流館たよりを年4回発行した。 ・花菜ガーデン、あさつゆ広場等と連携しひらつか花アグリ収穫祭の一環として農の体験・交流館収穫祭を実施した。(参加者:540人) ・水田農業における休耕期に、農業者の参画のもとクリムソクローバーやリコリスの景観形成作物を栽培した。	○	・体験事業等を通して市民に対して農業との触れ合いの機会を創出するなどして、農業理解促進を図ることができた。 ・ひらつか花アグリは景観づくりを実施し、来場者に楽しんでいただいた。 ・新たに取り組んでいるリコリスによる景観創出は、植え付けから開花まで時間がかかるため、長期的な視点での計画的な取り組みが必要である。
②	農水産課	担い手総合対策の推進	農作業受託組織の拡充 担い手支援協議会の支援	再認定対象者に対して農業経営改善計画作成支援を行った。また、経営など相談を受けた方に対応した。 再認定:71件 新規:2件 変更:5件	○	認定農業者の再認定活動を確実に行うことを中心に、新規認定希望者に対応した。

施策③公園や街路樹の整備と活用

③	みどり公園・水辺課	住区基幹公園の整備		高麗山公園桜補植工事を実施した。	○	計画どおり工事が実施できた。
③	道路整備課	道路整備時の緑化の検討	継続実施	—	—	道路整備時に残地の発生がなく、緑化の検討ができなかった。

施策④建物や敷地の緑化と水の気化熱の活用

④	環境政策課	クール・ビル作戦等の実施	継続実施予定	クール・タウン作戦を実施し、554株のゴーヤ苗を112世帯に配布した。	○	昨年度よりも多くのゴーヤ苗を各世帯に配付できた。 (昨年度比249株、50世帯増)
④	みどり公園・水辺課	公共施設の緑化手法の検討		情報収集を行った。	○	公共施設整備の際は、整備担当課と調整を進めていきたい。
④	みどり公園・水辺課	まちづくり条例に基づく事業所等の緑化の促進		まちづくり条例に基づき、緑化指導を実施した。	○	緑化計画書の提出は55件あり、その他にも出来るだけ多くの緑地を確保するよう指導した。
④	みどり公園・水辺課	生垣化への支援と新たな緑化制度の導入		新たな生垣設置の6.6mに対して助成を行った。	×	いけがき設置奨励制度により、1件(前年度より5件減)に対して助成を実施した。
④	みどり公園・水辺課	緑化の普及啓発活動の実施		・第42回平塚市緑化まつりを開催し、2日間で47,000人の来場があった。 ・第42回平塚市緑化ポスター・標語コンクールを実施し、ポスター627点、標語1,080点の応募があった。また、ポスター全作品を展示した展示会には、4日間合計950人の来場があった。	○	開催期間2日間で前年比4,000人減となった。また、環境配慮型イベントとしてゴミの減量化に取り組んだ。
④	都市整備課	ツインシティでの緑化の導入・推進の検討	実施	土地区画整理組合と協議、調整を行った。	○	土地区画整理組合が設立し、事業の実施段階に入ったことから、緑化の配置等について具体的な協議、調整を行っていく必要がある。
④	都市整備課	ツインシティでの透水性舗装等の導入の検討	実施予定	関係行政機関と協議、調整を行った。	○	透水性舗装等の導入を図るため、今後も引き続き関係行政機関と協議、調整を行う。

【施策の柱3】低炭素となる新たなエネルギー技術を活用する

基本方針3-1

太陽光発電などの自然エネルギー利用
の普及

施策	主管	取組名	H27年度計画 (2015年度)	27年度実施結果		
				①実績・実施内容	②評価	③評価の説明や取組に対する自己評価
施策①太陽光発電システムの率先的な導入						
①	建築住宅課/事業担当課	公共施設への太陽光発電システムの率先導入	適宜導入	太陽光発電システムを設置した市民病院新棟が完成した。	○	太陽光発電システム導入により、自然エネルギー利用の普及に配慮した公共施設の整備が進んだ。
施策②太陽エネルギー利用への支援						
②	環境政策課	一般住宅への太陽光発電システムの設置に対する助成及び普及啓発【重点】		緑化まつりやひらつか環境フェアなどのイベントにおいて、市民団体とともに新エネルギーに関する環境教室等を実施した。	○	・一般住宅への太陽光発電システムの設置に対する助成は、概ね目標を達成したこと、太陽光発電システムの設置費用も下がってきたことにより、平成27年度から補助制度を廃止した。 ・おもちゃを使った太陽光発電の体験やソーラーオルゴールの工作など、子どもの目線に合わせた環境教室を開催した。
施策③県のスマートエネルギー構想との連携						
③	環境政策課	かながわソーラープロジェクトとの連携の検討【重点】	検討予定	「屋根貸し事業」について、他市の設置事例の調査・研究を実施した。	○	他市の屋根貸し事業参入事例や、かながわスマートエネルギー計画の事業事例などについて、動向を調査した。
③	環境政策課	スマートエネルギー構想との連携の検討【重点】	検討予定	創エネ、省エネの観点から家庭用燃料電池（エネファーム）の補助制度を行った。	○	70件に対して補助を行った。エネファームを普及推進することで、住宅のスマートハウス（創エネ）を図ることができた。

基本方針3-2

二酸化炭素の排出を抑える様々な技術
の普及

施策	主管	取組名	H27年度計画 (2015年度)	27年度実施結果		
				①実績・実施内容	②評価	③評価の説明や取組に対する自己評価
施策①公共施設等のエネルギー対策の推進						
①	建築住宅課	市営住宅の省エネ改修	年2～3棟改修	市営東中原住宅住棟3棟の屋上に断熱工法を用いた防水改修を施工した。	○	市営住宅の省エネルギー対策が進んだ。
①	危機管理課	防犯街路灯の省エネ改修	年150灯交換	・新たに設置した市管理防犯街路灯60灯にLEDを使用した。 ・自治会等が管理する防犯灯235灯のLED導入に対する助成を行った。	○	・新たに設置した市管理防犯街路灯の全てにLEDを使用した。 ・助成対象とした239灯のうち、98.3％にあたる235灯にLEDが使用された。

施策②二酸化炭素排出を抑えるエネルギー対策の普及						
②	環境政策課	新エネルギー導入に関する調査・検討、普及啓発の実施	検討	・新エネルギーに関する情報収集などを行った。 ・緑化まつりやひらつか環境フェアなどのイベントにおいて、市民団体とともに新エネルギーに関する環境教室等を実施した。	○	・新エネルギーに関する情報収集などを進めた。 ・おもちゃを使った太陽光発電の体験やソーラーオルゴールの工作など、子どもの目線に合わせた環境教室を開催した。
施策③ツインシティのエネルギー対策の検討						
③	都市整備課	ツインシティでの新エネルギーシステムの導入の検討	準備・実施	他市の先進事例の研究を行った。	○	今後とも環境共生のまちづくりに向けた先進事例等の研究が必要である。

【施策の柱4】ごみを減らし、廃棄物・排熱を有効に使う

基本方針4-1

ごみの焼却処理の減量化

施策	主管	取組名	H27年度計画 (2015年度)	27年度実施結果		
				①実績・実施内容	②評価	③評価の説明や取組に対する自己評価
施策①3Rの推進						
①	環境施設課	再生家具のリユース促進	継続実施	市民から出された粗大ごみの中から再利用可能な家具を修理再生し、市民に提供して再利用を促した。	○	計画どおり再生家具の提供を年6回約50点ずつ実施して再利用を促した。
①	循環型社会推進課	家庭ごみの収集有料化の検討		廃棄物対策審議会では粗大ごみ等の手数料に係る改定等の審議をしたが、ごみ袋の有料化については議論していない。近隣自治体の動向調査に努めた。	△	有料化の理由が導入自治体の事情により異なるため、慎重な議論の進め方が必要である。
①	循環型社会推進課	多量排出事業者指導事業	継続実施	63の事業所に対し、減量化等計画書を提出させることにより、事業者自身に現状を把握させ、減量化計画を立てさせた。また、当市も内容を把握するとともに15の事業所に立入調査を実施した。	○	計画どおり実施できた。
①	循環型社会推進課	平塚市ごみ減量化・資源化協力店制度	継続実施	新規協力店の申し込みもあったが、商店の閉鎖等により、拡充はできなかった。 平成27年度協力店数：193店 (平成26年度比 減11、増3)	△	ごみ減量化・資源化協力店への新規の申し込みはあるが、閉店する店舗が多く協力店数は減少している。新規登録の啓発が必要である。
①	循環型社会推進課	平塚市ごみ減量化推進委員会の活動支援	継続実施	交付金による活動支援やイベント開催への支援、ちらし作成などを行った。	○	ごみ減量化推進委員会によるごみの減量化の啓発に対し、十分な支援をした。
①	循環型社会推進課	ごみに関する啓発活動の実施	継続実施	28校から申し込みがあり、全校で実施した。	○	市内全校で実施することができ、ごみの減量化及び資源化の推進については、計画どおりに取り組むことができた。

①	循環型社会推進課	剪定枝資源化事業	4,000t	10月にごみ分別区分を変更し「剪定枝」を追加した。同月から二宮町ウッドチップセンターで資源化を開始した。	×	半年間に左記施設に搬入した量は約800トンであるが、本計画の数値目標と大きく乖離している。 ※計画値4,000tは平成24年3月策定「湘南西ブロック平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づくもので、平塚市以外の大磯町と二宮町分を含む数値。同年12月策定「二宮町（仮称）剪定枝資源化施設PFI導入可能性調査委託報告書」を踏まえ想定年間処理量を2,034tへ下方修正。現在そのうち1,681tを平塚市の計画値としている。
①	循環型社会推進課	生ごみ自家処理への支援	助成台数を勘案して検討	コンポスター52台を販売し、電動生ごみ処理機37件に対して補助を行った。	△	コンポスターは前年実績を下回ったが、電動生ごみ処理機は前年実績を上回った。
施策②広域的なごみ処理と新たな処理施設の整備						
②	環境施設課	ごみ処理広域化実施計画	厨芥類資源化施設稼働	平成26年1月に厨芥類資源化施設の整備を取りやめた。	—	環境事業センターの能力を踏まえた有効性の検証や広域実施計画等への影響を検討した結果、整備を中止した。

基本方針4-2

廃棄物・排水からのエネルギー利用

施策	主管	取組名	H27年度計画 (2015年度)	27年度実施結果		
				①実績・実施内容	②評価	③評価の説明や取組に対する自己評価
施策①ごみ処理から発生する排熱利用の推進						
①	環境施設課	環境事業センターの発電施設整備		発電余剰分として、 25,399,770kwh の電力を売電した。	○	環境事業センターの運営事業者が発電余剰分を売電した。
①	環境施設課	環境事業センター周辺整備事業		工事契約を締結し、工事着手した。	○	順調に工事を行っている。

第6部

資 料

1 平塚市環境基本条例

2 環境用語

平塚市環境基本条例

平成 10 年 12 月 16 日制定

私たちのまち平塚は、湘南の海をはじめとして、相模川や金目川などの大小河川、西部の丘陵や里山、さらには県下有数の田園地帯など豊かで身近な自然に恵まれ、四季を通じて温暖な気候や地理的歴史的特性とも相まって、商工業をはじめ農業、漁業などの様々な産業や文化が育まれるとともに、道路や公園などの都市基盤整備も進むなど、多様な産業と住みよい環境が調和した湘南の中核都市として発展してきました。

しかしながら、こうした都市化の進展に伴って、里山などの身近な自然が減少するとともに大気の汚染や廃棄物の増大などの都市生活型の環境問題も生じています。また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球環境に大きな負荷を与え、地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っています。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている立場にあること、そして地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを教育や学習の場などを通じて深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかなければなりません。

このような認識の下に、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とした地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が持続的に良好で恵み豊かな環境を享受できる「環境共生都市」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人との共生を確保するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であることから、市、市民及び事業者が自らの問題であることを認識し、すべての日常活動及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（滞在者の責務）

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 基本的施策

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、第22条に規定する平塚市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての指針）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に積極的に配慮するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

（1） 公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

（2） 野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るとともに、里山、農地、水辺地等の適正な保全及び地域の自然植生に配慮した緑化の推進を図り、自然と人との豊かなふれあいを確保すること。

（3） 水と緑を生かした都市基盤の整備、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保存、まちの美化、自然災害対策の強化等を推進するとともに、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、潤いと安らぎがある安全な都市環境の実現を図ること。

- (4) 地球環境保全に配慮しながら環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を市民等の参加の下に推進すること。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(行動計画の策定等)

第11条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に配慮した具体的な行動を促進するための計画を策定するものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動するものとする。

第3章 効果的推進のための施策

(市民等の意見を聴くための措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、必要に応じて市民等の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深め、その活動の意欲が増進されるように、教育機関等と協力し、教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動への支援)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び公開)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供又は公開するよう努めるものとする。

(規制の措置等)

第16条 市は、環境保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、その支障を防止するために必要な規制又は誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民又は事業者に対する適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、公害その他の環境保全上の支障の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体等と協力してその推進に努めるとともに、地球環境保全に資するため、国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、平塚市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べるることができる。

5 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

7 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第22条並びに附則第2項第2号及び第3項の規定は、平成11年1月1日から施行する。

(住みよい環境の確保に関する基本条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 住みよい環境の確保に関する基本条例（昭和48年条例第3号）

(2) 住みよい環境の確保に関する審議会条例（昭和48年条例第32号）

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「住みよい環境の確保に関する審議委員」を「環境審議会委員」に改める。

(平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

4 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に、「、平塚市環境基本条例（平成10年条例第18号）の本旨を達成するため」を加える。

(緑化の推進および緑の保全に関する条例の一部改正)

5 緑化の推進および緑の保全に関する条例（昭和50年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例（昭和48年条例第3号）に基づき」を「平塚市環境基本条例（平成10年条例第18号）の本旨を達成するため」に改める。

(平塚市埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

6 平塚市埋立て等の規制に関する条例（平成10年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例（昭和48年条例第3号）」を「平塚市環境基本条例（平成10年条例第18号）」に改める。

環境用語

【あ行】

ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組。本市は平成 12 年 2 月に認証取得した。

アイドリングストップ

自動車が停止しているときにエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）は、できるだけやめようということ。

硫黄酸化物（SO_x）

石炭、石油などの化石燃料に含まれる硫黄分の燃焼やディーゼル自動車の走行など社会的活動に伴って大気中に排出されるもので、その気体は、呼吸器を刺激して気管支炎やぜんそくの原因となったり、大気中の水蒸気や水滴に含まれることにより酸性雨の原因にもなる。

一酸化炭素（CO）

石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれ、体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺（まひ）させたり、貧血症を起こしたりする。

インペラカット

ポンプ、タービン等の効率を上げるため、インペラ（羽根車）を加工すること。

エコウィル

ガスエンジンで発電を行い、その排熱を給湯などに利用する家庭用のコージェネレーションシステム。湯はタンクに貯めて使う。

エコキュート

ヒートポンプ技術を利用し空気の熱で湯を沸かす電気給湯機。冷媒にはフロンではなく二酸化炭素を用い、湯はタンクに貯めて使う。

エコジョーズ

排気熱・潜熱回収システムにより熱効率を大きく向上させた高効率ガス給湯器。同様の仕組みの石油（灯油）給湯器をエコフィールと称する。

エネファーム

都市ガス・LP ガス・灯油などから燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電する燃料電池と、発電時の熱を利用した給湯器を組み合わせた、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム。

オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称。その大部分がオゾンで光化学スモッグの主成分となっている。

温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書においては、6種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が削減対象になっている。

【か行】

カーシェアリング

複数の人が少数の車を共同利用する会員制のレンタカー。携帯電話やパソコンで自動車の空き状況を把握し、必要な車種や時間だけ車両利用を予約し、利用することができるシステムが開発され、実用性が高まっている。

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設で、し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができる。

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、削減努力の及ばない部分を、他の主体や地域、他国の削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

環境アセスメント（環境影響評価）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際して、その影響の程度と範囲などについて事前に調査、予測、評価を行い、結果を公表して地域市民の意見を聞くことによって事業内容を見直す等の対策を講じようとするもの。

環境基準

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

気候変動に関する国際連合枠組条約

UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change

気候変動の問題に対する国際的な枠組みを定めた国際条約。平成4年（1992年）にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた環境と開発に関する国際連合会議（UNCED、地球サミット）で採択され、平成6年（1994年）に発効した。

気候変動枠組条約締約国会議

COP: Conference of the Parties

気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）における最高の意思決定機関。

気候変動に関する政府間パネル

IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change

気候変動に関する学術的報告の集約と評価を行う国連の組織。国際連合環境計画（UNEP）と国際連合の専門機関である世界気象機関（WMO）によって昭和63年（1988年）に設立され、数年おきに発行される評価報告書（Assessment Report）は政策決定や世論形成等への大きな影響力を持つ。これまでの気候変動対策は平成19年（2007年）の第4次報告書の知見によっており、第5次報告書の公表は平成27年（2015年）頃に予定されている。

規制基準

公害関係法令及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例で、事業者等が遵守すべき大気汚染、水質汚濁又は土壌汚染の原因となる物質の排出、騒音、振動、悪臭に関する基準。

京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議（「気候変動に関する国際連合枠組条約」第3回締結国際会議）において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。日本では、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが求められている。2005年2月に正式に発効した。

京都議定書目標達成計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、京都議定書の目標達成に向けて必要な措置を示した計画。

クリーンエネルギー自動車

ガソリンや軽油といった石油系の燃料を他の燃料（天然ガス、メタノール、水素など）や電気に替え、有害な排ガスを減らした自動車。二酸化炭素の排出も削減される。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

建築協定制度

建築基準法第69条の規定に基づく制度で、一定区域の住民が、住み良いまちづくりのために、法律で定められた基準に上乗せするルールを住民全員の合意によって定め、建築物を建てる場合にこのルールに従うことを約束する制度。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素に、強い太陽の紫外線が当たって光化学反応を起こして生ずるもので、その発生は気象条件に強く左右され、晴天の日で視界が悪く、高温、多湿、風が弱い時に発生しやすい。

公共施設みどり倍增運動

公共施設の緑化のために本市が推進している運動で、学校などの公共施設への草花の苗、種子、苗木の配布等を行っている。

小型焼却炉

一般的には処理能力が1時間あたり200kg未満の焼却炉のこと。

コージェネレーションシステム

ひとつのエネルギー源から、電気と熱などを同時に発生させ供給するシステム。熱電供給システム、あるいは熱供給発電と訳される。出されるエネルギーを有効かつ多角的に利用できる。

ごみ学級

本市が実施している小学校4年生を対象とした出前授業で、ボランティアが協力。収集車も出動するなど、臨場感のある楽しい学級として好評である。

【さ行】

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガス、原子力などの有限と考えられる枯渇性エネルギーに対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーをいう。太陽エネルギー、風水力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、雪氷熱、潮波力などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーがある。

里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。

自然エネルギー

太陽の光や熱、風や水の流れ、火山などの地熱、雪や氷、潮の流れや波、生物（持続可能な範囲で利用する場合）などから取り出すエネルギー。

市民農園

都市の住民がレクリエーションなどの営利以外の目的で、野菜や花を育てるための小面積の農地。

循環型地域社会

資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた地域社会のことをいう。

新エネルギー

「技術的には、ほぼ実用可能な段階にあるものの、従来の石油エネルギーに比べて費用がかさむため十分に普及していないもので、石油に代わるエネルギーとしてその導入が特に必要なもの」と定義されている。再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、雪氷熱利用、バイオマス利用、廃棄物利用、温度差利用）と従来型エネルギーの新利用形態（クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池）に分類される。

浸透枳

地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備のこと。

スチームドレン

ボイラー等で発生させた蒸気の排液のことで、熱（潜熱）の利用によって蒸気は熱を失い液体（水）となる。

スチームトラップ

蒸気を漏らさずにスチームドレンを排出する部品。

製造品出荷額等

国が毎年実施する工業統計調査において、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず廃物等の出荷額及びその他の収入額を合わせたもの。

精密水準測量

土地の高さ（標高）を調査するため、調査対象区域に水準点を設置し測量すること。水準儀及び標尺を用いて日本水準原点（国内の高さの基準となる点で東京都千代田区永田町にある。）及びこれに準ずる水準基点の高さと順次比べて高低差を求める作業。

【た行】

炭化水素（HC）

炭素（C）と水素（H）を含んだ有機化合物の総称で、主な発生源は自動車排出ガス、石油化学工場、ガソリンスタンドなどであり、窒素酸化物と同様に光化学スモッグの発生源物質となっている。

炭素クレジット（カーボンクレジット、排出枠）

二酸化炭素の排出量を企業間や国際間で流通するときの取り扱い（クレジット）のことで、取引単位はt-CO₂。京都議定書により先進国は排出量上限を決めているが、自国の排出削減努力だけで削減しき

れない分について、排出枠に満たない国の排出量を取引することができる（京都メカニズム）。発生源によって、AAU（初期割当分）、RMU（国内吸収源活動による吸収量分発行されるクレジット）、CER（クリーン開発メカニズムで発生するクレジット）、ERU（共同実施で発生するクレジット）の4つに分類される。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

平成10年（1998年）に公布され、いわゆる地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた。平成14年（2002年）の改正で、温室効果ガス排出量の公表、京都議定書目標達成計画の策定、内閣への地球温暖化対策推進本部の設置などが盛り込まれた。

地球サミット（環境と開発に関する国際連合会議、リオサミット）

平成4年（1992年）にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（リオ宣言）」やこの宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ21」そして「森林原則声明」が合意された。また、別途協議が続けられていた「気候変動枠組み条約」と「生物多様性条約」への署名が開始された。

窒素酸化物（NO_x）

燃焼一般に伴って発生し、燃焼段階で燃料中の窒素が酸化されたり（Fuel NO_x）、空気中の窒素が酸化され（Thermal NO_x）発生する気体で、石油を燃焼するボイラー等（固定発生源）と、自動車（移動発生源）が主な発生源で、代表的なものは、NO（一酸化窒素）とNO₂（二酸化窒素）であり、NO₂は鼻、ノドに刺激的に作用し、呼吸器系統に障害を与える。

ツインシティ

東海道新幹線新駅設置誘致地区の寒川町倉見地区と、相模川の対岸に位置する平塚市大神地区とを新たな道路橋で結び、東西両地区が一体となった新たなまちを形成するもので、環境と共生するモデル都市をめざしている。

低公害車

窒素酸化物や粒子状物質等の排出が少ないまたは

これらを全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車などがある。

低炭素

地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出を抑えること。

デマンド交通

利用者が交通業者に電話などで乗車を要請（デマンド）することで利用する交通手段。路線や運行時刻は決まっておらず、事前に予約をし、複数人の乗り合いで目的地まで送迎を行う。

透水性舗装

地下水のかん養、河川への雨水流出量の抑制などを図るため、雨水を地下に浸透しやすくする舗装。

都市熱

都市に蓄積される熱のことで、ヒートアイランド現象につながる。コンクリートやアスファルトは熱容量が大きく夜間になっても冷めにくいことに加えて、発熱する建物や自動車などが集中すること、蒸発散により温度を下げる緑や水面が少ないこと、風通しが悪いことなどから、都市には熱が蓄積されやすい。

トランジットモール

バス、路面電車等の公共交通機関だけが通行できるようにした、歩行者専用の街路。

【な行】

燃料電池

水素と空気中の酸素との化学反応から電力を取り出す仕組み。原理的には水素と酸素から水が生成され、有害物が排出されない。

農用地区域

農業に利用すべき土地として農業振興地域内に設定された土地区域のこと。農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される。

【は行】

バイオマス

生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語。農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなど再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻などの原料がある。また、廃食用油など植物性の油から精製される燃料をBDF（バイオディーゼル燃料）という。生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿・汚泥など廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスという。

ハイブリッドカー

エンジンと電気モーターを組み合わせて動力とする自動車。現在はエンジンを主にしているが、外部からの充電を行い電気モーターによる走行距離を伸ばしたプラグインハイブリッドカーも登場している。

ハイブリッド給湯器

ガス給湯器（エコジョーズ等）、電気給湯器（エコキュート等）、太陽熱温水器のいずれかを組み合わせることで熱効率を高めた給湯器。さらに太陽光発電を組み合わせる場合もある。

バリアフリー

建物や設備の形態や利用の仕組みが、障がい者や高齢者などの利用に広く対応していること。

春嶽山水源の森

秦野市の丹沢ヤビツ峠近くにある春嶽山の森。金目川の水源にあたり、秦野市、伊勢原市、本市の三市で管理している。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

BDF（バイオディーゼル燃料）

植物性の油から精製される燃料で、軽油と同様にディーゼルエンジンに使用することができる。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。コンクリートやアスファルトなどへの熱の蓄積、車やエアコンなどからの排熱、緑や水面の蒸発散が少ないことなどによって生じる。

ヒートポンプ

熱媒体等を用いて低温部分から高温部分へ熱を移動させる技術。冷熱を得るほぼ唯一の手段であることに加え、温熱を得るにも効率が高いなどの特徴があり、冷凍冷蔵庫、エアコン、ヒートポンプ式給湯器等に用いられる。

ppm (parts per million)、ppb (parts per billion)

微量な物質の濃度や含有率を表すのに用いられ、ppmは100万分の1を意味し、ppbは10億分の1を意味する。1 ppm=1,000ppb

ビオトープ

野生生物が生息する空間のことで、生態系として捉えることのできる最小の地理的単位を意味することもある。生物を意味するバイオ(bio)と場所を意味するトープ(tope)を合成したドイツ語。市内には、水辺の楽校などにある。

平塚市ごみ減量化・資源化協力店制度

本市がごみ減量化・資源化協力店を募集し、登録した店舗は包装の簡素化や買物袋の持参などを推進する制度。

ひらつか市民活動ファンド

市民活動を助成金の給付によって支援するため、市が平成15年7月に3,000万円の信託財産で創設した公益信託。

平塚八景

豊かな自然や歴史的・文化的建造物など、本市のシンボルとして親しまれてきた代表的な景観。「平塚砂丘夕映え」「金目川と観音堂」「湘南平」「森の前鳥神社」「霧降の滝・松岩寺」「八幡山公園」「湘南潮来」「七国峠・遠藤原」の八つがある。

浮遊粒子状物質

すす、土埃、花粉など粒子状態で大気中に存在する物で、粒径が $10\mu\text{m}^*$ 以下のものは大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。呼

吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。

また、浮遊粒子状物質よりもPM2.5（粒径が $2.5\mu\text{m}$ *以下）のような微小粒子状物質の方が、健康への悪影響が大きいと考えられている。

*： μm （マイクロメートル） $=1/1,000\text{mm}$

プレサイクル

事業者、消費者が共にごみを出さない商品の購入や簡易包装に努め、ごみの発生そのものを抑制する

こと。

【ま行】

水辺の楽校（がっこう）

河川を身近な環境学習の場として活用する国土交通省の事業。こどもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築、自然環境が豊かで安全な水辺の創出を理念としており、市内では「馬入水辺の楽校」が実施されている。

モビリティマネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

【や行】

谷戸（やと）

丘に囲まれた比較的細長い地形のことで、雑木林、畑、水田、溜池、小川などから構成される豊かな生態系を持つ。

「僕たちができること」

春日野中学校 1 年 山崎 隆世

「今年の夏は何の苗にしようかな。」

僕の夏の始まりはこの言葉から始まる。7 年前から夏にはグリーンカーテンづくりをする。春にゴーヤやひょうたんなどの種をまき、発芽させる。きゅうりの苗は、親せきのおじさんの所でかぼちゃの苗に切りこみを入れ、きゅうりの苗とくっつけて、つぎ木苗づくりをする。

5 月のゴールデンウィークには、家族全員で苗をプランターに植える。

一番大事なのが土づくりで、腐葉土と牛ふんの配合だ。腐葉土が多すぎると根腐りしてしまう。その為、土づくりが鍵となってくる。

今年は 20 株もの苗を植えた。6 月にはつるがのび始め、7 月には僕の身長もこえてしまった。グリーンカーテンの中と外での温度がどのくらい違うのかを調べると、1～2 度違い、グリーンカーテンの下は日陰になっていて、とても涼しく感じた。また、部屋の温度はグリーンカーテンが直射日光をさえぎるため、3 度も温度が違った。

なぜ、グリーンカーテンが涼しいのかを調べてみると、緑のカーテンは生きた植物であり、光合成や呼吸を行う。根から水分を取り入れ、水分を蒸発させる。その水分を蒸発させる時に、気化熱によって温度低減効果がえられるそうだ。気化熱というのは、水が蒸発する際に蒸発する水分に熱が移動し、蒸発する水分が空気中に熱を放出してくれる作用のことだ。確かに、グリーンカーテンに水をかけると、部屋の中に涼しい風が入ってきた。

グリーンカーテンがあれば、エアコンをつけなくても暑い夏でも、部屋で涼しく過ごすことができる。

今、世界では地球温暖化が問題になっている。地球温暖化になると、高温による冷房などの消費エネルギーの増加によるエネルギー不足が起きたり、豪雨・干ばつなどの異常気象の増加、また海面水位が上昇することで領土がなくなるなどの水没危険が起きるそうだ。

特に、世界で一番早く日が昇るキリバスという国では、平均海拔約 2 m という非常に低い陸地であるため、温暖化の影響を受けて、2050 年には水没するといわれている。また、イヌイトという民族が暮らすツンドラ地帯では、突然の強い風が吹いたり昔からある氷がとけていってしまったりしている。他にもイグルーという雪の家をつくるのが難しくなったり、ホッキョクグマが飢えたりもしているそうだ。

日本でも最近テレビで耳にする言葉の中に、水不足や気温の上昇などがあげられる。このままいくと、僕が大人になる頃には最高気温が 45 度を超え、水不足になり植物が育たなくなるかもしれない。

今から50年前の時代は、暑さをしのぐためにさまざまな工夫をしていた。でも今は、暑ければエアコンをつけるなど、すぐに涼しくなるので一人一人の暑さへの認識がうすくなっているのかもしれない。

今僕たちができること、やらなければいけないことに気がつかなければいけない。グリーンカーテンもその中の一つだ。少しでも涼しくなるために、環境の事をいま一度考えなければいけないと思う。

この平塚市が10年後も20年後も過ごしやすい市にするために、僕たち一人一人が未来について考えて、それを行動にうつすことができれば、この先もずっと素晴らしい平塚市であることができると思う。小さな事からコツコツと進めていくことが、今の僕たちにできることではないだろうか。



市民の鳥「しらさぎ」



市民の木「くすのき」



市民の花「なでしこ」

ひらつかの環境

(平成 27 年度 環境年次報告書)

平成 28 年 12 月

発 行	平塚市環境部環境政策課
	〒254-8686 平塚市浅間町9-1
	TEL 0463-23-1111 内線 2266
	FAX 0463-21-9603
